平成 26 年 7 月 1 日発行（奇数月 1 日発行）2014 Vol.39 No. 4　ISSN 1342-4351

広島県薬剤師会誌

2014
No. 252
隔月発行
7
月号

基礎と臨床の協働
薬学・薬剤師職能の発展を目指して

第53回

日本薬学会
日本薬剤師会
日本病院薬剤師会
中国四国支部学術大会

会 期 平成26年11月8日(土)・9日(日)

会 場 広島国際会議場

■参加登録 6月24日(火)～ 10月 2日(木)
■演題募集 6月24日(火)～ 8月 5日(火)
■要旨登録 8月12日(火)～ 9月18日(木)

実行委員長 木 平 健 治
（広島大学病院 教授・薬剤部長）

■学会事務局／広島大学病院薬剤部内
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3
TEL 082-257-5574 FAX 082-257-5598
E-mail：chushi53@hiroshima-u.ac.jp

■運営事務局／㈱近畿日本ツーリスト中国四国 広島支店
TEL 082-502-0909 FAX 082-221-7039
〒730-0032 広島市中区立町１番24号 有信ビル7階
E-mail：hiroshima-pharm@or.kntcs.co.jp
担当者：有吉元、近藤千枝子

http://www.hiroshima-pharm.jp

広島県薬剤師会誌目次　No.252

平成26年度第１回広島県地域包括ケア推進センター運営協議会	2
平成26年度第１回新たな財政支援制度検討委員会	3
平成26年度第１回日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会	4
核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部理事会・総会・広島県支部総会	5
日本薬剤師会平成26年度一般用医薬品担当者全国会議	6
平成26年度広島県薬物乱用対策本部幹事会議	7
日本薬剤師会平成26年度第１回都道府県薬会長協議会	8
第58回広島県病院薬剤師会総会	9
子育て応援団すこやか2014	10
ピンクリボンdeカープ in 広島	11
平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会第１回会議	12
日本薬剤師会平成26年度薬局実務実習担当者全国会議	13
日本薬剤師会代議員中国ブロック会議	15
日本薬剤師会全国災害対策担当者会議（第２回）	16
平成26年度保険医療機関等（薬局）指導打合せ会	18
平成26年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会	20
広島県環境審議会第25回温泉部会	27
福利厚生 指定店一覧	29
広島県立美術館「団体割引会員について」	31
県薬だより　県薬より支部長への発簡　常務理事会議事要旨　県薬日誌　行事予定　会員異動	32
行政だより	46
支部だより	67
諸団体だより	69
研修だより	76
広島県モバイルDI室・事例報告③	84
薬事情報センターのページ	87
安全性情報 No.312・No.313	90
検査センターだより	91
ひろしま桔梗研修会	92
薬剤師の休日	93
薬局紹介㊲	95
書籍等の紹介	96
告知板	97
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙
総会資料	巻末

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を使用しています。

表紙写真　ヒメハギ（姫萩）（ヒメハギ科）

ヒメハギと近い植物にイトヒメハギが中国大陸にあります。この根を遠志として漢方に使います。ヒメハギの根にもサポニンなど類似成分が含まれています。アメリカに自生するセネガも近縁植物で鎮咳去痰薬として有名です。

遠志は精神を安定させ不眠や動悸を鎮める帰脾湯という漢方処方に配剤されます。

写真解説：吉本　悟先生（安芸支部）　撮影場所：北広島町

平成26年度
第１回 広島県地域包括ケア推進センター運営協議会

会長　前田　泰則

日　時：平成26年４月10日（木）18:00～19:30
場　所：広島県健康福祉センター

山口昇センター長より新年度に向けての課題と多職種連協働による事業展開をお願いしたいという主旨のご挨拶がありました。

議事に関しては、平成25年度広島県地域包括ケア推進センターの事業報告について、又平成26年度の事業計画について以下の資料を参考に会議が進みました。

資料１　平成25年度広島県地域包括ケア推進センター（目的及び体制、組織図）
平成25年度各事業の実施報告
資料２　多職種連携推進事業、チームケア推進モデル事業の実施状況、地域包括ケア推進研修事業（専門外研修）の実施状況、退院調整状況調査について
資料３　在宅ケア推進事業、広島県における「地域ケア会議」ガイドライン
資料４　地域リハビリテーション推進事業、広島県地域リハビリテーション広域支援センター一覧等
資料５　看取り検討部会、特別養護老人ホーム「看取りアンケート調査」の結果と考察
資料６　専門相談・高齢者虐待関連研修・啓発事業
平成26年度各事業の実施計画
資料７　平成26年度広島県地域包括ケア推進センター事業実施計画
追加資料：市町の地域包括ケアの取り組みに対する広島県による支援について

様々な医療関連従事者による実体験、課題等が協議されました。基本的には少子高齢化という現実を前にして、今後の医療の在り方は、病院完結型から地域完結型への移行に如何に対応するべきか？地域に密着して医療関係者が多職種連携をより一層深めるとともに、机上の空論に陥らないためにも、介護ロボットの活用や、介護支援を必要としている現場の実情に合わない規制の緩和等々の大胆な発想で事業展開させることです。

薬剤師国家試験問題（平成26年３月１日・２日実施）

問６　1,4-ジヒドロピリジンはどれか。**１つ選べ。**

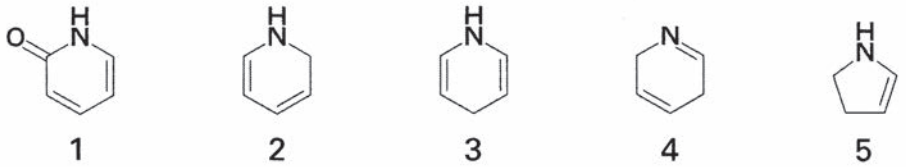

正答は 100 ページ

平成26年度
第１回 新たな財政支援制度検討委員会

会長　前田　泰則

日　時：平成26年４月18日（金）18:30～
場　所：県庁・北館

平成26年１月21日全国厚生労働関係部長局長会議で「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」（平成26年度公費で904億円）が示されました。

新たな財政支援制度の対象事業（案）として

1　病床の機能分化・連携のために必要な事業
2　在宅医療（歯科・薬局を含む）・介護サービスの充実のために必要な事業
3　医療従事者等の確保・養成のための事業

此のたびは、医療関連団体の関係する事業に対応し、次年度は介護支援にも重点を置く。

いよいよ、薬剤師にも在宅への参加が制度的に促されて広島県薬剤師会としましても支部薬剤師会との緊密な連携のもとにその財政支援制度の検討に入りました。

以下に案として、研修・支援センターの設置、在宅患者の残薬確認に関する調査事業、HMネットの普及・促進事業等を掲げて調整中です。

在宅医療を担う薬剤師・薬局の支援事業（案）

■在宅支援薬剤師専門研修

在宅医療に携わる専門的な薬剤師を養成するため、疼痛緩和ケア、抗がん剤治療、無菌調整、残薬確認、多職種連携等訪問薬剤管理指導に必要な知識・技能を習得する専門研修を実施する。

専門研修のカリキュラム策定と実施に当たっては、医療・介護関係団体及び県内の薬系大学（広島大学薬学部、福山大学薬学部、広島国際大学薬学部、安田女子大学薬学部）と連携して体制を整備します。

■在宅医療薬剤師支援センターの設置

広島県薬剤師会及び地域の基幹薬局に「在宅医療薬剤師支援センター」を設置する。

広島県薬剤師会は、チーム医療及び在宅医療を推進するため、医師、歯科医師、薬剤師など医療系職能組織の拠点化を進め、多職種協働連携体制を強化するとともに、研修・研究機能の強化による医療スタッフの専門性の向上を図る。

事業概要：広島県薬剤師会館の移転整備にともない医療福祉ゾーンに多職種協働によるチーム医療推進拠点整備及び在宅医療推進拠点整備を目的として二葉の里地区医療・福祉ゾーンに多職種協働事業を実施する事業所を設置する。

連携事業：広島県薬剤師会全支部連携による24時間体制薬局の運営（広島県歯科医師会休日夜間対応を含む）訪問介護支援事業、居宅介護支援事業等の施設整備。

①医薬品（無菌調整・医療用麻薬を含む）や衛生材料・医療材料（医療機器）の供給拠点
②在宅訪問薬局に関する相談窓口業務
③薬剤師による服薬管理研修会の開催
④在宅支援モバイルファーマシーの導入
⑤未就業薬剤師就労支援事業

在宅医療薬剤師支援センター設置場所

○二葉の里医療・福祉ゾーン：広島県薬剤師会全支部連携薬局（一般社団法人）
○現行の支部会営薬局（広島支部、安芸支部、呉支部、三原支部、福山支部）に在宅医療薬剤師支援センターを設置
○未設置地区（設置予定）：三次支部、西部地区、安佐支部、東広島支部、尾道支部、竹原支部

■在宅患者の残薬確認に関する調査事業（広島県地域医療対策協議会における医薬品の適正使用推進事業を基盤とする）

在宅支援薬剤師による在宅患者の残薬確認調査と服薬管理指導を行い、その結果を他の医療・介護関係者と共有し、在宅患者の薬物療法の適正化を図る。

■ｅ-お薬手帖・HMネットの普及・促進事業

平成26年度
第１回 日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会

薬事情報センター長　**原田　修江**

日　時：平成26年４月25日（金）10:00～16:30
場　所：東京・日本薬剤師会

現在、日本薬剤師会（以下、「日薬」という。）では、会員の医薬品情報（以下、「DI」という。）リテラシーを向上するために、澤田康文日薬DI委員長を中心として種々の事業を実施しています。その一つが薬事情報センターを活用した「モバイルDI室（動くDI室）」事業です。本事業における薬事情報センターの役割は、ヒヤリ・ハット事例など医薬品市販後情報の収集・評価・提供と、会員の医薬品情報関連の要望を収集し、会員のDIリテラシー向上に寄与することです。モバイルDI室については、ご周知のとおり、当県では既に会誌やホームページを通じて事例をご紹介させていただいています。本研修会では、会員のDIリテラシー向上のために、今後、薬事情報センターがどのように関わっていけばよいかについて、ワークショップを通して検討を行いました。

プログラム　（敬称略）

1．開会挨拶　日薬副会長　土屋　文人

2．日薬及び薬剤師を取り巻く環境
日薬会長　児玉　　孝

3．「薬剤師法の任務条項」を責任を持って果たすために－縁の下の力持ちから、タグボート的働きへ－
日薬 DI 委員会委員　大津　史子

4．会員の DI リテラシー、薬剤師業務に必要な DI の入手法、DI メールニュース・DI 提供サイト等の利用状況の調査（医薬品情報へのアクセスに関する実態調査）日薬 DI 委員会委員　新田　朋弘

5．昼食

6．ワークショップ
テーマ「会員の医薬品情報リテラシー向上のためのプログラム作成！」
趣旨説明、オリエンテーション・作業説明
日薬 DI 委員会委員長　澤田　康文
〈参加者〉　研修生（DI センター担当者）／チューター（大学関係者）／サポーター（日薬 DI 委員）

7．閉会挨拶　日薬常務理事　宮﨑　長一郎

開会の挨拶に続き、まず、児玉孝日薬会長より、超少子高齢化社会を目前にして現在進められている社会保障制度改革の中で、薬局・薬剤師がいかに関わっていくかについて、厚生労働省関連事業及び法・制度等の改正を中心に説明がありました。日薬では、今年６月末を目途に、将来の薬局のあり方の指針となる「薬局グランドデザイン2014」を示す予定とのことです。

次に、大津史子日薬DI委員より、これからの薬事情報センターのあるべき姿についてご講演をいただきました。「薬剤師法に明記された薬剤師の任務は、憲法第25条に基づき国の責務が付託されたもののである。医療関連法規で任務条項があるのは、医師法、歯科医師法、薬剤師法のみで、３師は互いに独立した最高責任者である。調剤は、薬剤師の専属的業務であり、患者に薬剤を交付した後も、薬物療法の評価と問題を把握し、医師や患者に情報提供することまでを含む。したがって、医薬品が適正に使用されるためには、薬剤師が高いDIリテラシーを持つことが重要であり、薬事情報センターは現状を脱皮し、タグボート的な存在としてより積極的に活動することが求められている。」と述べられました。

続いて、新田朋弘日薬DI委員より、昨年日薬が実施したアンケート結果に基づき、会員のDIリテラシーの現状について紹介がありました。

午後は、まず、澤田康文日薬DI委員長より、ワークショップの趣旨・作業説明等があった後に、１グループ７～８名、７班に分かれてワークショップを行いました。「会員のDIリテラシー向上のために薬事情報センターにどのような仕組を構築するか？実践するための具体的ロードマップをどう設定するか？」について議論し、活発な意見交換を行いました。最後に、各班の意見を紹介し、全体討論を行い、閉会となりました。

新たな薬事情報センターへの生まれ変わりを目指して活発に動いていることをご報告致します。

※DIリテラシー ＝ 知りたい医薬品情報にたどり着き、それを正しく有効に利用できる能力

核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部理事会・総会・広島県支部総会

常務理事　中川　潤子

日　時：平成26年４月26日（土）14:30～
場　所：広島医師会館

IPPNW日本支部（JPPNW）総会が柳田実郎国際副評議員の司会で始まりました。平松恵一IPPNW日本支部長の挨拶の後、議長の任に就き、各議案の承認が行われ、全会一致で全議案が原案どおり可決されました。平成26年度収支予算案においては、世界大会へ日本支部から多くの人が参加できるよう最大限の予算を組んでいただきたいとの要望が出されました。

第21回IPPNW世界大会（カザフスタン）の仮プログラムについて柳田国際副評議員が、日本支部主催ワークショップについて片岡勝子日本支部事務総長が、続いて事務局から旅程案の説明がありました。

長崎県支部、大阪府支部、岐阜県支部、学生・若手医師部会からの近況報告の後、インドネシアから来日中のイマデスバギアルタ東南アジア・太平洋地域学生代表が地域の医学生の活動について発表しました。

メキシコのナヤリットで開催された「第２回核兵器の人道的影響に関する会議（メキシコ会議）」について、朝長万左男IPPNW北アジア地域代表副会長から報告がありました。昨年２月にオスロで開催された第１回会議では、ノルウェイ政府と日本の外務省から依頼されて原爆の即時的影響についての発表でした。今回は長期的な影響を中心に、更に仮想の現代都市に広島型原爆あるいは１メガトンの水爆が落ちた場合の影響についての研究発表でした。第１回オスロ会議と第２回メキシコ会議で核兵器の非人道性に関する科学的検討はほぼ終了し、非人道性のコンセンサスは確率されました。ここからいよいよ核兵器の非合法化、核兵器の禁止のための法的枠組みの多国間協議のステップとなり、本年末ウイーンで開催される第３回人道会議では、法的枠組みの協議開始、核兵器保有国の参加が課題であると述べられました。

以上で日本支部総会は終了しました。

＜次　　第＞

１．開　会
２．日本支部長挨拶
３．議長選出
４．議　案
　第１号議案　平成 24 年度（2012 年度）収支決算書の件
　第２号議案　平成 25 年度（2013 年度）事業報告の件
　第３号議案　平成 26 年度（2014 年度）事業計画案の件
　第４号議案　平成 26 年度（2014 年度）収支予算案の件
５．その他
　⑴　平成 26 年度役員人事の件
　⑵　第 21 回 IPPNW 世界大会（カザフスタン）について
　　・プログラムについて（柳田）
　　・ワークショップ・企画展などについて（片岡）
　　・旅程案について
　　・その他
　⑶　各支部および学生・若手医師部会からの近況報告
　⑷　その他
６．メキシコ会議報告　朝長万左男（IPPNW 北アジア地域代表副会長）
７．閉　会

日本薬剤師会
平成26年度 一般用医薬品担当者全国会議

副会長　大塚　幸三

日　時：平成26年５月12日（月）13:30～16:30
場　所：東京・航空会館

平成25年12月13日に「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」が公布され、指定薬物に関する規制の見直しについては４月１日、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては６月12日から施行となります。　また、「薬事法施行令の一部を改正する政令」及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」がそれぞれ平成26年２月５日及び平成26年２月10日に公布され、平成26年６月12日から施行となります。

今回の改正では、医薬品の販売制度が見直され、適切なルールの下で一般用医薬品のすべてがインターネット販売等（特定販売）を行うことが可能となりました。また、医療用医薬品から一般用医薬品にスイッチされて間もない医薬品（スイッチ直後品目）や劇薬である一般用医薬品については、他の一般用医薬品とは性質が異なるため「要指導医薬品」に区分し、薬剤師による対面販売が義務づけられました。

以上の他、医薬品の販売方法、情報提供の方法、販売時の記録等が販売者に義務づけられるなど、多岐にわたる改正となっております。これらに関する情報が下記リンクに掲載されていますので、ご参照ください。（厚生労働省HP）

施行に伴い必要となる手続きについて

（１）改正法等施行の際（平成26年６月12日）、現に要指導医薬品の販売・授与を行っている薬局・店舗販売業・旧薬種商販売業の方は要指導医薬品の販売・授与を行っている旨を、施行日から30日以内に、最寄りの保健所まで届け出てください。

（２）改正法等施行の際、現に特定販売を行っている薬局・店舗販売業・旧薬種商販売業の方は以下の事項について、施行日以降直ちに、最寄りの保健所まで届け出てください。

- 特定販売を行う時間・営業時間のうち特定販売のみを行う時間
- 特定販売の広告に申請書に記載した薬局・店舗の名称と異なる名称を表示する場合は、その名称
- 特定販売のみを行う時間がある場合は、都道府県知事等による適切な監督に必要な設備の概要

なお、特定販売のみを行う時間がある場合の都道府県知事等による適切な監督を行うために必要な設備は以下のとおりとします。

- 画像を撮影するためのデジタルカメラ
- 撮影した画像を電子メールで送信するためのパソコン
- 店舗に固定された電話機

（３）改正法施行日以降、最初の許可更新を行う方は以下の事項に関する書類を、更新申請書に添付してください。

〈薬局・店舗販売業・旧薬種商販売業〉

- 販売する医薬品の区分
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 特定販売を行う場合は、特定販売を行う医薬品の区分及び主たるホームページの構成の概要（カタログ等を用いて広告するときはその概要）

〈新配置販売業〉

- 販売する医薬品の区分
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

届出様式は（１）、（２）、（３）共通です。以下の様式の該当する事項の欄に記入して、提出してください。

なお、卸売販売業の方は以下の事項を更新申請書の備考欄に記入してください。

〈卸売販売業〉

- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

改正法施行後の留意事項について

（１）変更届について

変更届の提出が必要となる変更事項が追加され、また、変更する事項によって、「事前の届出」と「変更後30日以内の届出」に分かれます。

今回の改正で追加・変更になった部分は以下のとおりです。

（ａ）事前に届出が必要な事項

〈薬局・店舗販売業〉

- 薬局・店舗の名称
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 特定販売の有無
- 特定販売に関する事項（主たるホームページの構成の概要を除く。）

〈旧薬種商販売業〉
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 特定販売の有無
- 特定販売に関する事項（主たるホームページの構成の概要を除く。）

（b）変更後30日以内に届出が必要な事項
〈薬局・店舗販売業・旧薬種商販売業〉
- 販売する医薬品の区分

〈新配置販売業〉
- 販売する医薬品の区分
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

〈卸売販売業〉
- 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

（２）新規許可申請について
〈薬局・店舗販売業〉
今回の法改正により、業務体制の概要や特定販売に関する事項などが新たに申請事項（添付書類）に加わり、申請書の様式が変更されています。詳細は最寄の保健所にお問い合わせください。

※広島県における薬事法改正に係る対応について
今回の法改正により、広島県内では現に許可を取得している薬局、店舗販売業及び旧薬種商販売業については、上記の届出を法改正施行日の６月12日までに提出することとされています。提出されていない薬局等におかれましては、速やかな提出をお願いします。提出については、「行政だより」のページの「医薬品販売制度に係る薬事法改正に伴う事前届について」を御確認ください。また、詳細は最寄りの保健所にお問い合わせください。

平成26年度 広島県薬物乱用対策本部幹事会議

副会長　大塚　幸三

日　時：平成26年６月18日（水）13:30～
場　所：県庁６階

中四国厚生局麻薬取締部、県教育委員会、県警、県立総合保健福祉センターより活動状況の報告があり、続いて26年度推進要綱（案）が了承されました。
その中で特に留意すべき点は
①合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応
②薬物の再乱用防止対策の強化
③国際的な連携・協力の推進
があげられました。
薬剤師会としては薬事衛生指導員、学校薬剤師を中心に店頭でも防止活動を推進するよう心掛けてください。

日本薬剤師会
平成26年度 第１回都道府県薬会長協議会

会長　前田　泰則

日　時：平成26年５月14日（水）13:00～16:30
場　所：東京・日本薬剤師会

児玉日薬会長の元気な挨拶にはじまり、座長に山崎太岐阜県薬会長が選出されました。

会務報告、日薬を巡る最近の動きについて寺山専務理事より説明を受けました。

報告事項

平成26年４月21日第74回社会保障審議会医療保険部会において、「プログラム法」（医療保険制度関係）の実施スケジュールが資料として配布されました。

１．医療保険制度の財政基盤の安定化について
　イ　（国保）に対する財政支援の拡充、ロ、国保の保険者、運営等の在り方に関し、国保の保険料の適正化……平成27年法案提出
２．医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について
　イ　国保の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減。
　ロ　同じく、後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること。
　ハ　被保険者の所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し。等々
３．医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について
　イ　高額療養費の見直し
　ロ　医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点から外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し。……平成27年法案提出

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要

１．新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）
２．地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
３．地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）
４．その他

保険者協議会に関する改正事項

都道府県が医療計画を策定する際には保険者協議会の意見を聴くこととする。

協議事項

１．改正薬事法への対応の件
２．平成27年度予算・税制改正要望事項の件
３．医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度に関する件
４．薬局・薬剤師の在り方等に関する件
　（１）薬局等における簡易検査の件
　（２）各種厚生労働省事業と法制度改正の関連性及び都道府県薬剤師会・地域薬剤師会への伝達の件
　（３）「薬局グランドデザイン2014」（仮称）策定の件

協議に付された内容が、それぞれ今後の開局薬剤師にとってハードルの高い事象であるばかりか、方向付けの羅針盤とも成り得る案件であって、次期執行体制にどのように受け継がれるのか皆目見当がつかない。

第58回 広島県病院薬剤師会総会

会長　**前田　泰則**

日　時：平成26年５月17日（土）14:00～
場　所：エソール広島

広島県病院薬剤師会木平健治会長のご挨拶には、今年の秋の日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会の中国・四国支部学術大会の開催に触れられていました。

今年は広島県での開催という事で、木平会長はもう一期続投という発言をされました。

中国・四国８県の持ち回りでの開催とお聞きしていますので、任期半ばでの退席は責任を果たしたことにはならないと強く決心されたことと思います。

以前にも触れましたが、３団体がタッグを組んで学術大会を開催できますのも、他団体との連携をうまく整えられた木平会長の実績に他なりません。

学術論文の審査、評価、表彰等々の一連の事業内容を卒なくこなされている様は、われわれ開局薬剤師の範とすべき多くの課題を連想させます。

開局薬剤師には、薬局等における簡易検査、フィジカルアセスメント等々の課題があり、病院薬剤師には病棟業務の中で専門性を生かせる薬剤師の対応が必要とされます。

今後も相互に連携を深めて、近い将来、薬剤師会館が二葉の里への移転の際は是非同じ屋根の下で事業連携したいものです。

薬剤師国家試験問題（平成26年３月１日・２日実施）

問 108　生薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。**2つ**選べ。

1　ハンゲはサトイモ科カラスビシャクの塊茎を用いる生薬で、消炎、利尿を目的に用いられる。
2　バクモンドウはユリ科ジャノヒゲの茎を用いる生薬で、鎮咳、去痰を目的に用いられる。
3　サンシシはアカネ科クチナシの果実を用いる生薬で、鎮静、利胆を目的に用いられる。
4　ケイヒはクスノキ科 *Cinnamomum cassia* Blume の根を用いる生薬で、健胃、解熱を目的に用いられる。
5　シャクヤクはボタン科シャクヤクの根を用いる生薬で、鎮痛、鎮痙を目的に用いられる。

正答は 100 ページ

子育て応援団すこやか2014

青年薬剤師会　竹本　貴明

日　時：平成26年5月24日（土）・25日（日）10:00～16:00
場　所：広島グリーンアリーナ

「子育て応援団すこやか2014」が開催され、私は24日（土）に参加させていただきました。

薬剤師会のブースでは、例年通りお菓子を薬に見立て分包機を使用しての調剤体験、子供に白衣を着せての記念撮影、お薬相談を行いました。薬剤師会のブースが例年と違う場所に移動したせいか、イベント開始時刻すぐには人の集まりがなかなかありませんでしたが、しかし、そこは慣れたもので女性薬剤師会の先生方がブースの前を通られるお父さん、お母さん方に笑顔で、明るく気さくに声を掛けられ、30分もしないうちに例年通り多くの方に並んでいただけました。

私が参加した24日だけでも280名ぐらいの方に記念撮影をしていただきました。さすがに12時と14時の「それいけ！アンパンマンショー」の時間帯にはあまり人は来られませんでしたが、それ以外の時間はお待ちいただくほどの盛況ぶりでした。

子供の調剤体験を見ながら「こうやっていつも薬を作っているんですね」とお母さん方にも興味を持っていただけたり、白衣を着た子供に「将来立派な薬剤師になってね」と言ってるお父さんや、一緒に来ていたおじいちゃん、おばあちゃんも喜んで一生懸命に携帯のカメラで撮影をしていたりと、見ているこちらも思わず笑顔になるようなイベントでした。

また、私の方も大変嬉しいことがあり、以前うちの薬局で頑張っていてくれたスタッフが、たまたま薬剤師会のブースを訪れ久しぶりの再会をすることができました。そして「もうすぐ２人目が産まれるんですよ」と素敵な報告をしてくれました。

そして、薬局実務実習中の安田女子大学の薬学生ボランティアのみなさんも絶えず笑顔でイベントに参加し頑張ってくれていました。薬局内で病気の患者さんに接するだけでなく、薬剤師綱領に謳われているように「薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う」職業であるということを、このような楽しいイベントを通じて地域の多くの人と触れ合い、体感していただく良い機会になったのではないかと思います。

ピンクリボンdeカープ in 広島

常務理事　松村　智子

日　時：平成26年５月25日（日）
場　所：マツダスタジアム

「ピンクリボンdeカープ in 広島」対西武ライオンズ戦が開かれました。交流戦で12球団では唯一白星がなかった広島東洋カープが５試合目で勝利を手にした記念すべき試合。ピンクのテント、ピンクリボンの旗、ピンクのTシャツを着た393人のボランティア、球場全体が赤とピンクのコラボでした。選手もサインで応援してくれました。

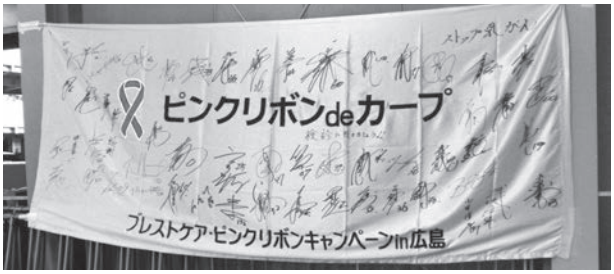

午後１時。３時の開門というのに、熱心なファンはすでに球場入口付近に集まっていました。そしてまだ準備が整っていないうちに「コラボバッチ」を求めて来られました。今年は広島で乳がん学会が開催されるとのことで広島大学病院乳腺外科と広島東洋カープがコラボしてデザインしたというカープピンクリボンバッチを提供していただきました。テレビと新聞で紹介されていたらしく、ピンクテントの前にも行列ができました。マスコミの影響はすごい！

午後６時、試合開始になりグランドでは感動的な始球式がありました。

入口付近の観客も急ぎ足となりグッズ販売の役目も終了しました。今年は広島大学の学生さんがピンクテントのボランティアとして参加されました。ピンクリボン活動は乳がん検診率の向上を目的として声をあげ、それを継続していくことの大切さを説明したら、「今年は授業の一環として参加しましたが、とても有意義なことと感じました。今後も個人でこの活動に参加したくなりました。」と言われました。期待しています。

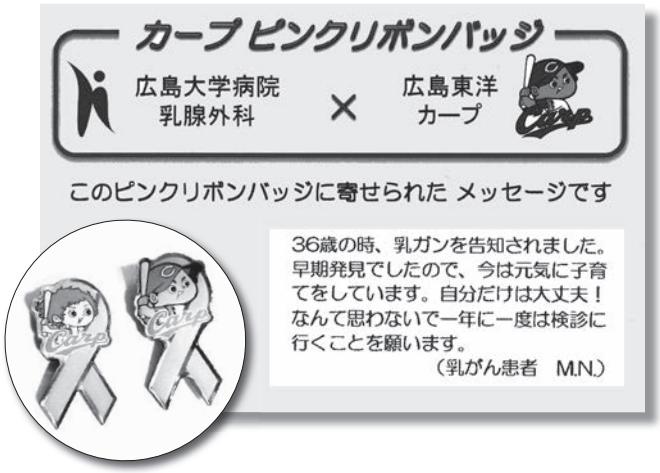

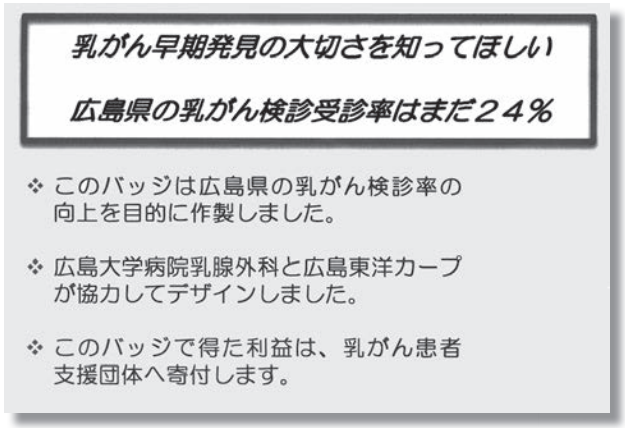

平成26年度 地域在宅緩和ケア推進協議会 第１回会議

常務理事　青野　拓郎

日　時：平成26年５月30日（金）19:00～20:30
場　所：県立広島病院

本家委員長の開会挨拶の後、今年度から新たに三次中央病院の佐伯先生と安佐市民病院の日笠先生が委員として参加され、また、広島県がん対策課長と緩和ケア支援室長が人事異動で新しく変わったこともあり自己紹介から会議は、始まりました。

報告事項

（１）平成26年度地域在宅緩和ケア推進モデル事業について

服部がん対策課専門員よりモデル地区にコーディネーターを配置し、コーディネーターのあり方、資源マップの作成等、全県で提供体制の充実・強化を図っていると報告がありました。

（２）地域包括ケアの取組状況（広島県　高齢者支援課）

今井高齢者支援課主査より目標値は、平成29年度に中学校区の125の日常生活圏域で、今年度末に23市町で地域包括ケアが実施できていることを目標としている。地域包括ケアロードマップ策定支援事業は、各市町において、具体的にロードマップ（行動計画）を策定、市町ごとに個別の支援を行っていくことになっていると報告がありました。

協議事項

（１）在宅緩和ケアコーディネーターの配置と活動について

今年度は、５地区（広島西、広島中央、広島、備北、未定）で行う予定で配置のあり方、活動のあり方について協議しました。またモデル地区での活動を検証し全県でのコーディネーター配置のあり方などの制度設計を検討していくことになりました。

（２）資源マップの共通モデルについて

千葉県在宅ネットワーク在宅医療・介護資源マップ（Web版）を実際に見た後、将来的にこのような形が良いのではないかなどを協議しました。今後、資源マップの共通モデル項目について検討すること、マップについて①媒体を冊子かインターネットにするか、②データの更新や手続き方法、③公開範囲は県民全般か医療従事者について委員から意見を求めることになりました。

（３）地域連携パス等について

地域連携パスや手帳のあり方については引き続き検討することになりました。

連絡事項

- 県民対象の在宅緩和ケア講演会：９月20日（土）
- 緩和ケアに携わるケアチーム・関係者研修会：11月22日（土）

情報提供

広島県薬剤師会で作成した在宅患者さんの療養のために、高カロリー輸液製剤、抗がん剤の混合や医療用麻薬注射剤の無菌調剤（モルヒネ注シリンジへの充填、バルーン式持続皮下注入器への充填）を実施するなどの無菌製剤（注射剤）が調剤可能な薬局のリストが広島がんネットのホームページに掲載されることが紹介されました。

最後に本家委員長より「幅広くまだ課題があるが、今後、様々なところで協議していただきたい。緩和ケアは、地域と拠点病院が深く連携している。モデルの地域については実践して、次回の会議では成果を御報告していただきたい。」と閉会の挨拶がありました。

日本薬剤師会
平成26年度 薬局実務実習担当者全国会議

常務理事　谷川　正之

日　時：平成26年６月１日（日）13:00～16:40
場　所：東京・日本薬剤師会
参加者：都道府県薬剤師会薬局実務実習担当役員各２人
及び日本薬剤師会薬学教育委員会委員、担当役員
（広島県からは青野・谷川各常務理事兼受け入れ実行委員が出席）

＜次　　第＞

司会：日本薬剤師会理事　笠井　秀一

1．開会の挨拶　日本薬剤師会会長　児玉　　孝
2．講演「薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂について」
　1）「コアカリキュラム改訂の背景・経緯等について」
　文部科学省高等教育局医学教育課薬学教育専門官　丸岡　　充
　2）「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂と学習成果基盤型教育 (Outcome-based-education)」
　昭和大学薬学部教授　木内　祐二
　（日本薬学会薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラムの改訂に関する調査研究委員会内、モデル・コアカリキュラム改訂に関する調査研究チーム委員）
　3）「改訂カリキュラムにおける薬局実務実習で求められる望ましい実習のあり方」
　日本薬剤師会常務理事　永田　泰造
　4）「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に係る受入薬局アンケート結果について」
　日本薬剤師会薬学教育委員会委員長　大原　　整
3．質疑応答
4．厚生労働省挨拶　厚生労働省医薬食品局総務課医薬情報室長　中井　清人
5．閉会の挨拶　日本薬剤師会副会長　生出泉太郎

この日は、全国的にも好天で暑い一日であった。

会議は、定刻に笠井日薬理事の司会により始まった。

開催の挨拶では、児玉日薬会長より会議の内容についての説明と薬学教育６年制への改革の流れと日薬の取り組み（思い入れ）についてなど、少し長めの挨拶があった。

続いて、「薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂について」をテーマとした講演に入り、まず丸岡専門官より「コアカリキュラム改訂の背景・経緯等について」（配布資料１）に説明があった。現在、薬学系大学は全国に73大学74学部（国立14大学・公立３大学・私立57大学）があること、薬学修業年限延長議論とモデル・コアカリキュラムを作成について新薬剤師養成問題懇談会（六者懇）で議論されたこと、コアカリ作成後10年が経過し、６年制教育への時代のニーズに合わせた改訂についての検討の経緯について、今後のスケジュールとして新カリキュラムの適応は平成27年度入学生より適用され平成31年度に改訂コアカリに基づく実務実習が始まることについて、薬学実務実習に関する連絡会議を設置し改訂コアカリに基づく薬学実務実習の在り方・実習の枠組みとして４期制への移行・実習施設の確保、室の向上など検討中の課題についての講演があった。

次に、木内先生より「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂と学習成果基盤型教育」（配布資料２）について説明があった。現在の実務実習を振り返ることから始まり、医療人教育カリキュラムの改革では医学部や歯学部に比べて薬学部の臨床実習が少ないこと、参加型実務実習とはどうあるべきか、近年の医療の変化とニーズの中で薬剤師への新たな期待はどんなものか、学習成果基盤型教育（Outcome-based-Education:OBE）について、薬剤師として求められる基本的な資質とは薬の専門家としての薬剤師ではなく医療の担い手としての心構えを持った薬剤師が求められていること、薬物療法についても主体的に計画、実施、評価し実践的な能力を有する薬剤師を育成すること。新コア・カリキュラムの中で医

療薬学（Ｅ）の改訂としては、コアとして必要なものに整理しつつも医療の進歩を反映し重要なものは追加し、Ｅ１「薬の作用と体の変化」（２）身体の病的変化を知るでは、多くの症候・病態について生じる原因とそれらを伴う代表的疾患を挙げ患者情報をもとに疾患を推測できるとある。また、薬学臨床（Ｆ）では「薬剤師として求められる基本的な資質」について実習を通して10年後の薬剤師業務、医療に必要な基本的能力を身に付けるとあり、入学後早期から卒業までに継続して習得しているべき内容であり、代表的な８疾患（がん、高血圧、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症）については、継続的に広く関わることとあり、広範囲にわたり新しい内容がいくつもでてきた講演であった。

休憩をはさんで、永田常務理事より「改訂カリキュラムにおける薬局実務実習で求められる望ましい実習のあり方」（配布資料３）と題して、６年制課程を卒業した薬剤師及び実務実習指導薬剤師へのアンケート（平成25年度文部科学省：大学における医療人養成推進等委託事業、薬学教育の現状と課題に関する調査研究）内容について、アンケート調査結果の一部が報告された。また、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（日本薬剤師研修センター、平成26年５月20日施行版：配付資料５）に基づいて、新規申請・更新申請についての概略説明があり、詳細については後日公表されるとのことであった。

続いて、大原委員長より「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に係る受入薬局アンケート結果について」（配布資料４）の報告があった。このアンケート調査は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」が約10年ぶりに改訂されたことから、６年制の実務実習となってから今まで（平成22年～平成25年12月まで）の実習を振り返るとともに、新モデル・コアカリキュラムの薬局実習における「セルフメディケーション」及び「在宅医療」に関する２点について、現状を把握、今後の受入体制整備の検討及び必要とされる指導薬剤師用教材の作成に役立てることを目的として、平成26年１月24日（金）から２月17日（月）の期間に実施された。調査対象は平成25年度に薬局実務実習の受入可能薬局として都道府県薬剤師会に登録された7,715件であり、そのうち3,693件（内広島県95薬局）であった。今後、全国値と広島県の比較検討を行いたいと考える。

二度目の休憩の後、質疑応答に入り福井県や兵庫県などから質問があった。

次に、中井室長より行政が提案している地域包括ケアのあるべき姿に薬局（薬剤師）がファーストアクセス（相談）・在宅医療・OTC等を頑張って欲しいと期待する挨拶があった。

最後に、生出副会長の閉会の挨拶で会議は終了した。

薬剤師国家試験問題（平成26年３月１日・２日実施）

問 160　ホルモン関連薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。<u>２つ</u>選べ。

1　チアマゾールは、ペルオキシダーゼを阻害し、甲状腺ホルモンの産生を抑制する。
2　トリロスタンは、3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素を阻害し、コルチゾールの産生を促進する。
3　ゴナドレリンは、副腎皮質を刺激し、糖質コルチコイドの産生を促進する。
4　テルグリドは、ドパミンD_2受容体を遮断し、プロラクチン遊離を抑制する。
5　オキシトシンは、子宮平滑筋を収縮させ、分娩を誘発する。

正答は 100 ページ

日本薬剤師会代議員中国ブロック会議

日本薬剤師会代議員　**青野　拓郎**

日　時：平成26年６月７日（土）・８日（日）
場　所：岡山プラザホテル

第83回日本薬剤師会定時総会へむけて標記の会議が岡山県でありました。ブロック世話人の小林健治鳥取県薬剤師会会長の開会挨拶で会議が始まり、議事に入る前に豊見雅文日本薬剤師会理事より日本薬剤師会状況報告がありました。

村上信行日薬代議員会議事運営委員より定時総会の議席、総会までのスケジュール、総会議事進行予定等について説明がありました。

決算委員会委員の選出について協議し山口県より西村正広日薬代議員、広島県より私が選出されました。

次に中国ブロックの代表質問者について協議し岡山県の小笠原加代日薬代議員に決まり、質問内容について協議し

１．質問の回答責任

今回の代議員質問の回答は現執行部からなされますが、次期執行部が今回の回答に対して責任をもって対応して頂けるのでしょうか。

２．向精神薬について

広域病院の長期処方にともなう向精神薬の不適切処方例（倍量処方、定期処方+頓服処方）が散見されます。いっそ「要分割調剤薬」として処方されれば､「苦渋の調剤」がなくなり、地元かかりつけ薬局の利用が促進され、「残薬確認」「面分業」「薬剤師職能」などに有用と思われますが、日本薬剤師会としてどのようにお考えでしょうか。

この他に次の19項目について質問することに決まりました。

３．ポイントについて
４．今後について
５．検体測定室について
６．役員決定のプロセスについて
７．お薬手帳について
８．ヨヤクスリに代わる日薬版創設サービスの作成について
９．日本薬剤師会会員証の活用方法について
10. 医薬分業の完成について
11. 日薬と日学薬の一体化について
12. 薬剤師需給問題
13. 日本薬剤師会員増員について
14. JPALSの運営・普及について
15. 薬事法等の一部改正について
16. 学術大会抄録集および日薬雑誌の電子媒体のお願い
17. 薬剤師フィジカルアセスメントについて
18. 災害薬事コーディネーターについて
19. 自動車（任意）保険請求について
20. 薬局の名称について
21. 在宅自己注射に使用する特定保健医療材料の処方箋発行について

次に議事運営委員会委員の推薦について協議し前田泰則日薬代議員を推薦することとなりました。

続いてブロック世話人の推薦について協議し前田泰則広島県薬剤師会会長を推薦することとなりました。

最後に次回のブロック会議の開催県を広島県とすることに決まり全部の議事が終わりました。

日本薬剤師会
全国災害対策担当者会議（第２回）

副会長　野村　祐仁

日　時：平成26年６月８日（日）12:15～16:30
場　所：東京・日本薬剤師会

＜次　　第＞

１．会開挨拶　日本薬剤師会副会長　生出泉太郎
２．安定ヨウ素剤の事前配布について　原子力規制庁放射線防護対策部
原子力防災政策課企画官（被ばく医療担当）　鈴木　健彦
３．日本薬剤師会新型インフルエンザ等対策業務継続計画について
日本薬剤師会専務理事　寺山　善彦
４．日本薬剤師会災害対策 BCP（業務継続計画）解説
日本薬剤師会常務理事　永田　泰造
日本薬剤師会災害対策委員会委員長　大澤　泰輔
日本薬剤師会災害対策委員会副委員長　丹野　佳郎
日本薬剤師会災害対策委員会委員　髙野　　真
５．SGD（スモールグループディスカッション）検討テーマ　８課題
６．総括　日本薬剤師会常務理事　永田　泰造
７．閉会挨拶　日本薬剤師会常務理事　永田　泰造

上記の次第に沿って進行した。

２．について

安定ヨウ素剤の各戸事前配布のための方策として、住民への適切な配布方法、配布対象、配布数、服用指導と副作用対策、経費負担、補充体制について検討され、平成24年10月31日に原子力災害対策指針が制定され、平成25年９月５日に全部改定があり、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものにするための、対策の一つとしてヨウ素剤の予防服用の体制について説明があった。内容としては、放射性ヨウ素は体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があり、このような内部被ばくは安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能であり、準備しておく必要があること。安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであること。

原子力災害対策重点区域のうちPAZ（原子力施設から概ね５㎞以内）においては、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。地方公共団体は安定ヨウ素剤の購入、管理を行い、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、予防効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、禁忌者やアレルギーを有する者に生じる健康被害、副作用、過剰服用による影響等の留意点を説明し、それらを記載した説明書と共に安定ヨウ素剤を配布する。

また、配布等を円滑に行うために、説明会を開催する必要があり、説明会において、薬剤師に医師を補助等させることができる。（多くの住民に対して説明を行う必要があり、安定ヨウ素剤のような薬剤に関する事項について、薬剤師が説明を行う等、薬剤師に医師を補助する協力を求めることも有効である。）

PAZ外においては、地方公共団体が緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄する。安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師が関与して行うべきであるが、時間的制約等のため必ずしも医師が

関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。

安定ヨウ素剤を配布するまでの流れ及び関係者の役割について説明があり、薬剤師は服用薬との相互作用の有無やアレルギー歴等をチェックし、「服用不適」や「慎重投与」を判断し、チェックシート等を作成・利用し医師へ相談、助言等を行うことが話された。

３．の中で安定ヨウ素剤を配布について50㎎丸しかない時に乳幼児への投与は、原末を使うなど薬剤師であれば簡単に対応できることもあり、医師会と事前に連携を取っておく必要性があることの話があった。

３．について

（公社）日本薬剤師会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（H25.5.11）に基づく「指定公共機関」に指定され、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、業務計画の作成が義務付けられている。

基本方針として感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民経済に及ぼす影響が最少となるよう、国、地域公共団体、指定公共機関及び都道府県薬剤師会等と相互に連携を図りながら、日薬における適切な業務の機能が維持できるようにすること。被害の想定を行い、発生段階（海外発生期→国内発生期→国内感染期→小康期）の分類と対応についての説明があり、危機管理体制として対策会議、対策本部を設置すること。そこで、情報収集を発生前（未発生期）、発生期（海外発生期以降）の段階に分けて行い情報提供も同時に行う。

発生段階に応じた継続業務の判断基準の作成、備品の整備と管理、対応検討事項の検討、関係機関との連携につて説明があった。次に実際の発生段階ごとの対応について、新型インフルエンザ等発生時における主な対策一覧等で説明があり、教育・訓練を行い、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、計画の見直しをしていくものとする旨の話があった。

４．について

新型インフルエンザ等に関するBCP（業務継続計画）については発信済みであり、都道府県薬剤師での作成において参考にして早期に作成してほしいと要望があった。

新型インフルエンザと震災等では、発生時期、発生地域、被害対象が違い、「大規模地震（BCP大規模地震編）」、「大規模水害、台風被害（BCP風水害編）」、「原子力事故（BCP原子力災害編）」、「新型インフルエンザ等重大感染症（BCP防疫対策編）」というそれぞれの災害に応じたBCPの作成が必要であることの話があった。

「業務継続計画（BCP）作成の手引き」の内容について、災害発生時に自分が何をしたらいいのか？何を優先するのか？を把握しておく必要があること等の説明があり、「薬剤師のための災害対策マニュアル」も参考にして、まず、各都道府県薬剤師会の業務継続計画（BCP）<震災対策編>を作成してもらいたいとの要望があった。

５．について

役員チーム６班と事務局チーム６班に分かれ課題が与えられそれについてディスカッションを行った。

課題１（役員）あなたは自分の仕事場にいます。まず何をしますか？（発災から１時間）

課題１（事務局）あなたは県薬会館にいます。まず何をしますか？（発災から１時間）

課題２（役員）災害担当役員のあなたは薬剤師会館に着きました。何をしますか？

課題２（事務局）災害担当役員も薬剤師会館に着きました。何をしますか？

……課題８まであり、課題ごとのディスカッション後に解説があった。

このSGDでの各グループ構成が、近隣の都道府県の役員、事務局員となっており、この機会を通じて近隣都道府県との連携を取りやすくするということ、役員と事務局の役割分担と双方連携の重要性を確認する意図もあり、このSGDを通しCPを作成しておくことの重要性がよくわかった。

災害はいつ発生するかわからず、事前の準備として、BCPの作成が非常に重要であり、各災害に応じた広島県薬剤師会版BCPを早期に作成しなければならいと考え、また、各支部においても、その支部に応じたBCPが必要であると思う。

平成26年度 保険医療機関等（薬局）指導打合せ会

副会長　村上　信行

日　時：平成26年６月９日（月）
場　所：広島県薬剤師會館

例年は５月中の開催が多いのですが、多くの団体が６月役員改選時期で、厚生局として躊躇されていたようです。日程的には６月末からの新規指導を予定されていましたので、改選があろうとも「組織対組織」として責任ある対応を旨にぎりぎりの開催となりました。厚生局からは指導監査課の竹本課長・山田保険指導薬剤師・河野課長補佐、井田医療指導監視監査官、細野医療事務専門官の５名。広島県健康福祉局医療保険課から舛広参事と森広専任主査の２名。県薬からは前田会長、豊見専務理事、野村副会長、大塚副会長、渡邊副会長、青野常務理事、石原事務局長と私の８名の出席でした。竹本課長と細野医療事務専門官、舛広参事の３名が新任で、名刺交換されました。会議は通例通り、平成12年に発令され平成20年に一部改正された「指導大綱」に沿って実施される「集団指導」「集団的個別指導」「個別指導」について下記計画が資料として提出されました。

【平成26年度】指導実施計画（薬局）

1　集団指導について

①新規指定の保険薬局（25年４月１日～26年３月31日）に対する指導（指定時集団指導）
　＊新規指定後概ね１年以内の保険薬局に対して実施
　＊実施時期　年１回　（８月）予定　　新規薬局　57

②指定更新の保険薬局に対する指導（更新時集団指導）
　＊指定更新後及び指定更新予定（26年４月１日～27年３月31日）の保険薬局に対して実施
　＊実施時期　年１回　（８月）予定　　更新薬局　129

③新規登録の保険薬剤師に対する指導（登録時集団指導）
　＊実施時期　年１回（８月）予定　　新規登録保険薬剤師　123

2　集団的個別指導について

　＊講義形式による集団部分のみの指導を実施予定
　＊実施時期　10月予定　　対象薬局　119

3　個別指導について

（新規個別指導）
　＊新規指定後概ね１年以内（25年４月１日～26年３月31日）の保険薬局に対して実施
　＊実施時期　６月以降逐次予定　　平成25年度新規指定　57

（個別指導）
　＊平成26年度選定委員会で選定された保険薬局について実施
　＊実施時期　７月以降逐次予定　　平成26年度選定委員会　60

昨年度は「同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険薬局」に対しての厚生労働省との「特定共同指導」が実施されましたが、今年度は予定されていませんでした。

様式Ａ－１　類型区分別集団的個別指導対象保険薬局選定概況　　**薬局**

類型区分	総保険薬局数 ①	県平均点数 ②	対象点数 （②× 1.2）	対象保険薬局数 （①× 8%）	対象保険薬局数が１未満の場合	
					前年度まで累計	本年度まで累計
薬局	1,489	1,128	1,353	（119.12） 19		

指導大綱による平成25年度の総保険薬局数は1489薬局と昨年度の1477薬局に比して12薬局の増、広島県の薬局レセプト１件あたりの平均点数は1128点で昨年度の1081点より47点高くなっていました。24年度は12点の低下で薬価改定とジェネリック推進の成果の一旦とも見えましたが、経年により逆戻りしたことは、ジェネリック推進は不変なところからして、「新薬シフト」の影響もあるかと推測いたします。25年度集団的個別対象薬局数上限は119薬局となり【平成26年度】指導実施計画（薬局）で10月に計画されています。ちなみに１件当たり高点数を基準とする指導大綱該当薬局数は500薬局となり25年度の508薬局より８薬局減となっていました。

様式Ａ－３　類型区分別個別指導対象保険薬局選定概況　　**薬局**

類型区分	① 総保険薬局数	② ①×4%	③ 平成24年度集団的個別指導実施件数	④ ③のうち平成25年度に対象点数を上回った件数	⑤ ③×0.5	⑥ 平成25年度以前の個別指導(新規含む)で再指導となった件数	⑦ その他	⑧ 平成26年度個別指導予定数
薬局	1,489	60	110	97	55	10	50	60

（注１）①の「総保険薬局数」は、様式Ａ－１の「総保険薬局数」欄の件数と同じであること。
（注２）②及び⑤の欄は、少数点以下を四捨五入する。
（注３）④の「対象点数」は、様式Ａ－１の「対象点数」欄の点数を示している。

上記により個別指導対象薬局は総保険薬局数の４％、60薬局となり、７月より順次実施される計画とされています。60薬局には昨年度の実施で再指導となった10薬局や保険者等からの情報提供、指導欠席事案が数件含まれています。
広島県薬剤師会からは
＊処方、薬剤を選べない薬局の指導基準が「高点数」である「指導大綱」の早急な見直し
＊療養担当規則に明記された「ポイント」に対する厳然たる対応
＊地域に密着して面分業に資する「一人薬剤師薬局」等を勘案しての指導日程
＊複数薬局同時指導導入による（立会の）省力化
などを提言いたしました。

レセプト業務煩雑化に伴って電算化が進み、保険薬剤師としての請求事務への関わりが希薄になっている傾向にあり、算定要件の誤解、齟齬の指摘も増しています。「突合審査」が始まって２年が経過しましたが、結果的には保険薬局においては大過なく進められています。調剤報酬の改定があり、後発医薬品調剤体制加算においては算定基準に一部変更はありましたが、国として60％の数値目標を挙げたところでは55％、65％との二段階はやむを得ないかもしれません。薬剤服用歴管理指導料においてお薬手帳による二段階点数となってしまいました。まだまだ窓口において薬局･薬剤師だけでなく、患者さんは混乱していて、一部負担金絡みの恣意的な情報も流れています。指導料等の「技能料算定要件」は電算による事務的なものでなく「患者に資するスキル」です。また、そのことを一人、一人の患者さんに一番理解していただかなくてはなりません。これは日常業務の積み重ねにほかなりません。お薬手帳に関しまして、是非とも次回改定で「やはり全患者に必要」であり「的確に実施されている」実績をもって現点数以上の算定可能にしたいと思います。

「適時調査」という「個別調査」があります。これは「施設基準（後発医薬品、基準調剤）」に関しての現場対応の調査のようです。「掲示物、研修計画、後発医薬品推進体制等の要項」を確認され、薬剤師会からの立会は行っていません。施設基準は「申請制」なので不備があれば基準摘要当初に遡っての全額返戻もあります。調剤報酬には、改定、返戻、査定と様々な問題がありますが、すべて「患者主体の医療」に資するフィーとの認識で職能を発揮していきたいと思います。

【平成26年度】指導実施計画（薬局）

中国四国厚生局　指導監査課

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備　考
集団指導					新規薬局 57 更新薬局 129 新規薬剤師 123								309	指定時　57 更新時　129 登録時　123
集団的個別指導							119						119	集団部分のみ
新規個別指導			3	3	3	9	9	9	9	9	3		57	25年度新規指定57件
個別指導				1	6(5)	9	12	12	12	8			60	指導大綱第4の4(1)の① 5件 指導大綱第4の4(1)の②10件 指導大綱第4の4(1)の⑤42件 指導大綱第4の4(1)の⑥ 2件 指導大綱第4の4(1)の⑦ 1件
特定共同指導														
適時調査														
その他												選定委員会	－	

平成26年度 第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会

常務理事　二川　勝

日　時：平成26年６月12日（木）
場　所：県庁・本館

＜次　第＞　1　開会あいさつ
2　協議事項
（1）平成25年度事業報告について
（2）平成25年度収支決算報告について
（3）その他
3　閉会

【配布資料】　○委員名簿、配席表
○資料１　平成25年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会事業報告（案）
○資料２　平成25年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会収支決算（案）
○参考資料１　平成25年度食育活性化支援事業報告書（５圏域分）
○参考資料２　平成25年度食育チャレンジカード
○参考資料３　近年のひろしま食育・健康づくり実行委員会事業状況

協議事項（１）の事業報告と食育チャレンジカードを載せておきます。今年のひろしまフードフェスティバルでの普及啓発は10月25日（土）、26日（日）、広島城及び中央公園周辺で実施の予定です。

資料1

平成25年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会事業報告

1 普及啓発活動

(1)ひろしまフードフェスティバルでの普及啓発

「ひろしまフードフェスティバル」に参画し，関連団体の出展により食育・健康に関する普及啓発活動を実施した。

ア 実施日：平成25年10月27日(土)，28日(日)
イ 場　所：広島城及び中央公園周辺(広島市中区基町)
ウ 参加者：81万人(2日間延べ)
エ ブース出展内容

実行委員会として参加していることのメリットを生かしたブース出展の方法として，健康チェックセクションと相談セクションを一体化するとともに，相談を終えた参加者ががんの体験や試食等のコーナーに立ち寄れる配置として実施した。

団体名	内容
◎広島県国民健康保険団体連合会	アンケート，パンフレット配布 血管年齢測定，骨密度測定，健康相談
全国健康保険協会広島支部	血圧測定，体脂肪測定，アルコールパッチテスト 健康相談，パンフレット等配布
(公社)広島県栄養士会	減量プチ体験，栄養相談，脂肪モデル展示，生活習慣病パネル展示 サンプル，パンフレット等配布
広島県食生活改善推進員団体連絡協議会	パンフレット配布，減塩みそ汁・大豆のカリカリ試食
(公財)広島県地域保健医療推進機構	野菜・果実・米販売，大腸がん・乳がんの啓発資材配布
広島県	禁煙チラシ配布，食育に関するパネル展示

◎は主担当団体

(2)食育チャレンジカードによる普及啓発

家庭における共食の取組を促進するため，家庭で取り組むことを決めて実践し記録する「食育チャレンジカード」を小学校4～6年生向けに作成した。

担当団体	(一財)広島県環境保健協会 ◎ (公社)広島県栄養士会 広島県国民健康保険団体連合会 全国健康保険協会広島支部 健康保険組合連合会広島連合会 広島県PTA連合会 広島県高等学校PTA連合会
配布対象	県内の小学校4～6年生

カード(表)	
カード(裏)	

2 食育に関するコンクールの開催

(1)お弁当3・3コンクール

食育の実践の支援として，小学生・中学生を対象に，ひろしま県お弁当3・3コンクールを開催した。書類審査と実演審査を行い，優れた作品の表彰を行うとともに，最優秀賞には県知事賞を授与した。

この取組について，作品及びバランスのとれたお弁当づくりのポイントを掲載したポスターを作成・配布することで，県民の食育の実践を促した。

審査団体名	(公社)広島県栄養士会 ◎ (一社)広島県歯科医師会 広島県農業協同組合中央会 (一社)広島県食品衛生協会 広島県スーパーマーケット協会 (公財)広島県地域保健医療推進機構 広島県		
募集内容等	(1)部門 ①小学5･6年生の部 ②中学生の部 (2)条件 ア 応募者自身が作ること。 イ 弁当箱に収める形で作ること。(形は問わない。) ウ 広島県産の食材を1品以上使用すること。 (自宅等で収穫した食材も該当する。) エ 材料費は，1人分に換算して500円以内とすること。 (3)審査基準 ア 栄養のバランス(主食(黄):主菜(赤):副菜(緑)＝3:1:2) イ 塩分が多くないこと ウ オリジナリティのある工夫 エ 盛り付けの工夫(見た目の鮮やかさ) オ 調理の工夫(材料が容易に入手できるもの) カ おいしさ キ 簡便性(所要時間は1時間以内) ク 衛生的な取扱い (4)募集期間　平成25年7月19日(金)～9月6日(金)必着 (5)応募作品数　2，466作品		
3次審査会及び表彰式	(1)日時　平成25年10月19日(土) 審査会 9:00～11:30 ／ 表彰式 11:30～12:00 (2)場所　広島女学院大学		
入賞作品		小学5･6年生の部	中学生の部
	最優秀賞	向井 彩海 広島市立井口小学校	藤井 凛 三原市立宮浦中学校
	優秀賞	戸坂 美愛 呉市立白岳小学校	森岡 真由 安田女子中学校
		黒田 姫蘭々 世羅町立せらひがし小学校	髙越 莉音 東広島市立黒瀬中学校
	審査員特別賞	宮野 詩織 東広島市立三ツ城小学校	山名 優花 武田中学校
			宮野 裕貴 広島県立広島中学校
			安藤 佑奈 広島県立広島中学校
団体賞	2次審査通過者には，次の実行委員会構成団体から団体賞を交付した。		
	広島県歯科医師会 (噛ミング30賞)	トラベルはみがきセット　26個	
	広島県国民健康保険団体連合会 (コッピー賞)	図書券(3，000円)　2組	
	広島県農業協同組合中央会 (よい食プロジェクト賞)	ランチボックス　10組	
	公益社団法人広島県栄養士会 (公益社団法人広島県栄養士会賞)	図書カード(3，000円)　1組	
	広島県食品衛生協会 (社団法人広島県食品衛生協会長賞)	図書券(3，000円)　1組	
	広島県スーパーマーケット協会 (広島県スーパーマーケット協会賞)	図書券(3，000円)　3組	

	広島県地域保健医療推進機構 （お弁当カラフル賞）	4色ボールペン　26組
	健康保険組合連合会広島連合会 （けんぽれん賞）	大塚製薬商品セット
ポスター		

（2）伝えよう　ひろしまの味コンテスト

県民の食文化への関心を高め，継承活動に取り組む団体や県民を増やすことを目指し，郷土料理や伝統料理など，地域の魅力的な料理への取組を行っている団体等を募集・表彰する「伝えようひろしまの味コンテスト」を実施し，募集した取組事例を啓発に活用した。

担当団体	◎広島県食生活改善推進員団体連絡協議会 （公社）広島県栄養士会 広島県農業協同組合中央会 広島県スーパーマーケット協会 株式会社中国新聞社

<table>
<tr><td>コンテスト概要</td><td colspan="3">1　応募資格
郷土料理や伝統料理の講習会，レシピづくりなど，広島県の食文化に関する取組を行っている，県内に住所を有する個人又は県内に事務所を有する団体
2　募集期間
平成25年12月13日（金）～平成26年1月17日（金）（必着）
3　応募点数
11点
4　審査
1次審査を平成26年1月20日（月）に行い，2 次審査の対象となる取組 6 点を選出しました。
2次審査を平成26年1月31日（金）に行い，次の表のとおり各賞を決定しました。
5　表彰
表彰式を平成26年2月17日（月）に県庁にて行いました。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">被表彰団体</td><td>区分</td><td>団体名（代表者名）</td><td>所在地</td></tr>
<tr><td>最優秀賞</td><td>神石公民館いきいきふれあい教室
（赤木沢枝）</td><td>神石高原町</td></tr>
<tr><td>優秀賞</td><td>福山市食生活改善推進連絡協議会
（信森雅子）</td><td>福山市</td></tr>
<tr><td>審査員特別賞</td><td>農家レストラン西野
（西野弘美）</td><td>竹原市</td></tr>
<tr><td>啓発パンフレット</td><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

3 食育活性化支援事業

地域特性を生かした食育推進圏域連絡会議の取り組みを，ひろしま食育・健康づくり実行委員会が支援することで，食の関係者によるネットワークの構築を促進するとともに，地域における食育の推進を図ることを目指し，次のとおり事業を実施した（参考資料1　参照）。

圏域名（市町名）	事業概要
広島西（廿日市市）	市内小学校5・6年生を対象に，オリジナル朝ごはんを募集し，栄養バランスなどについて審査・表彰を行う「朝食プロジェクト事業～ぼくのわたしのオリジナル朝ごはん～」を実施。
広島中央（竹原市）	竹原市の食育キャラクターである「赤・黄・緑の3色レンジャーを主役にした「竹原3色レンジャー物語」を作成し，25年度は市内5か所で活用。
尾三（世羅町）	食育に関係する団体が連携して，世羅産の食材を使ったバランスのよい料理の作り方を掲載したテキストを作成し，町民に配布。
福山・府中（神石高原町）	神石高原町ふるさと成人式における「地元食材を使った地域の郷土料理」の試食，管理栄養士による朝食の大切さについての栄養指導やパネル指導などによる普及啓発。
備北（三次市）	第21回みよし商工フェスティバルにおいて，野菜350gの計測や栄養相談といった野菜摂取・生活習慣病予防に関する事業及びパネル展示といった地産地消に関する事業を実施。

4 食育・健康に関する情報提供

毎月19日の「家庭で食育を考える日」の普及啓発を効果的に行うため，イベント等で使用するのぼりを作成した。

（1）成果品の使用状況

団体	成果品	使用内容
広島県西部東保健所	のぼり	のぼりの掲示

5 会議開催

次のとおり，実行委員会及びワーキング会議等を開催した。

（1）実行委員会

区分	日時	場所	内　容
第1回	平成25年 10月11日(金) 11:00～12:00	県庁本館 R階R4会議室	・役員の選出について ・平成24年度事業報告について ・平成24年度収支決算報告について ・平成25年度の事業計画の変更について
第2回	平成26年 3月28日(金) 11:00～12:00	県庁本館 R階R3会議室	・平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

（2）ワーキング会議等

区分	日時	場所	内　容
フードフェスティバル打合せ会	平成25年 9月18日(火) 10:30～12:30	県庁本館 601会議室	・フードフェスティバル出展団体により，出店内容について協議
食育チャレンジカード第1回打合せ会	平成25年 12月18日(水) 14:30～16:00	県庁税務庁舎 305会議室	・食育チャレンジカードの内容・配布対象について
食育チャレンジカード第2回打合せ会	平成26年 1月15日(水) 13:30～15:00	県庁本館 R2会議室	・食育チャレンジカードの内容・配布対象について
伝えようひろしまの味コンテスト2次審査会	平成26年 1月31日(金) 14:00～14:30	県庁本館 R会議室	・平成25年度「伝えようひろしまの味コンテスト」受賞者決定

広島県環境審議会 第25回温泉部会

常務理事　中川　潤子

日　時：平成26年６月16日（月）13:00～15:00
場　所：県庁・本館

＜次　第＞

1．開会
2．会議の成立の確認
3．議案審議（第１号議案及び第２号議案）
4．意見交換
5．閉会

平成26年５月16日付けで広島県知事から温泉掘削及び動力装置許可に係る諮問を受け、この案件を審議するため部会が開催されました。

海嶋照美広島県健康福祉局薬務課長の挨拶の後、広島大学大学院教授林武広部会長の司会で会は始まりました。審議の結果、第１号議案動力装置許可申請、第２号議案温泉掘削許可申請ともに許可することとなりました。その後意見交換が行われる中で、水谷誠薬務課技師より温泉法第18条第１項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の改訂についてと、温泉資源の保護に関するガイドライン（改定）（案）概要について説明があり部会は終了しました。

＜温泉法第18条の改定理由＞

現在の禁忌症等の掲示内容の根拠となっている「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」及び「温泉の適応症決定基準」は昭和57年に定められたものであり、その策定から長い年月が経過したことから、最新の医学的知見及び科学的根拠を反映させることが求められた。

＜主な変更点＞

1．禁忌症の掲示基準について

①温泉の一般的禁忌症（浴用）

改　訂	現　行
削除	妊娠中（とくに初期と末期）

②含有成分禁忌症

改　訂	
ナトリウムイオンを含む温泉を１日（1200/A）×1000mlを超えて飲用する場合	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）

現　行	
塩化物泉	腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする

2．入浴又は飲用上の注意の掲示基準について

主な変更点は下記の通り

- 入浴前、入用方法、入浴中、入浴後等に区分し、わかりやすく整理
- 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、１人での入浴は避けることが望ましいこと
- 入浴前後に水分を補給すること

3．適応症の掲示基準について

療養泉の一般的適応症（浴用）

- 胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）
- 軽症高血圧
- 耐糖能異常（糖尿病）
- 軽い高コレステロール症
- 軽い喘息又は肺気腫
- 自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）

を新たに追加

子どもが主役の街、今年は広島マリーナホップに出現!!

ひろしま キッズシティ

Hiroshima Kids City 2014

子供が輝けるみんなの力 みんなで築こう子供の力

日時:
2014.8.2[土]・3[日]

場所:
広島マリーナホップ内 広島市西区観音新町4-14

今年も子ども達が主役の街が2日間限定で出現します。
「広島キッズシティ2014」に是非お越し下さい!!

今年も、広島キッズシティに“すこやか薬局”を出展し、子ども達に薬局・薬剤師職能をPRします。

子ども達が処方箋を見ながら、
分包機にラムネ菓子を入れ分包作業をしたり、
色糊を２色計って混合したり、調剤業務の疑似体験をします。

疑似体験修了後、顔写真入り修了証を子ども達に渡します。

PRのお手伝い・サポートをしていただける薬剤師さんのご協力をお願いいたします。

２日間中の午前、午後と４枠のシフト制でお手伝いをお願いしたいので、ご都合の良い日をご連絡ください。

シフト	①8/2(土)9:30～13:00	②8/2(土)12:30～16:00
	③8/3(日)9:30～13:00	④8/3(日)12:30～16:00

担当職員：吉田　yoshida@hiroyaku.or.jp
☎（082）246-4317

◎広島県薬剤師会会員証（会員カード）◎

新規受付は平成21年８月末をもって終了しました。

会員カードでＷポイントがつきます。

Ｗポイントカードに関するお問い合わせは ㈱和多利広島本社　Ｗポイントカード事務局
☎082-830-0230 平日10:00〜18:00　ホームページ http://www.watari.biz/

Ｗポイント会員サイト *OPEN!* ケータイもパソコンも **http://www.wpoint.co.jp/**

Ｗポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のＷポイント金券がお手元に届きます。

広島県Ｗポイントカード加盟店　平成26年5月1日現在

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。（一部異なる場合があります。）　例)②…100円につき2ポイント加点されます。

店舗名Ⓟ	TEL.
広島市安芸区	
Edabriek ①	082-822-6667
ちから　船越店 ②	082-824-0301
ちから　矢野店 ②	082-888-5246
マダムジョイ　矢野店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-889-2441
広島市安佐北区	
大野石油店　高陽町SS ①	082-842-1890
大野石油店　可部バイパスSS ①	082-819-0210
キャン・ドゥ　可部店 ②	082-814-7008
山陽礦油　かめ山SS ①	082-815-6211
ちから　高陽店 ②	082-841-4377
ちから　マルナカ可部店 ②	082-810-0877
徳川　サンリブ可部店 ②	082-815-2775
広島市安佐南区	
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161
エコール本部 ①	082-877-1079
大野石油店　高取 SS ①	082-872-7272
大野石油店　緑井 SS ①	082-877-2008
釜飯酔心　毘沙門店 ②	082-879-2211
カメラのアート写夢　高取店 ①	082-830-3588
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904
ちから　西原店 ②	082-832-5520
ちから　八木店 ②	082-830-0235
徳川　安古市店 ②	082-879-9996
パゴス　本店 ②	082-879-1830
パワーズ　広島店 ①	082-873-1212
広島第一交通㈱　上安営業所 ②	082-872-5410
広島風お好み焼・鉄板居食家　徳兵衛　毘沙門台店 ②	082-879-0141
福助タクシー㈱　古市営業所 ②	082-877-0004
焼肉虎至大町店＆イタリ庵 toraji ①	082-870-5529
焼肉白李西原店 ①	082-846-1250
広島市佐伯区	
阿藻珍味　銘店舎五日市店 ①	082-942-3266
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510
大野石油店　五日市インターSS ①	082-941-5020
大野石油店　造幣局前SS ①	082-923-6029
カフェ＆ダイニング　わらうかど庭 ②	082-929-5368
釜飯酔心　五日市店 ②	082-922-8663
サイクルショップカナガキ　五日市店 ①	082-924-5525
住吉屋　楽々園店 ①	082-943-4960
ちから　五日市店 ②	082-922-8661
徳川　五日市店 ②	082-929-7771
マダムジョイ　楽々園店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-943-8211
広島市中区	
英国式足健康法　リフレックス ②	082-248-7722
えびすの宴 ②	082-243-6166
えひめでぃあ ②	082-545-6677
大野石油店　牛田大橋SS ①	082-221-1511
大野石油店　大手町SS ①	082-243-8351
大野石油店　西白島SS ①	082-221-8834
大野石油店　八丁堀SS ①	082-221-3643
ｏｋａｓｈｉｍｏ ②	082-231-3221
海鮮焼肉　あみやき家　DAIBA ①	082-246-8048
かに通　広島店 ①	082-247-6661
釜飯酔心　本店 ②	082-247-4411
芸州　胡店 ②	082-243-6165
桜井花店　本店 ①	082-247-1808
山陽礦油　相生橋SS ①	082-232-0145
しなとら　パセーラ店 ②	082-502-3382
寿司酔心　②	082-247-2331
炭焼　楽月 ①	082-343-2941
体育社　本店 ①	082-246-1212
大こん　並木店 ②	082-546-1515
ちから　本店 ②	082-221-7050
ちから　上八丁堀店 ②	082-211-0122
ちから　そごう店 ②	082-512-7854
ちから　タカノ橋店 ②	082-544-0002
ちから　十日市店 ②	082-503-1089
ちから　中の棚店 ②	082-504-6646
ちから　舟入店 ②	082-294-7503
ちから　堀川店 ②	082-241-8230
ちから　本通4丁目店 ②	082-245-0118
中華そばちから　八丁堀店 ②	082-502-6008
徳川　総本店 ②	082-241-7100
のん太鮨　パセーラ店 ②	082-502-3383
バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753
ピカソ画房　本店 ①	082-241-3934
美らいん　広島店	082-543-4922 0120-365-901
ひろしま国際ホテル　芸州　本店 ②	082-248-2558
ひろしま国際ホテル　スペインバル　ミ・カーサ ②	082-248-6796
ひろしま国際ホテル　空庭BIS　とろクルクル ②	082-240-7556
ひろしま国際ホテル　東風 ②	082-240-0558
広島第一交通㈱　江波営業所 ②	082-233-5871
広島風お好み焼・鉄板居食家　徳兵衛　紙屋町店 ②	082-247-2260
福助タクシー㈱　本社営業所 ②	082-232-3333
ボウル国際 ①	082-244-4151
星ビル5F　オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
星ビルB1F　メディカルフィットネス ②	082-242-0011
ポルタポルテ ①	082-249-5788
マダムジョイ　江波店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-532-2001
マダムジョイ　千田店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-545-5515
横田印房 ⑩	082-221-0320
蓮根　広島店 ②	082-546-0707
和さび　小町店 ②	082-249-3993
和さび　八丁堀店 ②	082-211-5225
広島市西区	
井口家具百貨店 ①	082-232-6315
大野石油店　旭橋SS ①	082-272-3766
大野石油店　井口SS ①	082-276-5050
大野石油店　観音SS ①	082-231-6209
大野石油店　商工センターSS ①	082-277-1266
大野石油店　横川SS ①	082-237-1864
釜飯酔心　アルパーク店 ②	082-501-1005
サイクルショップカナガキ　横川本店 ①	082-231-2631
サイクルショップカナガキ　己斐店 ①	082-272-2631
サカイ引越センター ②	0120-06-0747 082-532-1176

店舗名Ⓟ	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100
車検の速太郎　カーケアプラザ ①	082-238-3939
ちから　アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701
ちから　井口店 ②	082-278-3666
ちから　観音店 ②	082-232-5686
ちから　己斐店 ②	082-507-0505
ちから　商工センター店 ②	082-270-0390
ちから　中広店 ②	082-532-4004
徳川　南観音店 ②	082-503-3039
パゴス　井口店 ②	082-277-3004
パゴス　マリーナホップ店 ②	082-297-4078
パワーズ　広島マリーナＨＯＰ店 ①	082-503-7217
広島第一交通㈱　(第一) ②	082-278-5511
広島第一交通㈱　(平和) ②	082-278-5522
マダムジョイ　己斐店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-271-3211
横川　ちから ①	082-292-5822
広島市東区	
アリモト　本店 ②	082-264-2929
大野石油店　広島東インターSS ①	082-508-5030
サイクルショップカナガキ　戸坂店 ①	082-220-2031
ちから　尾長店 ②	082-506-3505
ちから　光町店 ②	082-568-6855
徳川　戸坂店 ②	082-220-1818
肉玉屋 ①	082-569-4110
マダムジョイ　牛田店　直営食品売場 ※200円につき1ポイント	082-555-8835
和さび　光町店 ②	082-567-8885
広島市南区	
炙焼　楽群 ①	082-256-2941
大野石油店　エコステーション出島 ①	082-254-1015
大野石油店　東雲SS ①	082-282-3993
大野石油店　皆実町SS ①	082-251-9108
釜飯酔心　新幹線店 ②	082-568-2251
釜飯酔心　広島駅ビル店 ②	082-568-1120
惣菜酔心　アッセ店 ②	082-264-6585
銀河(えひめでぃあ) ②	082-253-1212
ごはんや　広島店 ②	082-253-0300
サイクルショップカナガキ　東雲店 ①	082-288-9101
山陽礦油　大州SS ①	082-282-4478
車検の速太郎　向洋店 ①	082-890-9500
しゃぶしゃぶ温野菜　大州店 ①	082-510-0831
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588
ちから　広島駅店 ②	082-568-9121
ちから　福屋駅前店 ②	082-568-2330
ちから　本浦店 ②	082-286-1119
ちから　皆実4丁目店 ②	082-250-0804

店舗名Ⓟ	TEL.
ちから　ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125
中国トラック ①	082-251-0110
豆匠　広島本店 ②	082-506-1028
徳　南区民センター店 ②	082-505-1620
徳川　ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480
徳川　ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388
広島風お好み焼・鉄板居食家　徳兵衛　広島新幹線店 ②	082-263-0200
ホテルセンチュリー21広島　京もみじ ②	082-263-5531
ホテルセンチュリー21広島　フィレンツェ ②	082-568-5270
安芸郡海田町	
徳川　海田店 ②	082-824-0111
安芸郡府中町	
ちから　サンリブ府中店 ②	082-890-2510
ちから　向洋店 ②	082-581-4321
ちから　府中店 ②	082-287-0933
時計宝石のマツダ ①	082-282-5709
広島第一交通㈱　府中営業所 ②	082-281-1191
大竹市	
果子乃季　ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757
カメラのアート写夢　本店 ①	0827-57-7700
カメラのアート写夢　油見店 ①	0827-53-5911
尾道市	
瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003
呉市	
大野石油店　熊野団地SS ①	0823-30-1042
大野石油店　呉SS ①	0823-21-4974
体育社　呉店 ①	0823-22-8880
ちから　呉駅店 ②	0823-32-5532
徳川　呉中通り店 ②	0823-23-8889
徳川　広店 ②	0823-70-0600
広島風お好み焼・鉄板居食家　徳兵衛　呉駅ビル店 ②	0823-24-0222
和さび　広店 ②	0823-73-7950
庄原市	
総商さとう　ウィー東城店 ①③	08477-2-1188
神石郡神石高原町	
総商さとう　本店 ①③	08478-2-2011
廿日市市	
大野石油店　廿日市インターSS ①	0829-20-1189
キャン・ドゥ　廿日市店 ②	0829-32-3387
ジョイ薬局 ①	0829-32-3077
徳川　廿日市店 ②	0829-32-1111

店舗名Ⓟ	TEL.
東広島市	
大野石油店　西条インターSS ①	082-423-3701
大野石油店　高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
大野石油店　東広島SS ①	082-423-9197
カギのひゃくとう番 ⑤	082-424-3110
髪処　ふくろう ②	082-497-3337
住吉屋　西条プラザ店 ①	082-423-7878
体育社　東広島店 ①	082-422-5050
徳川　西条プラザ店 ②	082-424-0300
八本松タクシー ①	082-428-0023
福山市	
一心太助　福山本店 ②	084-922-5611
エコール福山ショールーム ①	084-981-3733
山陽石油　住吉町SS ①	084-922-0939
山陽石油　セルフ神辺SS ①	084-962-0693
山陽石油　セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
山陽石油　多治米町SS ①	084-957-2601
山陽石油　深津SS ①	084-922-5750
山陽石油　福山東インターSS ①	084-923-7835
山陽石油　南本庄SS ①	084-922-3181
徳川　福山東深津店 ②	084-929-2015
とんかつ徳　イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
パワーズ　福山店 ①	084-921-7866
三原市	
ごはんや　広島空港店 ②	084-860-8215
徳川　三原店 ②	0848-62-8824
三次市	
さざん亭　三次店 ②	0824-64-0375
パワーズ　三次店 ①	0824-63-3000
平田観光農園 ①	0824-69-2346
広島三次ワイナリー　喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
広島三次ワイナリー　バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
広島三次ワイナリー　ワイン物産館 ①	0824-64-0200
その他	
リースキン　家庭用事業部	
広島支店 ②	082-233-1141
広島北営業所 ②	082-845-2882
広島西営業所 ②	0829-31-6161
広島東営業所 ②	082-824-1411
国内すべて対応	
アート引越しセンター ①	0120-08-0123

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。　※換算率は、１ポイント＝１円となります。
※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。
1.クレジットカード支払のお取り扱い　2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無
3.ポイント付加対象外商品の有無　4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指　定　店　一　覧

平成26年６月１日現在

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
ゴム印・印鑑	㈱入江明正堂	現金25％引、クレジット20％引	9:30 ～19:00	日曜、祝日、（８月の土曜）	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	㈱呉阪急ホテル	宿泊20％引、宴会５％引、婚礼５％引、料飲10％引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23％引、料飲５％引、婚礼５％引、宴会５％引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10％引、レストラン５％引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17％引、レストラン５％引、宴会料理５％引、婚礼、料飲５％引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル㈱	オートローン3.6％、リフォームローン3.9％ 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島ＴＹビル６Ｆ	(082)249-8011
家具	㈱河野家具店	店頭表示価格から５～20％引	9:00 ～19:00	毎週火曜（火曜日が祝日の時は営業）	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工　西部	25～60％引き　赤札より10～15％	平日 8:30 ～18:00 年中無休	8/13～15、12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	㈱サインサービス	見積額の10％割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ケ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト㈱	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00 ～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	㈱全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円（別途相談）、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	（土・日曜及び祝祭日を除く）	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル５Ｆ	(082)222-7780
建物	㈱北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石・メガネ・カメラ	㈱ナカオカ	15～20％引（企画品、相場価格商品は除く）		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	㈱下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20％引（一部除外品あり）	9:00 ～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット㈱ Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
書籍	㈱フタバ図書	現金のみ定価５％引（直営店のみ）		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	㈱紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の５％引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター６Ｆ 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島３Ｆ	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品５％引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	㈱平安堂梅坪 対象店舗（デパートを除く直営店）	５％引	対象店舗（デパートを除く直営店）年中無休 9:30 ～19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富㈱広島営業所	Ｃカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より５％off、器材オーバーホール：通常価格より５％off	8:30 ～20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
	Diving Service海蔵	スキューバダイビング体験講習￥8,400 Ｃカード取得講習会￥5,000引き・器材修理店頭価格より５％引き	11:00 ～20:00	なし	広島市中区南千田西町1-8-101	(082)209-7422

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
進物	㈱進物の大信	５～20％割引（但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く）（個別配送費 広島県内無料（2,000以上の商品））	６～９月 10:00 ～18:30 10～５月 ９:30 ～18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	㈲中山南天堂	５～25％（但し一部ブランド品食品を除く）	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価２割引、葬具（柩外）１割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	㈱玉屋	葬儀・花輪20％引、生花５％引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10％引（一部除外品有）	平日 ９:00 ～17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売㈱	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25（ショールーム）	(082)248-4361
仏壇・仏具	㈱三村松本社	仏壇平常店頭価格より30～40％引、仏具平常店頭価格より10～20％引（但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。）			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞旅行㈱本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品３％引	平日 10:00 ～19:00 土・日・祝 10:00 ～17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1Ｆ	(082)512-1020
	㈱日本旅行 広島八丁堀支店（県内各支店）	赤い風船３％引、マッハ５％引、ベスト３％引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1Ｆ	(082)247-1050
装飾	青山装飾㈱	特別価格	８:30 ～17:30	日・祝日、第２・４土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所㈱ 介護事業部 福山営業所	車いす（アルミ製55％・スチール製60％）、歩行補助ステッキ40％引き	９:30 ～18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	㈱エディオン外商部	エディオン店頭価格より家電製品10％引、パソコン関連５％引	９:30 ～18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	９:00 ～18:00（平日）	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9Ｆ	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	㈱サカイ引越センター	通常価格より15％割引	年中無休（但し1/1～1/3は休み）		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス（中小企業向け）	㈱福利厚生倶楽部中国（中国電力グループ会社）	入会金（一法人）31,500円→無料、月会費1,050円／人 サービス内容（一例）全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設：約4,000ヶ所 2,000円～、◆公共の宿：1泊2,500円／人補助◆パックツアー：10％OFF、◆フィットネス：１回500円～、◆映画：1,300円 等	９:00 ～18:00（平日）		広島市中区国泰寺町1-3-22 ＥＲＥ国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタコーポレーション	特別価格	サービスについては24時間365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 ㈹ 担当:桑田昭正

ご利用の際は、広島県薬剤師会**会員証**をご提示ください。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。

是非ご利用ください。

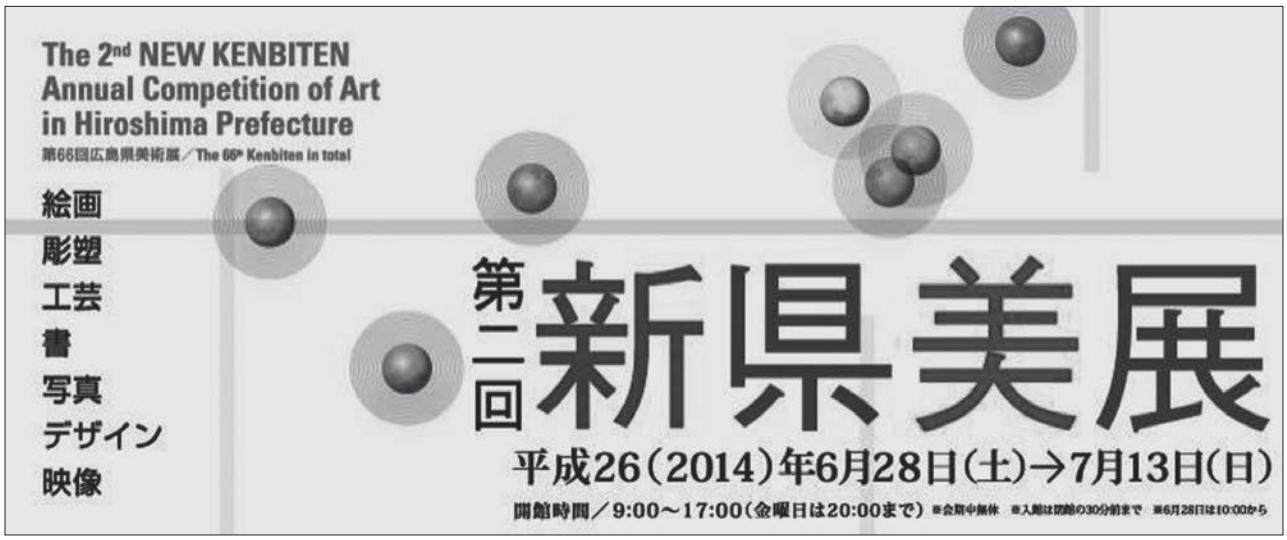

【割引の対象となる展覧会】

●第２回新県美展（第66回広島県美術展）

会　　期：平成26年６月28日（土）～平成26年７月13日（日）　会期中無休

開館時間：午前９時～午後５時（入場は午後４時30分まで）

※ 金曜日は午後８時まで開館（入場は午後７時30分まで）

入 場 料：一般　510円 → 410円／高・大学生　310円 → 250円／小・中学生　100円 → 80円

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014　広島市中区上幟町２－22

TEL：(082) 221－6246

FAX：(082) 223－1444

ホームページ　http://www.hpam.jp/

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館　団体割引会員登録

団体番号：**１１００６８**

団 体 名：**社団法人 広島県薬剤師会**

◈ 県薬だより ◈

県薬より支部長への発簡

4月21日　応需薬局のゴールデンウィーク休業表について（通知）（各支部長）

5月1日　クールビズ「軽装による下記の省エネルギー対策」の実施について（通知）（各支部長）

5月7日　早期体験学習について（依頼）（各支部長）

5月7日　本会口座名義の変更について（各支部長）

5月9日　医薬品販売制度に係る薬事法改正に伴う事前届について（通知）（各支部長）

5月9日　DVD教材「一般用医薬品相談対応のポイント」ご活用のお願いについて（各支部長）

5月14日　代議員立候補者の告示について（通知）（各支部長）

5月15日　日薬斡旋刊行物のご案内（各支部長）

5月23日　在宅緩和ケア対応薬局リスト（24時間連絡体制で在宅緩和ケアが対応可能な保険薬局）の更新確認及び新規登録薬局の推薦について（依頼）（各支部長）

5月26日　薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントの理念及び試行的研修会の開催について（通知）（各支部長）

5月28日　広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新認定について（通知）（各支部長）

6月3日　理事候補者名簿について（通知）（各支部長）

6月4日　平成26・27年度代議員選挙結果の告示について（通知）（各支部長）

◆ 平成26年３月常務理事会議事要旨

日　時：平成26年３月13日（木）午後６時30分～９時
場　所：広島県薬剤師會館
議事要旨作製責任者：吉田亜賀子
出席者：前田会長、大塚・野村・村上・各副会長、
　　豊見専務理事、青野・有村・小林・重森・谷川・
　　豊見・中川・二川・政岡・松村・吉田各常務理事
欠席者：木平・渡邊各副会長、井上常務理事

１．報告事項

（１）２月定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）
イ．会 務 報 告（ 〃 ３）
ウ．会員異動報告（ 〃 ４）
（３）委員会等報告
（前田会長）
ア．公益社団法人移行認定について（資料１）
資料のとおり移行認定の答申がされ、４月１日より公益社団法人に認定されると報告された。
イ．支部長・理事合同会議
２月27日（木）
ウ．全体理事会
２月27日（木）
イ．ウ．伴に役員多数出席のため省略された。
エ．平成25年度第５回広島県地域医療再生計画推進委員会
３月７日（金）於　県庁・北館
二葉の里の件も含めて事業展開の打合せ、今後の事も話が出た。また、国が904億円の補助金を出す予定の在宅関連事業があり、全体的には、１県あたり20億円程度ではないかと思われると報告された。
オ．中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議
３月８日（土）於　サンピーチ・OKAYAMA（資料２）
主に受入実習の問題点とやってきたことの報告、事業実施計画案・予算案について協議したと報告された。
カ．広島大学薬学部、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科卒業・修了記念パーティー
３月10日（月）於　ＡＮＡクラウンプラザホテル広島
短い時間ではあったが出席したと報告された。
（豊見日薬理事）
ア．日本薬剤師会第12回理事会
２月21日（金）於　東京・日薬
臨時総会前の理事会であったと報告された。
イ．厚生労働省医薬品第一部会（資料３）
２月24日（月）於　厚生労働省
資料に基づき注意事項等を説明され、HPで登録医

師の確認が必要になるものや、新薬で一物二名称の医薬品もあり、ジェネリックを推奨しつつも、このような状況はおかしいと意見は言ってあると報告された。

ウ．厚生労働省医薬品第二部会（資料４）
２月28日（月）於　東京・航空会館
新型インフルエンザワクチン特定接種の件もあり、資料に基づき説明・報告された。

エ．日本薬剤師会第15回理事会（資料５）
３月11日（火）於　東京・日薬
先程､会長がエ. で報告されていたことに関連して、その補助金を医療・介護サービス等で検討する際に、薬局に関してはHMネットで、医療・介護の連携で、電子版お薬手帳で利用したいと広島県医師会には申し入れしており、モデル事業で90薬局のところを全県下でHMネットを普及したいと報告された。

（野村副会長）

ア．選挙管理委員会（資料６）
３月10日（月）
監事は、２名定員で２名の立候補者があり無投票となった。会長候補者選挙においては、豊見専務理事と前田会長が立候補されたので、単記無記名・候補者記名式で選挙が行われる予定であることが委員会で決まったと報告された。

イ．広島県健康福祉局介護保険課来会（資料７）
３月11日（火）
協議事項で報告・検討すると言われた。

（村上副会長）

ア．日本薬剤師会議事運営委員会
１月16日（木）於東京・日薬
日薬の提案が２題通らない可能性があるということで急遽開催された。会館建設については否決され、予算案については別立で検討していたもので急遽、緊急提案ということで承認されたと報告された。

イ．広島県エイズ対策推進会議
２月14日（金）於　県庁・本館
エイズ患者の増加や患者の高齢化に伴う地域に戻す動きへの対応と、看護協会と薬剤師会では、HIVの学校教育をどんどんしていこうと話し合われたと報告された。

ウ．日本薬剤師会第82回臨時総会
２月22日（土）・23日（日）於　東京・ホテルイースト21東京
会長候補者選挙と予算について、調剤報酬改定の質疑も出たと報告された。

エ．薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会
３月２日（日）参加者30名
伝達講習ということで支部担当者を対象にSGD形式で研修を行ったが、非常にまじめなドクターであり丁寧に説明等していただいたので時間を押してしまったが、有意義な研修会となった。また、人数が少ない支部等は、近隣同士で協力しあいながら、是非、伝達研修を行って欲しいし、県薬としてもサポートしていきたいと報告された。

オ．日本薬剤師会平成26年度調剤報酬改定等説明会（資料８）
３月６日（木）於　東京・航空会館
このことに関してQ&Aもいずれ出されると思うので、またお知らせすると報告された。

カ．東広島薬剤師会創立30周年記念式典
３月９日（日）於　西条HAKUWAホテル
前田会長の代理で出席し、設立は昭和58年と報告された。

（青野常務理事）

ア．平成25年度圏域地対協研修会シンポジスト連絡会議（資料９）
３月３日（月）於　広島医師会館
３月23日（日）に開催される地対協研修会の打合会であり、歯科医師会・薬剤師会・看護協会のシンポジストは、救護所での活動報告をし、各持ち時間は５分となったと報告された。

イ．緩和ケア支援センター平成25年度第２回緩和ケア人材育成検討会（資料10）
３月11日（火）於　広島県緩和ケア支援センター
薬剤師に関係するところでは、平成26年度緩和ケア専門薬剤師研修会は10月28日（火）～ 29日（水）の２日間で開催され、在宅緩和ケアチーム研修は11月16日（日）が広島会場、12月７日（日）が福山会場で開催される予定であると報告された。

（重森常務理事）

ア．第25回広島プライマリ・ケア研究会
３月６日（木）於　広島医師会館参加者118名
昨年度に引き続き『在宅医療』をテーマに開催され、薬剤師の参加者は31名であった。多方面で多くの方に出席していただき、薬剤師のシンポジストとして、㈱フォーライフのぞみ薬局岡敦子先生に出ていただいた。時間も押して白熱した研究会であったと報告された。

（谷川常務理事）

ア．第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会第１回準備委員会（資料11）
２月22日（土）於　リーガロイヤルホテル広島
実行委員長が木平先生ということもあって出席したが、県薬としては、シンポジウムの企画を１つ企画して欲しいと宿題がでた。６月には演題募集が始まるため、遅くても６月初旬にはシンポジウムの企画を出さなければならない。国際会議場のフェニックスで行われ、日時についても薬局・薬剤師の参加都合も考えると、11月９日（日）の午後枠で検討するのが丁度いいのではないかと考えている。業務分担③か学術大会実行委員会のどちらかで検討するのがいいのか考えていくので、アイディア・提案等があったら教えて欲しいと報告された。

イ．予算打合会

２月25日（火）
代議員会で提案する予算書について最終的に打合せ・作業作成したと報告された。

ウ．広報委員会
３月４日（火）
５月号１回目の広報委員会を開催し、依頼を受けた方は早期にお願いしたいと報告された。

（豊見常務理事）

ア．日本薬剤師会医薬分業対策委員会ワーキンググループ
３月６日（木）於　東京・日薬
『薬剤師の見える化運動』の全国展開を今後、どのようにしていくかということを検討した。各都道府県から集まったものをどのように各都道府県に下ろしていくか、また、３月20日に厚労省で日薬永田常務理事が発表される方向性等を検討し、その事例等の報告については、決定後、改めてたお知らせすると報告された。

２．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（１）第１回安田女子大学薬学部卒後教育研修会
３月１日（土）於　安田女子大学
開催されたと報告された。

（２）平成25年度日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会
３月７日（金）於　大阪府薬剤師会館
開催されたと報告された。

３．審議事項

（１）公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則について（資料12）（野村副会長）
この度の書面評決であったように、当初、入れていた日数では今回の代議員総会には間に合わないということが判明し、代議員の選挙に関しても影響するため、５月30日を目安に日数の調整をしたと説明され、これを代議員会に提出することが了承された。

（２）平成26・27年度広島県薬剤師会代議員選挙の実施について（資料13）（野村副会長）
代議員選挙についての手順等を説明され、一部修正後、各支部に提出することが了承された。

（３）公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の補欠について（資料14）（野村副会長）
・選挙管理委員会委員の代議員選挙の立候補について
公益社団法人に移行すると、代議員は選挙管理委員会委員を兼ねることができないとなるため、代議員に立候補したい場合には欠員が生じることとなるため、欠員の補充については各支部に打診をしてみることとなり了承された。また、選挙が行われる支部については投票用紙について、不正等が行われないように検討することとなった。

（４）第43回広島県薬剤師会通常代議員会の議案追加について（資料15）（野村副会長）
・議案第12号　公益法人への移行時に就任する監事の選任について（案）
監査については１名変更となるため、公益社団法人移行に際し、登記の関係上、任期の繰り上げを代議員会に上程することが説明され了承された。

（５）平成26年度広島県薬剤師会会費の請求について（資料16）（谷川常務理事）
総会修了後、会費額等が決定するわけだが、３月中に会員数確認作業等をする必要があるため、また、支部助成金の関係もあり、前倒しでさせていただきたいと報告され了承された。このことを支部長宛に文書を出すこととなった。

（６）区域・職域薬剤師会に対する運営費補助要綱について（資料17）（谷川常務理事）
（５）と同様で了承された。

（７）監査会の開催について（野村副会長）
４月24日（木）　※開催時間については、監事にも確認するよう指示がされた。
【昨年：４月18日（木）午後２時より開催】

（８）全体理事会の開催について（野村副会長）
５月12日（月）午後７時～

（９）会員委員会の開催について（野村副会長）
４月22日（火）午後７時～
【支部からの推薦提出締切：４月15日（火）】

（10）第43回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会開催日の変更について（野村副会長）
６月８日（日）午後１時～於　広島県薬剤師會館
↓　変更
６月22日（日）午後１時～於　広島県薬剤師會館

（11）介護老人保健施設における薬剤師の配置について（資料７）（野村副会長）
資料に基づき説明されたが、再度、広島県健康福祉局介護保険課へ確認することとなった。

（12）ひろしま医療関連産業クラスター推進会議専門委員の委嘱について（資料18）（野村副会長）
大塚副会長を推薦することとなった。

（13）平成26年度「看護の日」広島県大会の出席者について（資料19）（野村副会長）
日時：５月10日（土）午後１時15分～３時45分
場所：広島県民文化センター
野村副会長が出席されることとなった。

（14）後援、助成及び協力依頼等について

ア．「わんぱく大作戦」後援名義使用について（資料20）（野村副会長）
主催：テレビ新広島
後援：広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会外
（昨年度：了承済）　本年度も了承することとなった。

イ．第15回広島国際アニメーションフェスティバルへの協賛について（資料21）
期日：８月21日（木）～25日（月）（野村副会長）
場所：アステールプラザ
（平成22･24年度：協賛金50,000円）

次年度より、公益社団法人に移行することから、協賛金等の支出については財務上、見直す必要がある考えられ、この協賛については、協賛金の支出をしないこととなった。

ウ.「骨髄バンク普及映画」上映支援金について（資料22）（野村副会長）

・上映支援金：１口１万円（何口でも可能）
（寄付金：11/221万円送金済、後援名義使用：承諾済）
上映支援金を支出しないこととなった。

エ. けんみん文化祭ひろしま'14への協賛について（資料23）（野村副会長）
協賛金：１社当たり５万円
（昨年度：協賛金５万円）
依頼文中に“税制上の優遇措置を受けることが可能”と明記してあることから、公益性が認められると考えられ、協賛金の支出をすることとなったが、念のため、事務局から確認することとなった。

４．その他

（１）次回常務理事会の開催について（野村副会長）
４月17日（木）午後６時～（議事要旨作製責任者【予定】青野拓郎常務理事）

（２）広島県地域保健対策協議会役員の選出について（資料24）（野村副会長）
被推薦者　前田泰則会長（継続）
渡邊英晶副会長（継続）と報告された。

（３）広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会委員の推薦について（資料25）（野村副会長）
被推薦者　渡邊英晶副会長（継続）と報告された。

（４）日本薬剤師会代議員立候補者について（受付順）
立候補者　：青野拓郎　氏（安佐）
村上信行氏（福山）
前田泰則氏（呉）
竹本貴明氏（広島）
選挙期日：３月25日（火）本県においては、以上４名が決定したと報告された。

（５）広島大学霞管弦楽団2014Spring Concertについて（チラシ）

◆ 平成26年４月常務理事会議事要旨

日　時：平成26年４月17日（木）午後６時30分～８時45分
場　所：広島県薬剤師會館
議事要旨作製責任者：青野拓郎
出席者：前田会長、大塚・野村・村上・各副会長、
豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・二川・政岡・吉田各常務理事
欠席者：木平副会長、松村常務理事

１．報告事項

（１）３月定例常務理事会議事要旨（別紙１）

（２）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）
イ．会 務 報 告（ 〃 ３）
ウ．会員異動報告（ 〃 ４）

（３）委員会等報告

（前田会長）

ア．広島県健康福祉局薬務課長来会（次年度事業事前説明）
３月20日（木）
補助金等の打合せや、いろんな話を聞かせていただき、進行しているところであると報告された。

イ．第43回広島県薬剤師会通常代議員会
３月21日（金）

ウ．平成25年度第２回広島県地域保健対策協議会定例理事会
３月24日（月）於　広島医師会館
予算・決算、医薬品の適性使用の予算付と併せて進めていると報告された。

エ．広島県健康福祉局長ほか訪問
３月28日（金）於　県庁
挨拶回りをしたと報告された。

オ．（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会
３月28日（金）於　広島県健康福祉センター
年度の予算・決算の議決したと報告された。

カ．第50回社団法人呉市薬剤師会通常総会
３月29日（土）於　呉阪急ホテル

キ．広島大学薬剤部訪問
３月31日（月）於　広島大学
医療提供体制のための新たな財政支援制度について木平先生にモバイルファーマシーに関する事と、補助金に関する事のアドバイスをもらいに行ったと報告された。

ク．東日本大震災における被災者の支援活動に対する厚生労働大臣感謝状贈呈式
４月３日（木）於　県庁

ケ．広島県健康福祉局薬務課長来会
４月７日（月）
財政支援制度事業の中の事業内容に関する精査、どういう形で申請を出すか話を詰めた。事業区分の中で「在宅医療（歯科薬局を含む）を推進するための事業」と「医療従事者等の確保養成のための事業」に絞り込んで話を進めている。明日の夜がヒアリング日で20億円の内10億円は既存進行している事業に使われるとのこと。残り10億円をどのようにするかという話になりつつある。また４・５月で詰めていくつもりであると報告された。

コ．正・副会長会議
４月８日（火）
財政支援制度事業の詰めをさせていただいた。

サ．広島鉄道病院新築工事安全祈願祭
４月９日（水）於　広島市東区二葉の里
平成27年12月を目途に新しい建物が完成するようで、図面と立体模型を見せていただいた。今建っているところは更地にして次の事業に使われるようだと報告された。

シ．中下広島県副知事訪問

４月10日（木）於　県庁
４月16日（水）於　県庁
挨拶回りをしたと報告された。

ス. 平成26年度第１回広島県地域包括ケア推進センター運営協議会
４月10日（木）於　広島県健康福祉センター
第１回目なので笠松局長の説明があった。補助金904億円の話と合わせて、御調の山口センター長が今までやってこられた地域包括ケアの他職種連携で支えないと少子高齢社会は対応出来ないのではないかと熱を入れて話された。各団体から今後どういう風にしていくのか熱心に協議された。高齢社会に向けてただ予算を組めばいいと言うことではなく実際に各団体が何をされるかということを具体的に詰めていくということで終わったと報告された。

（豊見日薬理事）

ア．日本薬剤師会薬価基準検討委員会（資料１）
３月20日（木）・４月17日（木）於　東京・日薬
日薬の中で添付文書の校正・文章に関わることが出来なかったのが、承認をとる前の添付文書の検討を日薬の意見を入れていこうというのがこの委員会で、厚労省と話し合いの中で実現しそうだと報告された。

イ．日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事会（資料２）
３月20日（木）於　東京・日薬
26年度、日薬が学薬部会をどう運営していくかの話であったと報告された。

ウ. 日本薬剤師会学校環境衛生検査技術講習会（資料３）
３月29日（土）・30日（日）於　東邦大学
学薬の若手を集めてＳＧＤと実際の実験を教えてもらいながらの講習会であったと報告された。

エ．日本薬剤師会第１回理事会（資料４）
４月８日（火）於　東京・日薬
今後の行方を含めて話をした。904億円の話で各県薬がどうやっているか厚労省の方を呼び、話を聞いた。また、今後の運営のやり方で、今４・５・６月と児玉先生が会長であり旧理事でやっているのだが、その状態を続けていくのがいいのか選挙制度をかえて新会長が決まったら、すぐその体制でやるのがいいのかを検討するという話し合いが新会長山本先生と児玉先生の間で話あわれているという話が聞こえてきたと報告された。

オ．日本薬剤師会情報システム検討委員会（資料５）
４月11日（金）於　東京・日薬
大阪e－お薬手帳をダウンロードしていただけると各地によって名前が変えられるようになっている。電子処方箋に備えて薬剤師資格証ＨＰＫＩというのを医師資格証と同じような事をやっていくという話がでていると報告された。

カ．日本薬剤師会ＤＩ委員会
４月16日（水）於　東京・日薬
澤田先生が委員長でモバイルＤＩ室を今年も何とか続けていきたい。薬局が分業したことによって本当にメリットがあったのかどうかという話がでてきているので、ヒヤリハットをデータとして実例を提供するしかないだろうという話が出たと報告された。

（大塚副会長）

ア．平成25年度第３回広島県がん対策推進協議会
３月26日（水）於　県庁・北館
今回よりオブザーバーとして栃木県立がんセンター名誉所長の児玉哲郎医師が参加されたと報告された。

イ．認定基準薬局運営協議会
３月27日（木）
審査を行ったと報告された。

ウ．広島国際大学入学宣誓式
４月６日（日）於　広島国際大学
1,000名近い生徒が入学されたと報告された。

（野村副会長）

ア．薬事情報センター打合せ・面接
３月27日（木）
３月に退職されたので求人募集をしていたところ、51歳の男性が応募された。事前に履歴書を送ってもらい、会計の担当の青野常務理事と経験年数や給与体型等を精査して面接したがお断りになられたと報告された。

（村上副会長）

ア．社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
第785回：３月14日（金）於　支払基金広島支部
第786回：４月11日（金）於　支払基金広島支部
全体的な基金の統計資料の説明があった。また、基金の振り込みのミス、計算等や外注会社のミスの謝罪があったと報告された。

イ．平成25年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会
３月17日（月）於　広島県環境保健協会
26年度事業で今年度は福山市医師会が担当となった。日程は10月５日（日）で地域的な事があるので、子ども向けの禁煙のパネルシアターをしているので、当日はそれを発表・公開という形で県薬として対応したいと報告された。

ウ．業務分担③担当理事打合会（資料６）
３月18日（火）
資料をもとに報告された。
谷川常務理事より中四国シンポジウムのことは木平副会長が言われたのは土曜日の特別講演に動員をしてほしいような感じに雰囲気が変わっていたので土曜日に移るかも知れないと追加で報告された。
豊見常務理事よりJPALSのことについて３月25日に昇格試験を受けましょうというご案内を一斉同報している。過渡的認定を受けた方は次の３月までに18本の実践記録が必要なので、周りの方に伝えていただくようお願いしますと追加報告された。

エ．第157回全国禁煙アドバイザー育成講習会
３月30日（日）於　尾道市民センターむかいしま

尾道の横田先生と参加したと報告された。

オ．６年制薬局実務実習受け入れ説明会（資料７）
４月９日（水）・11日（金）・17日（木）
９日は23薬局、11日は35薬局、17日は18薬局参加で終了した報告された。

（村上副会長・青野常務理事）

ア．日本薬剤師会医薬分業指導者協議会（資料31）
３月20日（木）於　厚生労働省講堂
会誌に詳しく書いたので見てくださいと報告された。

（渡邊副会長）

ア．中国地方社会保険医療協議会広島部会
第65回：２月26日（水）於　中国四国厚生局
医科新規５件・指定更新７件、歯科新規２件・指定更新１件　薬局新規３件・指定更新６件
第66回：３月27日（木）於　中国四国厚生局
医科新規14件・指定更新39件、歯科新規５件・指定更新７件、薬局新規12件・指定更新32件の中で管薬兼業の薬局があったので認められないのではという意見を述べたが認められたので正確に調べてほしいとお願いした報告された。

イ．平成25年度医療安全研修会
３月６日（木）於　サテライトキャンパスひろしま（県民文化センター）
奈良県立医科大学健康政策医学の岡本佐和子助教の「医療コミュニケーションと医療と患者を守るために」という演題で言葉の優しさが一番大切だと言われていたと報告された。

（豊見専務理事）

ア．集団指導
３月22日（土）於　上野学園ホール（広島県立文化芸術ホール）
３月23日（日）於　ふくやま芸術文化ホール　リーデンローズ

イ．平成26年度調剤報酬改定等説明会
（西部）３月22日（土）於　上野学園ホール（広島県立文化芸術ホール）
（東部）３月23日（日）於　ふくやま芸術文化ホール　リーデンローズ
お薬手帳の料金が０円～30円上がる人もいるので今までのポスターの上部分に追加したものを作成し各薬局に送付する手配をしている。
また、在宅関連で24時間リストを募集してリストを作成し、県医師会に報告したが、締切後も追加の要望が多かったため、各支部に管理してもらうこととした。薬局をコンビニみたいな使い方をされたら困るので、支部長に医師会と話をよくしてくださいと言おうと思っていると報告された。

ウ．平成25年度広島県医療費適正化計画検討委員会
３月24日（月）於　国保会館
ジェネリックの話がでてきた。旧基準では平均だと思っていたのが新基準の平均が46％だったのが、広島が43％になって全国平均より低くなっていたと報告された。

（青野常務理事）

ア．平成25年度圏域地対協研修会
３月23日（日）於　リーガロイヤルホテル広島
テーマが災害時の医療救護体制についてということで石巻日赤の石井先生から「石巻医療圏における東日本大震災への対応」と題して講演があり、その後基調講演があり、災害時の医療救護活動の連携について７名のシンポジストでシンポジウムが行われたと報告された。

イ．呉支部平成26年調剤報酬改定説明会
３月29日（土）於　呉阪急ホテル
日薬作成の資料を使用し説明をしたと報告された。

ウ．安田女子大学薬学部実務実習成果報告会
４月13日（日）於　安田女子大学
第１部は去年実習した６年生全員によるポスターによる質疑応答、第２部は実務実習の成果報告ということで６名の実習生の発表があり、２名の指導薬剤師の感想の発表、第３部は今年度の実際実務実習をする学生との事前面談があったと報告された。

（有村常務理事）

ア．日本薬剤師会地域・在宅医療等担当者全国会議
３月26日（水）於　東京・日薬
バイタルサインの位置づけということで、あちこちでバイタルサインの講習会をやられてるが、位置づけが非常に難しい。どういう意味でやってるかというのをしっかり把握しないと混乱が起きてしまう。日薬は講師を派遣すると言うことだったので日薬の担当者を呼んで、受けたい人を対象に県薬で研修会を開催した方が良いと思ってる。担当副会長と話をして進めて行きたいと報告された。

イ．平成25年度在宅医療推進拠点整備事業報告会
３月29日（土）於　ＫＫＲホテル広島
完全に包括ケアにみんな向いている。2025年第９次介護保険の改定だが、その前に医療もどうなるかわからないので、地域包括ケアを構築しないといけないだろうということだった。また、薬剤師の参加が少ないので、こういう会議があるときは薬剤師がどんどん参加していくべきだと報告された。

（重森常務理事）

ア．ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会・健康推進イベント（講演会）
３月25日（火）於　広島県健康福祉センター
内容としては事業計画、予算についてまた、衣笠さんの講演会があったと報告された。

（谷川常務理事）

ア．広報委員会
４月２日（水）
５月号の編集作業を行った。レタープレス㈱より表紙・フォントの変更等提案があり、公益法人にもなったので、合同会議をして方向を決めていきたいと報告された。

（豊見常務理事）

ア．日本薬剤師会医薬分業対策委員会（資料８）

３月20日（木）於　日本薬剤師連盟

見える化運動のとりまとめの方法、全国におろしていく事例の選出を行った。

TUEの本について、TUEという（ドーピングの違反になる薬を使わなければいけない状態・場合の時に競技に出場する前に申請を行って許可が通れば資格が剥奪されないという）仕組で医師が診るためのガイドブックが資料としてついている。詳細はJADAのホームページに掲載されていると報告された。

（中川・吉田常務理事）

ア．中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会（資料９）

３月19日（水）於　県庁・本館

今回は中国５県の他職種の方が参加されていた。趣旨説明のあと事例報告で島根･山口の先生が「平成25年度夏の大雨災害における公衆衛生活動について」ということで報告をされた。福田千年先生が大規模災害時における公衆衛生支援チームの協力体制について前半後援の後、グループに分かれて模造紙、ホッチキス・テープ・のり・輪ゴムを使用して、１センチでも高いタワーを作るという作業をした。作っている途中にこれを使ってさらに作ってくださいといういろんなアクシデントがある時の対応をどうするかという作業であった。他職種が集まってるが自然とリーダーができ、みんなで助け合いながらいろんな経験をさせていただいたと報告された。

（吉田常務理事）

ア．広島県医療審議会保健医療計画部会

３月17日（月）於　県庁・北館

イ．広島県医療審議会（資料10）

３月19日（水）於　県庁・北館

ア・イ併せての報告で、医療審議会において昨年度保健医療計画の進捗状況、プランのチェックの段階であった。内容によってさまざまだったが、広島県が最も進捗状況が悪かったのが糖尿病対策で最下位だった。県もワンコインで検診ができるようなそういう何かができればと言われていた。薬局でも出来るようなことがあれば提案したいと思っている。また、痴呆に関して、多くは誤診を経て診察までの時間がかかってしまっている。正しい診療に対する手続き・紹介ができたらという提案があった。今、話題の公費で904億円の新しい財政支援制度については新たに県で別に委員会を設けてやっていきたいと言われたと報告された。

２．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（１）日本薬剤師会災害対策委員会

２月25日（火）於　東京・日薬（資料11）

３．審議事項

（１）諸規程について（別冊資料）（二川常務理事）

各理事の先生方に見ていただきたい。各委員会に振ると時間がかかるので、５月12日（月）開催の全体理事会で承認を承けようかと思っている。分担の所で直したいというのがあったら月曜日までに申し出ることとした。

（２）日薬平成25年度未収会費について（資料12）（豊見専務理事・谷川常務理事）

会員数：221名

未収金額：2,162,500円

近隣の他県薬や日薬と相談しながら調整することとなった。日薬の回答としては有で出す事とした。

（３）薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントについて（有村常務理事）

講習会をやることとなった。

（４）全体理事会について（別冊資料）（野村副会長）

５月12日（月）午後７時～

（５）第43回広島県薬剤師会定時総会について（資料13）（別冊資料）（野村副会長）

６月22日（日）午後１時～

・運営について（司会、開会の辞、閉会の辞）

司会：中川常務理事、開会の辞：村上副会長、閉会の辞：大塚副会長とした。

（６）平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会の講師について（村上副会長）

講　師：花井十伍（はないじゅうご）氏（全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人、HIV薬害訴訟大阪原告団長）

：福岡県開局薬剤師

上記講師の方にお願いすることとなった。

（７）ＩＰＰＮＷ日本支部理事会等の出欠について（資料14）（野村副会長）

日　時：４月26日（土）午後２時30分～　【２ページ目：本日出欠回収】

場　所：広島医師会館

（８）平成26年度一般用医薬品担当者全国会議（資料15）

日　時：５月12日（月）午後１時30分～４時30分

場　所：東京・航空会館

出席者：２名

大塚副会長が参加することとなった。

（９）ピンクリボンdeカープのボランティアについて（資料16）（野村常務理事）

日　時：５月25日（日）対埼玉西武ライオンズ戦

開門予定：午後３時～　試合開始：午後６時～

場　所：ＭＡＺＤＡＺｏｏｍ－Ｚｏｏｍスタジアム広島

募集定員：２名

松村・吉田各常務理事となった。

（10）広島キッズシティ 2014出展のお願い（資料17）（野村副会長）

期　日：８月２日（土）・３日（日）

場　所：マリーナホップ（広島市西区観音）

出　展：１口４万円

出　展することとなった。

（11）広島プライマリ・ケア研究会世話人役員の推薦について（資料18）（野村副会長）

推薦人数：２名

任　期：平成26年４月１日～平成28年３月31日
２年間（前期：木平副会長、重森常務理事）
木平副会長、井上常務理事となった。

(12) 第47回日本薬剤師会学術大会（山形大会）の宿泊予約について（資料19）（回覧）
期　日：10月12日（日）・13日（月・祝）【本日参加人数確認】（野村副会長）
宿泊日：10月11日（土）・12日（日）
場　所：山形市民会館、山形ビッグウィング、山形テルサ外

(13) 平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部名簿の作成等について（資料20）（野村副会長）
（平成25年度）　本部員前田泰則
幹　事：大塚幸三
実務担当者石原長造
引き続き上記３名とした。

(14) 禁煙支援ネットワークのピンバッジの作成について（資料21）（村上副会長）
ピンバッジ（@200円）を100個か１口１万×2の寄付金のどちらが良いのかと言うことで、ピンバッジ100個を購入する方向となった。

(15) ＰＥＴ－ＣＴがん健診覚書の締結について（資料22）（野村副会長）
承諾することとした。

(16) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．感染・医療事故防止セミナー 2014in中国の後援依頼について（資料23）
日　時：５月10日（土）午後１時～ ５時
場　所：広島国際会議
（前回承諾）
後援することとした。

イ．子育て応援団すこやか2014の後援名義使用について（資料24）
日　時：５月24日（土）、25日（日）午前10時～午後４時
場　所：広島県立総合体育館
（毎年承諾）
後援することとした。

ウ．第33回大会認知症の人と家族の会開催に伴う後援名義使用について（資料25）
日　時：６月21日（土）午後０時30 ～午後４時
場　所：広島県民文化センター
（毎年承諾）
後援することとした。

エ．市民公開講座　Neurosurgery Update in Hiroshimaの後援名義使用について（資料26）
日　時：８月10日（日）午後２時～午後４時30分
場　所：広島国際会議場
（初めて）
後援することとした。

オ．「リレー・フォー・ライフ・ジャパン2014広島」（尾道）に対する後援について（資料27）
日　時：９月14日（日）午後１時～ ９月15日（月・祝）午後１時
場　所：しまなみ交流館、ベルポール広場（駅前港湾緑地）
主催団体：公益財団法人日本対がん協会、リレーフォーライフ広島実行委員会
共催団体：広島県、尾道市、（公財）広島県地域保健医療推進機構、（公財）中国労働衛生協会尾道検診所
（毎年承諾）
後援することとした。

カ．公開講座開催における後援について（資料28）
日　時：10月19日（日）午後１時～午後４時
場　所：広島国際会議場
主　催：神戸薬科大学同窓会広島支部
（初めて）
後援することとした。

４．その他

（１）次回常務理事会の開催について（野村副会長）
５月15日（木）午後６時～（議事要旨作製責任者【予定】有村健二常務理事）

（２）新たな財政支援制度検討委員会委員の推薦について（資料29）（野村副会長）
被推薦者　前田泰則会長

（３）支部等総会の開催について（野村副会長）
広島県病院薬剤師会　５月11日（土）於　エソール広島
安芸支部５月25日（日）於　サンピア・アキ
廿日市支部　５月25日（日）於　ホテルグランヴィア広島

（４）夏季の省エネルギー対策（軽装励行［クールビズ］）について（野村副会長）
期間：５月１日～ 10月31日

（５）日本ジェネリック医薬品学会第８回学術大会のチラシについて（資料30）（野村副会長）

（６）「脱法ドラッグ逃げられると思わないことだ」パンフレットについて（野村副会長）

（７）広島県立美術館特別展「平山郁夫展」チラシについて（野村副会長）

（８）広島県立美術館特別展「星星會展」チラシについて（野村副会長）
○豊見常務理事より509万円の健康推進過程事業の話はどうなっているのかということがあったが、石原事務局長より現在調整中とのことであるとのことだった。
○豊見専務理事より薬局で糖尿病検査で受診勧奨すると罰せられるという記事が出た。日薬から通知が出て医学的判断だから医師会がシビアになっているので、薬学的判断に基づいて一般論として個別に詳しい検査をおすすめするするのは今まで通り大丈夫。ただし、そういう検査を店頭でやる場合は厚生労働省に届出を出さないといけないということになっているので気をつけてくださいとの報告があった。
○重森常務理事よりお薬手帳を持って来ないと薬をくれないという情報があったと報告された。

県薬日誌

日付		行事内容
4月21日	月	・林広島県議会議長訪問（県庁） ・公法人化に伴う諸規定等の改正について
22日	火	会員委員会
23日	水	・監査会 ・選考委員会 ・広島県薬剤師会「地対協WG」
24日	木	・第67回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局） ・㈱ミロク情報サービスとの打合せ ・会計部打合会 ・日本薬剤師会平成26年度学校薬剤師部会全国担当者会議（東京・日薬）
25日	金	・日本薬剤師会平成26年度第１回薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会（東京・日薬） ・厚生労働省医薬品第一部会（厚生労働省会議室）
26日	土	IPPNW日本文部理事会、広島県支部総会、日本支部総会（広島医師会館）
27日	日	広島大学霞管弦楽団2014 Spring Concert（上野学園ホール）
30日	水	厚生労働省医薬品第二部会（厚生労働省会議室）
5月2日	金	子育て応援団すこやか2014打合会（広島医師会館）
9日	金	・第787回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） ・平成26年度抗ＨＩＶ薬服薬指導研修会打合会（広島県健康福祉センター） ・ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会平成26年度第１回総務部会（NPO法人広島県介護専門員協会） ・ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第１回専門委員会（県庁・北館）
10日	土	・平成26年度「看護の日」広島県大会（広島県民文化センター） ・㈱ジェイ・エム・エス感染・医療事故防止セミナー（広島国際会議場）
12日	月	・日本薬剤師会平成26年度一般用医薬品担当者全国会議（東京・航空会館） ・選挙管理委員会
13日	火	・広報委員会 ・「子育て応援団すこやか2014」打合会
14日	水	・日本薬剤師会議事運営委員会（東京・日薬） ・日本薬剤師会平成26年度都道府県会長協議会（東京・日薬） ・故小田利郎先生を偲ぶ会（東京・ホテルニューオータニ東京）
15日	木	・広島県毒物劇物安全協会平成26年度総会並びに研修会（ホテルニューヒロデン） ・中国四国厚生局来会 ・常務理事会
17日	土	第58回広島県病院薬剤師会総会（エソール広島）
19日	月	第64回“社会を明るくする運動”広島県推進委員会（広島グリーンアリーナ）
21日	水	広島県薬剤師研修協議会
22日	木	新基金事業に係る四師会事前調整会議（広島医師会館）
24・25日		子育て応援団すこやか2014（広島グリーンアリーナ）
24日	土	・全体理事会 ・呉市薬剤師会総会（ビューポートくれ） ・三原薬剤師会総会（三原国際ホテル）
25日	日	・安芸薬剤師会総会（サンピア・アキ） ・廿日市市薬剤師会総会（ホテルグランヴィア広島） ・ピンクリボンdeカープ（MAZDAZoom-Zoomスタジアム）
26日	月	放射線被曝者医療国際協力推進協議会IAEA協労センター指定記念セミナー（リーガロイヤルホテル広島）
27日	火	第68回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
29日	木	・国保連合会来会 ・東広島薬剤師会総会（西条HAKUWAホテル）
30日	金	・平成26年度第２回新たな財政支援制度検討委員会（県庁・北館） ・平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会第１回会議（県立広島病院） ・ｅ-お薬手帳に関する打合会
31日	土	・広島県学校薬剤師会代議員会・総会 ・広島キッズシティ2014　オーナー事前説明会（広島市立広島特別支援学校） ・安佐薬剤師会総会（安佐南区総合福祉センター）
5月31日～6月6日		平成26年度「世界記念デー」及び「禁煙週間」

日付		行事内容
6月1日	日	・認定実務実習指導薬剤師養成講習会（中国中央病院（福山市御幸町）） ・日本薬剤師会平成26年度薬局実務実習担当者全国会議　（日本薬剤師会）
5日	木	・HMネットに関する打合せ ・広島テレビ取材
6日	金	・（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会事前説明 ・広報委員会
7・8日		日薬代議員中国ブロック会議　（岡山）
8日	日	・日本薬剤師会全国災害対策担当者会議（第2回）　（東京・日薬） ・認定実務実習指導薬剤師養成講習会
9日	月	・公益法人及び一般法人に係る研修会（県庁・本館） ・平成26年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会
12日	木	・平成26年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会　（県庁・本館） ・薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントの理念及び試行的研修会
13日	金	第788回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会　（支払基金広島支部）

日付		行事内容
14日	土	・広島市薬剤師会総会 ・NPO法人広島県介護支援専門員第17回定期総会（広島県健康福祉センター）
15日	日	第25回ジュノー記念祭（広島平和公園ジュノー記念碑前）
16日	月	・第15回中国地方社会保険医療協議会総会　（広島合同庁舎2号館） ・広島県環境審議会第25回温泉部会（県庁・北館） ・（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会　（広島県健康福祉センター） ・広島県薬剤師会「地対協WG」
17日	火	・安田女子大学薬学部早期体験学習（安田女子大学） ・第31回広島県薬事衛生大会打合会
18日	水	・平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会　（県庁・本館） ・第26回（公社）青少年育成広島県民会議通常総会（広島YMCA国際文化ホール）
19日	木	・常務理事会 ・平成26年度第1回多職種連携推進ワーキングチーム・在宅ケア推進ワーキングチーム合同会議（広島県健康福祉センター）

行事予定（平成26年７月～８月）

７月２日(水)	「薬草に親しむ会」打合会
７月５日(土)	第30回尾道市御調地区保健福祉推進大会(尾道市公立みつぎ総合病院)
〃	尾道支部総会(尾道国際ホテル)
７月６日(日)	新薬剤師研修会
７月７日(月)	平成26年度第１回広島県保険者協議会(国保会館)
７月８日(火)	日薬賞等選考委員会(未定)
７月９日(水)	日本薬剤師会平成26年度第２回都道府県会長協議会(東京・日薬)
７月11日(金)	第789回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
７月12日(土)	日本薬剤師会平成26年度病院診療所薬剤師研修会(広島国際会議場)
〃 ７月13日(日)	日本ジェネリック医薬品学会第８回学術大会(ウインクあいち)
〃	日本薬剤師会平成26年度病院診療所薬剤師研修会(広島国際会議場)
７月17日(木)	常務理事会
７月18日(金)	平成26年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会(ANAクラウンプラザホテル広島)
〃	平成26年度広島県四師会役員連絡協議会(ANAクラウンプラザホテル広島)
７月20日(日) ７月21日(月)	認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国 in 岡山」(就実大学)
７月26日(土)	平成26年度広島県合同輸血療法委員会(国保会館)
７月27日(日)	平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会(廣仁会館)
〃	第４回学校環境衛生研究協議会(メルパルク京都)
７月30日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
７月31日(木)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
８月２日(土) ８月３日(日)	広島キッズシティー(西区・観音マリーナホップ)
８月８日(金)	第790回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
８月20日(水)	平成26年度登録販売者試験(広島県立総合体育館)
８月21日(木)	常務理事会
８月29日(金) ８月30日(土)	第16回日本褥瘡学会学術集会(名古屋国際会議場)
〃	第40回広島県国保診療施設地域医療学会(広島市文化交流会館)

行政だより

医薬品販売制度に関する薬事法改正について、次の広島県ホームページで紹介していますので、参考にしてください。県ホームページURL　http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/kaisei.html　（薬事法の改正について）

平成26年４月７日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

医薬品の販売業者等に関するQ&Aについて（通知）

このことについて、平成26年３月31日付けで厚生労働省医薬食品局総務課及び同監視指導・麻薬対策課から別紙（写）のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会会員へ周知をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　細川）

事務連絡
平成26年３月31日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

医薬品の販売業等に関するＱ＆Ａについて

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）及び改正法の施行に伴う政省令改正の内容については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年３月10日付け薬食発0310第１号厚生労働省医薬食品局通知。以下「施行通知」という。）でお示ししておりますが、今般、そのＱ＆Ａを別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

<別添>

【許可申請・届出関係】

（問１）　新制度の施行（平成26年６月12日）の時点で要指導医薬品を販売等している場合は、施行の日から30日以内に届け出ることとされている。また、一般用医薬品の特定販売を行っている場合には、施行後直ちに届け出ることとされている。これらの場合、事前（平成26年６月12日以前）に届出書類を受け付けることは差し支えないか。

（答）　都道府県知事等の判断で柔軟に対応して差し支えない（届出の様式は問わない。）。

（問２）　今回の改正で、薬局開設許可申請書等に新たに「相談時及び緊急時の連絡先」を記載する欄が設けられているが、緊急時専用の連絡先がない場合には、店舗や営業所の通常の連絡先を記載すればよいか。

（答）　薬局等に掲示すべき事項である「相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先」と同じものを記載すればよい。

【開店時間・営業時間】

（問３）　全く開店しない店舗について、店舗販売業の許可を取得することは可能であるか。

（答）　全く開店しないのであれば、店舗とは言いがたいため、不可である。

（問４）　例えば、インターネットでの注文を受け付ける場合には、通常24時間受付していると考えられるが、営業時間としては、受信した注文内容を薬剤師又は登録販売者が確認した時点から運送業者等に医薬品を引き渡せる状態にするまでの業務を行う時間を営業時間と考えて差し支えないか。

（答）　差し支えない。

【薬局及び店舗の構造設備】

（問５）　薬局（店舗）の看板や掲示板が出ていれば、「薬局（店舗）であることが外観から明らかであること」との要件を満たすと考えてよいか。

（答）　看板、掲示板の位置、形状、大きさ等の見えやすさにもよるが、通常の看板や掲示板であれば、要件を満たすと考えている。

【医薬品の譲渡に関する記録】

（問６）　購入者が情報提供及び指導の内容を理解したことの確認に当たっては、何をもって購入者が理解したと判断すればよいのか。

（答）　薬剤師等が購入者に口頭等で確認すればよい。

（問７）　購入者が情報提供及び指導の内容を理解したことの確認の結果の記録に当たっては、購入者の署名が必要か。

（答）　購入者の署名が望ましいが、購入者に理解したことを確認の上、対応した薬剤師等が記録することでも差し支えない。

（問８） 薬局医薬品、要指導医薬品を販売・授与する際、購入者が使用者でない場合に正当な理由の有無を確認したことについて、書面による記録が必要か。

（答） 販売記録に併せて記載することが望ましいと考える。

（問９）「特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」として、例えば、①映像を撮影するためのデジタルカメラ、②撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等及び③現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線の全てを組み合わせることは、これに該当するか。

（答） 都道府県知事等が認めるのであれば、該当する。

【医薬品の陳列】

（問10） 陳列棚内で区分してあれば、要指導医薬品と第１類医薬品を同じ陳列棚に陳列して差し支えないか。

（答） 差し支えない。

【濫用等のおそれのある医薬品の販売等】

（問11） 濫用等のおそれのある医薬品を若年者に販売する場合、購入者の氏名や年齢についてはどのように確認すればよいのか。

（答） 具体的な方法は問わないが、若年者であることが疑われる場合には、年齢・氏名の確認が必要となる。この場合、身分証明書等により確認することが適当である。

（問12） 濫用等のおそれのある医薬品を販売する場合、購入者の他薬局等での購入状況等についてはどのように確認すればよいのか。

（答） 口頭等で確認することで差し支えない。

【薬局等における医薬品の広告】

（問13） 薬局等の接客態度に関する「口コミ」を、ちらしやホームページに掲載してもよいか。

（答） 医薬品は個々人のそのときの症状に合わせて使用されるべきものであり、体質や症状の異なる他人からの効能・効果に関する「口コミ」に基づいて使用すると、不適正な使用を招くおそれがあることから、医薬品の効能・効果に関する「口コミ」を禁止するものである。

このため、単に薬局等の接客態度に関するものであれば、「口コミ」をちらしやホームページに掲載することは差し支えない。

ただし、接客態度に関する「口コミ」等と称していても、その内容が医薬品の効能・効果に関する「口コミ」に該当するものは認められない。

また、「口コミ」の掲載に当たっては、適正広告基準等に十分留意することが必要である。

（問14） いわゆる「レコメンド」は認められないとされているが、例えば、トップページに特定の医薬品を表示させることや、販売サイトに登録した年齢や性別に関する情報に基づき医薬品に関して広告してもよいか。

（答）　「レコメンド」に関する規定は、医薬品の購入履歴等に基づき、購入者の同意なく、特定の医薬品の購入を勧めるような広告をしてはならないという趣旨で設けられたものである。

このため、販売サイトのトップページに医薬品を表示させる場合であっても、医薬品の購入履歴や閲覧履歴に基づくものであれば認められない。

他方で、医薬品の購入履歴等に基づかない広告（例：ホームページ閲覧者全員に対する一律の医薬品広告、ホームページでの医薬品購入者全員に対する一律の医薬品広告）は差し支えない。また、販売サイトに登録した年齢や性別に関する情報に基づき、特定の医薬品に関して広告することは差し支えない。

ただし、いずれの場合も適正広告基準等に十分留意することが必要である。

（問15）　医薬品の購入履歴等に基づき、いわゆる「ダイレクトメール」の形式で、特定の医薬品の購入を勧めることは差し支えないか。

（答）　いわゆる「ダイレクトメール」の形式であっても、医薬品の購入履歴等に基づき広告するのであれば認められない。

（問16）　購入希望者が、自身の購入履歴を踏まえた情報提供（いわゆる「ダイレクトメール」の送付等）を希望する旨意思表示があった場合でも、医薬品の購入履歴等に基づき、特定の医薬品の購入を勧めるような「ダイレクトメール」を送付することは認められないのか。

（答）　医薬品の購入履歴等に基づき、特定の医薬品の広告を行うことは認められないが、購入希望者の求めに応じて客観的な事実を情報提供することは差し支えない。

ただし、購入希望者の求めに応じた情報提供であるか否かを明確にするため、購入希望者による同意については、単に「「ダイレクトメール」を送付すること」への同意ではなく、「医薬品の購入履歴等に基づいて特定の医薬品を勧めること」に対して、同意を別に得る形で行うことが必要である。

また、ホームページでこのような情報提供を行う場合は、例えば、

①医薬品の購入履歴等に基づいて勧める医薬品を表示するページを別に設け

②購入希望者に、そのページには過去の購入履歴等に基づき勧められる医薬品が表示されることを伝えた上で

③購入希望者がそのページを閲覧することを希望した場合にそのページを見られるようする

といった手続きで同意を得る方法が考えられる。

なお、購入希望者側から、いつでも同意が撤回できるようにしておくことが必要である（例えば、「ダイレクトメール」に毎回、同意の撤回する手続きを併せて記載すること等）。

また、同意を得る手続きの際、例えば、初期設定（デフォルト）を「同意あり」として同意を得ることは、購入希望者が同意の内容を確認した上で同意しているか否かが明確でないため、認められない。

（問17）　どのような広告が「特定販売を行う広告」になるのか、販売を行うホームページに単に誘導するだけのバナー広告も「特定販売を行う広告」に該当するのか。

（答）　「特定販売を行う広告」に該当するか否かは、その広告にインターネットや電話で注文可能であることが記載されているか否かで判断することを基本とする。

このため、原則として、販売を行うホームページに単に誘導するだけのバナー広告も「特定販売を行う広告」には該当しない。

また、単に商品と電話番号だけが書いてある場合は「特定販売を行う広告」には該当しないが、商品と電話番号と併せて、その電話番号に電話すれば特定販売に応じる旨を併記した場合は、「特定販売を行う広告」に該当する。

（問18）　テレビで「特定販売を行う広告」を実施する場合も、インターネット等で「特定販売を行う広告」を実施する場合に求められる表示事項と同じ事項の表示が求められるのか。

（答）　テレビで広告を行う場合についても、インターネット等で「特定販売を行う広告」を実施する場合と同じ事項の表示が求められる。

ただし、テレビの場合は、番組終了後に表示事項が見られなくなってしまうという特性を踏まえ、購入者保護の観点から、問い合わせの際に口頭で説明することや、商品発送時に求められる表示事項と同様の事項を示した書面の同封することが望ましい。

【特定販売の方法】

（問19）　特定の組織内でのみ接続可能な、いわゆる「イントラネット」を用いた一般用医薬品の販売については、特定販売に該当するか。

（答）　特定販売に該当する。

ただし、組織の外部から接続できないのであれば、インターネットを利用した特定販売には該当しないため、厚生労働省のホームページの販売サイト一覧には掲載されない。

（問20）　単に注文のみを受け付けるだけの業務を行っている営業所について、薬事法上の取扱いはどのようになるのか。

（答）　以下の①から③までに掲げる条件を満たし、単に注文のみを受け付けるだけの営業所であれば、医薬品の販売業の許可は不要であるが、その営業所で販売の可否を判断しないこと及び購入者と実際に医薬品を販売する店舗との間で、必要な情報提供・相談応需が直接できることが前提となる。

また、その営業所を運営する事業者は、薬事法の規定に違反するおそれのある事業者による医薬品の販売・授与や、薬事法等の規定に違反した、又は違反するおそれのある医薬品が販売・授与されないよう、国及び都道府県等とも連携して、必要な取組を行うことが望ましい。

①購入者がどこの店舗から医薬品を購入しているのかが明らかである

②必要な表示等も含めて、特定販売に関する全てのルールが遵守されている

③実際に医薬品を販売する店舗に現に勤務している薬剤師等が、購入者の情報を収集した上で販売の可否を判断し、必要な情報提供している

（問21）　コンビニエンスストア（コンビニ）において、例えば、①そのコンビニに設置された端末等により、特定販売を行う薬局等から、必要な情報提供を受けた後に、一般用医薬品の売買契約を結ぶ、②その際、そのコンビニでその商品の代金を支払う、③後日、売買契約を結んだ、医薬品の販売業の許可を有する薬局等からそのコンビニに配送された商品を購入者が受け取る、といった手続きを経て、購入者に一般用医薬品が販売・授与される場合には、そのコンビニについて、薬事法上の取扱いはどのようになるのか。

（答）　以下の①から③までに掲げる条件を満たし、そのコンビニでは単に商品の取り次ぐ業務だけを行っているのであれば、そのコンビニは、医薬品の販売業の許可を取得する必要はないが、そのコンビニで販売の可否を判断しないこと及び購入者と実際に医薬品を販売する薬局等との間で、必要な情報提供・相談応需体制が直接できることが前提となる。

ただし、そのコンビニで、注文されていない商品も含めて貯蔵したり、医薬品を陳列したりするのであれば、そのコンビニエンスストアは、医薬品の販売業の許可が必要である。

また、そのコンビニを運営する事業者は、薬事法の規定に違反するおそれのある事業者による医薬品の販売・授与や、薬事法等の規定に違反した、又は違反するおそれのある医薬品が販売・授与されないよう、国及び都道府県等とも連携して、必要な取組を行うことが望ましい。

①購入者がどこの店舗から医薬品を購入しているのかが明らかである

②必要な表示等も含めて、特定販売に関する全てのルールが遵守されている

③実際に医薬品を販売する薬局等に現に勤務している薬剤師等が、購入者の情報を収集した上で販売の可否を判断し、必要な情報提供している

（問22）　特定販売を行うに当たり、販売を行う薬局（店舗）に販売品の在庫がない場合など、系列の特定販売を行う他店から配送を行うことは可能か。

（答）　不可である。

【特定販売に関する表示】

（問23）　特定販売に関して表示すべき事項に「現在勤務している薬剤師及び登録販売者の氏名」とあるが、カタログにより特定販売を行うことを広告する場合にはどのように表示すればよいのか。

（答）　特定販売の業務を行う資格者の一覧と、概ねの勤務時間等（シフト表等）を示すことで差し支えない。

（問24）　特定販売を行うことについて広告をする場合、ホームページに、薬局等の正式な名称を表示することとなっているが、その略称やインターネットモール事業者の名称を併記しても差し支えないとされている。この場合、略称等の文字の大きさは、正式名称よりも大きく表示されていてもよいか。

（答）　薬局等の正式な名称は、購入者がどこの店舗から購入したのかが分かるよう、ホームページ上で分かりやすく表示されている必要があるため、薬局等の正式な名称の文字の大きさは、略称等よりも大きいか、又は同じである必要がある。

（問25）　販売する医薬品の使用期限については、その店舗に貯蔵、陳列等している品目の全ての使用期限を表示させる方法のほか、使用期限までの期間が最短の品目の使用期限を表示させる方法でも差し支えないとのことであるが、例えば、「当店では使用期限が○年以上ある医薬品のみを配送いたします」と表示すれば良いか。

（答）　購入者に分かりやすく表示させるのであれば、そうした内容で差し支えない。

【特定販売の薬事監視の手段】

（問26）　特定販売のみを行う時間に薬事監視を行う場合には、「特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」を必ず利用しなければならないのか。

（答）　直接店舗を訪問する手段等と組み合わせて対応することで差し支えない。

【指定第２類医薬品に関する表示】

（問27）「指定第２類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第２類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第２類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨」を確実に認識できるようにするための必要な措置の具体的な方法としては、例えば、店頭では、購入者への声かけやレジ付近での分かりやすい掲示、インターネット販売では、ポップアップ表示が考えられるが、いずれの方法も問題ないものか。

（答）　問題ない。

【薬学的知見に基づく指導】

（問28）　法９条の３第２項等に規定されている「薬学的知見に基づく指導」とは、具体的にどのような指導をいうのか。

（答）　薬剤師が有する薬学的知見に基づき、購入者から確認した使用者に関する情報（年齢、性別、症状、服用履歴等）を踏まえ、当該使用者の個別具体の状態、状況等に合わせて、適正使用等を指導する行為をいう。

【一般用医薬品に関する情報提供等】

（問29）　法第36条の10第１項ただし書きについて、購入者が薬剤師等であるか否かの確認は、口頭での確認のみで差し支えないか。

（答）　薬剤師等であることが分かる身分証等があれば、それをもって判断することが望ましい。それが、困難な場合にあっては、個別に薬剤師が判断しても差し支えない。
　ただし、薬剤師が、相手を専門家と判断した根拠を説明できることが必要である。

（問30）　法第36条の10第６項により、説明不要の意思表示があった場合であって、第１類医薬品が適正に使用されると認められる場合には、同条第１項の規定は適用しないことになるが、その場合は同条第２項の規定も適用されないものと考えてよいか。

（答）　法第36条の10第２項に規定する義務は、第１項の規定に付随するものであるため、同条第１項の規定が適用されない場合には、同条第２項も適用されない。

（問31）　一般用医薬品の情報提供に当たっては、情報提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名を購入者に伝えさせることとされているが、薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において「販売した薬剤師又は登録販売者の氏名」は名札を提示することにより伝えたとすることで差し支えないか。

（答）　情報提供文書等に記載するなどの方法が望ましいが、購入者に対して、情報提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名が確実に伝わる方法であれば、差し支えない。

【配置販売業】

（問32）　配置販売に従事する者は名札を付けることとされているが、法第33条第１項の身分証明書でも差し支えないか。

（答）　差し支えない。

【登録販売者試験】

（問33）　平成26年度以降の登録販売者試験の出題事項には、今回の法改正の内容は含まれるのか。

（答）　含まれる。
登録販売者試験の出題事項については、「試験問題作成に関する手引き（平成26年３月）」※を参照されたい。
※掲載ページ：http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/shiken_h26.html

平成26年４月18日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県医療法人協会会長　様
広島県保険医協会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県病院薬剤師会会長　様
広島県医療機器販売業協会会長　様
社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

医薬機器の分割販売について（通知）

このことについて，平成26年４月11日付け薬食監麻発0411第３号により厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から別紙（写）のとおり通知がありました。

ついては，貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　細川）

薬食監麻発0411第３号
平成26年４月11日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
（公印省略）

医療機器の分割販売について

今般、在宅医療の現場において医療機器が使われる機会が多くなっており、これに伴い、在宅での療養を行っている患者の状態に応じて必要な量の医療機器を小包装単位で供給することが求められております。このため、医療機器販売業者における販売等の際の取扱いを下記のとおり示したので、御了知の上、貴管下の関係業者に対して周知徹底をお願いします。

記

1　医療機器販売業者において、医療機器の直接の容器又は直接の被包を開き、小包装単位で供給する行為（以下「分割販売」という。）は、特定の需要者の求めに応じて行う場合に限って認められる。

ただし、広く一般に対し、販売等を行うために、あらかじめ分割する行為は、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第13条第１項に規定する製造行為（小分け製造）に該当する。

2　分割販売する製品は、内袋があるなど、その直接の容器又は直接の被包を開いても、品質の劣化など、保健衛生

上の危害が生じる可能性が低い医療機器に限る。

3　分割販売された医療機器も薬事法上の医療機器であることに変わりはないので、法第63条から第64条までの規定を遵守しなければならない。具体的には、外箱の写しなど法第63条に規定する事項を記載した文書及び法第63条の２に規定する添付文書又はその写しを添付しなければならない。

4　医療機器の分割販売に当たっては、保健衛生上の支障が生じることのないよう、分割販売の作業を行う者の指定、手順書等に基づく作業の実施等により厳正な管理下で適正に行い、法第65条に触れるものを販売してはならない。

5　分割販売された医療機器を別の医療機器販売業者から購入する医療機器販売業者においては、分割販売の実施が困難な医療機器販売業者に対してその実施を要請したり、分割販売を行う医療機器販売業者に対して必要以上の配送を求めたりすること等により過大な負担を強いることのないよう留意されたい。

6　医療機器製造販売業者については、医療機器販売業者における分割販売の実施状況を踏まえつつ、引き続き小包装品の円滑な供給に努めるよう留意されたい。

平成26年５月８日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広　島　県　健　康　福　祉　局　長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬　　務　　課

医薬品販売制度に係る薬事法改正に伴う事前届について（依頼）

本県における薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、医薬品販売制度の見直しに係る改正後の薬事法については、平成26年６月12日に施行することとされており、これに伴い、既存薬局及び店舗販売業者等においては、必要な届出をすることとされています。

そこで本県では、必要となる届出について、別紙様式「業務体制確認届書」により、薬局又は店舗の所在地を管轄する保健所（支所）へ事前に提出していただくこととしました。

ついては、管轄の保健所（支所）から依頼があった場合は、速やかな提出に御協力くださるよう、貴会会員への周知をお願いいたします。

［注意事項］

1　事前届出対象業種
　薬局、店舗販売業及び（旧）薬種商販売業

2　事前届出提出期限
　平成26年６月12日（木）　※改正法施行日

担当　薬事グループ
電話　082-513-3222（ダイヤルイン）
FAX　082-211-3006
E-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
（担当者児玉）

別紙様式４－①

業務体制確認届書

<table>
<tr><td rowspan="3">業務の種別
（該当する業種に☑し，許可番号，許可年月日及び有効期間を記載してください。）</td><td>業務の種別</td><td>許可番号</td><td>許可年月日及び有効期間</td></tr>
<tr><td>□薬局
□店舗販売業
□薬種商販売業</td><td>第　　号</td><td>平成　年　月　日
（平成　年　月　日～
平成　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>□薬局製造販売業

□薬局製造業</td><td>第　　号

第　　号</td><td>平成　年　月　日
（平成　年　月　日～
平成　年　月　日）

平成　年　月　日
（平成　年　月　日～
平成　年　月　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">薬局又は店舗</td><td>名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">〒　　電話　　FAX</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出事項</td><td>この届出書を提出する時点で取り扱っている医薬品の区分
（該当する項目に☑してください。）</td><td colspan="3">□薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）　□薬局製造販売医薬品
□要指導医薬品　□第１類医薬品　□指定第２類医薬品
□第２類医薬品　□第３類医薬品
※要指導医薬品の取扱いがある場合は，平面図を添付
（要指導医薬品，第１類医薬品の陳列場所，情報提供場所を明記）</td></tr>
<tr><td>相談時・緊急時の電話番号その他連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>特定販売の有無
（いずれかに☑してください。）</td><td colspan="3">□有　□無
※特定販売がある場合は，別紙様式４－②を添付</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記により，業務を行う体制の届出をします。

年　　月　　日

〒　　電話

住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

広島県　　保健所長　　様

別紙様式４－②

薬事法第４条第３項第４号ロの厚生労働省令で定める事項

特定販売を行う際に使用する通信手段 （該当する項目に☑してください。）	□インターネット □電話 □カタログ □その他（　　）
特定販売を行う医薬品の区分 （該当する項目に☑してください。）	□第１類医薬品　□指定第２類医薬品　□第２類医薬品 □第３類医薬品　□薬局製造販売医薬品
特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合の時間 （いずれかに☑してください。）	特定販売のみを行う時間が　□ある　□ない 時間：
特定販売を行うことについての広告に薬局又は店舗の名称と異なる名称を表示するときの名称 （いずれかに☑してください。）	□使用する （名称：　　） □使用しない
特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要 （いずれかに☑してください。）	インターネットを利用して広告　□する　□しない ※広告する場合は以下を記載 ・主たるホームページのアドレス ・主たるホームページの構成の概要
都道府県知事（保健所長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 （薬局又は店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。） （該当する項目に☑してください。）	□映像を撮影するためのデジタルカメラ □撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコン又はインターネット回線 □現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線 （※広島県内では上記の全ての設備があるもののみ認めています。）

（注意）
概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは，同欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付してください。

平成26年５月９日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

医薬品の販売業者等に関するＱ＆Ａについて（その２）（通知）

このことについて、平成26年５月７日付けで厚生労働省医薬食品局総務課及び同監視指導・麻薬対策課から別紙（写）のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担当　薬事グループ
電話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　細川）

事務連絡
平成26年５月７日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

医薬品の販売業等に関するＱ＆Ａについて（その２）

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）及び改正法の施行に伴う政省令改正の内容については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年３月10日付け薬食発0310第１号厚生労働省医薬食品局通知）でお示ししておりますが、今般、そのＱ＆Ａ（その２）を別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

＜別添＞

【要指導医薬品の表示】

（問１） 改正法の施行（平成26年６月12日）後に第一類医薬品から要指導医薬品に区分が変更される医薬品について、その直接の容器等にシールを貼付することにより「要指導医薬品」の表示を行うことが認められているが、出荷後に、卸売販売業者や薬局、薬店がそのシールを貼付してよいか。

（答） 製造販売業者の責任の下、卸売販売業者や薬局、薬店の従業員が、製造販売業者の代わりにシールを貼付することは差し支えない。

（問２） シールの貼付によって「要指導医薬品」の表示を行った製品は、２年間の経過措置期間終了後も販売可能か。

（答） 可能である。

（問３） 表示スペースが狭いため、「要指導医薬品」の文字を二段書きしてもよいか。

（答） 差し支えない。

（問４） 改正法の施行（平成26年６月12日）後に第１類医薬品から要指導医薬品に区分が変更される医薬品について、第一類医薬品と記載している販促資材（パンフレット等）を、施行後も引き続き使用してよいか。

（答） 使用しても差し支えないが、正しい情報を記載した販促資材に可能な限り早く切り替えるべきである。

なお、その品目が、第１類医薬品ではなく要指導医薬品という区分に改められている旨など、販促資材を渡す際に必要な情報提供を行うことが望ましい。

【開店時間・営業時間】

（問５） 特定販売を行う時間（営業時間）について、例えば、夜間にメールやファクシミリで単に注文を受け付ける業務だけではなく、その注文内容を薬剤師や登録販売者以外の一般従事者が確認する業務まで行っている場合、その注文内容を確認している時間は特定販売を行う時間（営業時間）に含まれるのか。

（答） 販売の可否の判断や情報提供等といった薬剤師又は登録販売者が実施する必要がある業務を行っている場合は、特定販売を行う時間（営業時間）に含まれる。

一方、注文を受け付けた旨のメール送信、購入希望商品の名称やお届け先等の電話確認作業のみであれば、単に「注文を受け付ける」ことに含まれるため、その業務を行っている時間は、特定販売を行う時間（営業時間）には含まれない。

注文を受け付けた旨の連絡を購入者に対して行う場合、別途薬剤師等による確認を行った後に販売できることが確定することを伝達するなど、受付連絡の時点で販売が確定しているという誤解が生じないようにする必要がある。

【特定販売の方法】

（問６） 特定販売の配送手段としては、郵便や宅配便の他、店舗の従業員が直接配達してもよいか。

（答） 配送の手段は問わないが、医薬品の搬送についても薬局の管理者や店舗管理者の管理業務に含まれるものであり、医薬品の品質が適切に管理できる方法で搬送することが求められる。

（問７）　特定販売で配送した一般用医薬品を子供が受け取ってもよいか。

（答）　受け取る者については、薬事法上、特段の規定はないが、具体的にどのような運用とするかについては、医薬品の搬送等も薬局の管理者や店舗管理者の管理業務に含まれるものであることを踏まえ、各店舗で適切に判断されたい。

（問８）　配送用に梱包した箱や袋などには、どういう事項を表示すべきか。

（答）　薬事法上、特段の規定はないが、具体的にどのような運用とするかについては、医薬品の搬送等も薬局の管理者や店舗管理者の管理業務に含まれるものであることを踏まえ、各店舗で適切に判断されたい。

（問９）　配送された商品をコンビニエンスストア（コンビニ）に一時的に保管する場合、その商品の管理の責任はどうなるのか。

（答）　その商品を販売した薬局･薬店が、搬送も含めて、医薬品の適正管理の責任を負うことになる。このため、薬局・薬店は、第三者（コンビニや配送業者）に対して必要な指示を出す（必要な契約を結ぶ）ことを通じて、医薬品の適正管理を行わなければならない。

（問10）　ある店舗（A店）で在庫がない一般用医薬品について、購入の希望に応じて、他の店舗（B店）の在庫を融通してもらって販売・授与することとなった場合、A店が必要な情報提供等を行った後であれば、B店から購入者に直接配送しても差し支えないか。

（答）　販売やその責任の主体を明確にするため、B店からA店に納入した後に、A店から購入者に配送しなければならない。

（問11）　販売時の情報提供や指導は店舗内で行う必要があるが、緊急時の電話対応などについては、必ずしも店舗内で行う必要はないという理解でよいか。

（答）　そのような理解で差し支えない。

【掲示事項等】

（問12）　要指導医薬品や第一類医薬品を取り扱わない薬局・薬店でも、要指導医薬品や全ての区分の一般用医薬品の定義やそれらに関する解説などの掲示事項を掲示しなければならないのか。

（答）　要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度の全般について、購入者に理解していただくため、要指導医薬品及び全ての区分の一般用医薬品に関する掲示事項を掲示する必要がある。

【特定販売に関する表示】

（問13）　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合には、そのホームページに「当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務」を表示することとなっているが、「担当業務」についてはどのように記載すればよいのか。

（答）　どのような業務に従事しているのかが分かるように記載すればよい。
例えば、保管・陳列・販売・情報提供・相談・発送等をそれぞれ誰がいつ担当しているのかが分かるように記載すればよい。また、対面販売と特定販売とで担当が異なる場合には、その旨も記載することが望ましい。

（問14）　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合には、そのホームページに「一般用医薬品の陳列の状況を示す写真」を表示することとなっているが、どのような写真が適当か。

（答）　その店舗でどのように医薬品を陳列しているか分かるように、代表的な一般用医薬品の陳列棚（例えば一番大きな陳列棚、レジの後ろの陳列棚等）の写真を表示させることで差し支えないものと考える。

（問15）特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合には、そのホームページに、特定販売を行う医薬品の使用期限を表示することとなっているが、どこに表示するのが適当か。

（答）　そのホームページを閲覧する者にとって分かりやすい形で記載されるのであれば、場所は問わない。

（問16）特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合には、そのホームページに、「店舗の主要な外観の写真」、「一般用医薬品の陳列の状況を示す写真」、「現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名」等を表示することとなっているが、それぞれ小さな画像をクリックし、別画面で拡大表示する形式でも差し支えないか。

（答）　そのホームページを閲覧する者にとって分かりやすい形で記載されるのであれば、差し支えない。

（問17）その店舗の正式な名称や略称のほかに、「ロゴマーク」や「シンボルマーク」を販売サイトに表示してよいか。

（答）　それが店舗名であるとの誤解を購入者に与えないような「ロゴマーク」や「シンボルマーク」であれば、表示して差し支えない。

ただし、「ロゴマーク」等に紛れることがないよう、薬局・薬店の正式名称を分かりやすく表示させる必要がある。

【店舗間の医薬品の販売・譲渡】

（問18）医薬品の販売業を有する薬局や薬店の間で、一般用医薬品を販売・授与してもよいか。

（答）　薬事法上、医薬品の販売業の許可を有する店舗間での医薬品の販売・授与は禁止されていないものの、店舗間での販売・譲渡に当たるため、必要な記録等の作成は必要になる。

【濫用のおそれのある医薬品の取扱い】

（問19）特定販売により濫用のおそれのある医薬品の販売・授与を行う際、若年者の年齢確認をどのように行えばよいのか。

（答）　インターネットを利用する場合には、例えば、ウェブ画面上に年齢を記載させる欄を設けて確認する方法が考えられる。

なお、単に警告事項※をウェブ画面に表示させるだけでは確認したことにはならない。

※：例えば、「中学生や高校生は購入できません」「他店で同一の商品を購入している場合は購入できません」との警告

【その他】

（問20）常用漢字の見直しに伴い、改正法により、「注意―医師等の処方せんにより使用すること」の記載が「注意―医師等の処方箋により使用すること」に改正されたが、改正法の施行（平成26年６月12日）以降は直接の容器又は直接の被包に「処方せん」と記載した製品を製造販売・販売して差し支えないか。

（答）　当面の間は、「処方せん」と記載した製品を製造販売・販売して差し支えない。

平成26年５月29日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

インターネットによる医薬品等の広告の該当性に関する質疑応答集（Q&A）について（通知）

このことについて、平成26年５月22日付けで厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課から別紙（写）のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　児玉）

薬食監麻発0522第９号
平成26年５月22日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

インターネットによる医薬品等の広告の該当性に関する質疑応答集（Q＆A）について

薬事法（昭和35年法律第145号）における医薬品等の広告の該当性については、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年９月29日医薬監第148号）（以下「通達」という。）においてお示ししているところですが、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布されたところであり、改正法のうち、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年６月12日より施行されるところです。この改正により、一般用医薬品のインターネット販売等に係る新たな制度が実施されることから、インターネットによる医薬品等の広告に対する監視指導に資するため、別添のとおり、インターネットによる医薬品等の広告の該当性に係る質疑応答集（Q＆A）を作成いたしましたので、御了知のうえ、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、個別具体的な事例が広告に該当するか否かについて疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課まで御照会ください。

（別添）

Ｑ１．インターネット上で医薬品等を販売している場合や個人輸入代行行為を行っている場合において、当該事業者のサイト内で医薬品名等で検索し、検索前には当該サイト内で具体的な医薬品名等は表示されていなかったが、完全一致検索の結果として初めて検索した医薬品名等が表示される場合は、当該医薬品等を広告していると見なしてよいか。

Ａ１．購入希望者が当該業者のサイト上で購入を希望する医薬品等を検索しなければ具体的な医薬品名等が表示されないのであれば、当該事業者が当該医薬品等を能動的に広告しているとはみなせず、顧客を誘因する意図が明確とは考えられないため、原則として、医薬品等の広告に該当するとはいえないと考える。ただし、検索した文言による医薬品等の該当がなく医薬品等の情報が表示されない場合でも、併せて、他の医薬品等の購入等を誘導するような情報が表示され、当該医薬品等の情報が表示される場合には、当該表示は薬事法上の広告に該当する。

Ｑ２．当該事業者のサイトにおいて、トップページに具体的な医薬品の名称等は記載されていないものの「製品分類」や「製品カテゴリ」などの項目があり、その項目をクリックすると具体的な医薬品名等が表示される場合、当該事業者は医薬品等について広告していると見なしてよいか。

Ａ２．トップページに具体的な医薬品名等が表示されていなくても、他のページで通達において示した三つの要件（以下「三要件」という。）を満たした広告行為が行われている場合には、当該事業者は医薬品等について広告していると見なすことができる。

Ｑ３．インターネット上で会員専用のログインを求めた上で医薬品等の販売や個人輸入代行行為を行っている場合、当該事業者は医薬品等の広告を行っていると見なしてよいか。

Ａ３．ＩＤやパスワードの設定等により、ログインを求める場合であっても、そのことをもって、一般人（広告を行っている者以外の者を指す。）が認知できる状態ではなくなる等、インターネット上の表示が医薬品等の広告に該当しないということにはならない。

なお、薬局開設者等が、特定販売を行うことについてＩＤやパスワード等が必要なホームページで広告をするときは、当該ＩＤやパスワード等については、事前に行政機関に届け出ることとなっている。

Ｑ４．国内未承認薬の広告行為が薬事法違反である旨をインターネット上に表示し、購入者がその旨を了解した上でなければ具体的な医薬品名等が表示されているページに進めない場合において、進んだ先に具体的な医薬品等が表示される場合、薬事法第68条違反で指導の対象となるか。

Ａ４．医薬品等の広告に該当し、薬事法第68条違反で指導の対象となる。

Ｑ５．医薬品等を海外から日本国内に販売するサイト又は個人輸入代行を行うサイトを紹介・誘導しているサイト（以下「紹介サイト」という。）において、特定の医薬品名等が表示されている場合には、当該紹介サイトが広告を行っていると見なしてよいか。

Ａ５．当該紹介サイトが医薬品等の広告に該当するかどうかについては、個別具体的に判断されることとなるが、当該紹介サイトが、リンク先の販売又は輸入代行行為を行う主体となる事業者と同一である場合や、同一とみなせるような場合等には、医薬品等の広告に該当する可能性がある。なお、リンク先のサイトのみが薬事法違反の場合もあるので、留意されたい。

平成26年６月12日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
社団法人広島県病院協会会長　様
社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

要指導医薬品の指定等について（通知）

このことについて、平成26年６月６日付け薬食発0606第５号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員へ周知していただくとともに，適切な取扱い及び販売等をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　児玉）

薬食発0606第５号
平成26年６月６日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
（公印省略）

要指導医薬品の指定等について

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「新法」という。）第４条第５項第４号の規定に基づき、「薬事法第４条第５項第４号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品」（平成26年厚生労働省告示第255号。以下「指定告示」という。）が本日公布され、平成26年６月12日より適用することとされました。

要指導医薬品の指定等の趣旨や留意すべき事項は下記のとおりですので、御了知の上、関係方面に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏無きよう、お願いいたします。

記

１．要指導医薬品の指定等の趣旨

要指導医薬品とは、一般用医薬品とは異なる「医療用医薬品に準じたカテゴリーの医薬品」であり、従来のスイッチ直後品目等（医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もなく、一般用医薬品としてのリスクが確定していない薬や劇薬等）が該当する。

今般、新法第４条第５項第４号の規定に基づき、要指導医薬品を指定するため指定告示を制定した。

2．指定告示の要旨

（1）要指導医薬品は、次のアからエまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものである。

ア　その製造販売の承認の申請に際して、新法第14条第８項第１号に該当するとされた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

イ　その製造販売の承認の申請に際してアに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ウ　新法第44条第１項に規定する毒薬

エ　新法第44条第２項に規定する劇薬

（2）指定告示に掲げる医薬品に含まれる有効成分は、原則として、その水和物及びそれらの塩類を含む。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記である。

（3）指定告示に掲げる医薬品のうち劇薬である製剤については、有効成分ごとの指定ではない。

3．運用上留意すべき事項

指定告示による要指導医薬品の製品への表示、販売方法等に関する規定については、新法のほか、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第８号）、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年３月10日付け薬食発0310第１号厚生労働省医薬食品局長通知）、その他関連通知等を参照していただきたい。

（参考）

「薬事法第４条第５項第４号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品」
（平成26年厚生労働省告示第255号）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次の各号に掲げる医薬品とする。

一　薬事法第四条第五項第四号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

（1）赤ブドウ葉乾燥エキス混合物
（2）アシタザノラスト
（3）アルミノプロフェン
（4）イコサペント酸エチル
（5）イブプロフェン（一日量中イブプロフェン〇・六ｇ以上を含有するものに限る。）
（6）イブプロフェン・ブチルスコポラミン
（7）エバスチン
（8）エピナスチン
（9）セチリジン
（10）チェストベリー乾燥エキス
（11）トラニラスト
（12）トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）
（13）ネチコナゾール（膣カンジダ治療薬に限る。）
（14）フェキソフェナジン
（15）ペミロラストカリウム
（16）メキタジン（一日量中メキタジン六ｍｇ以上を含有するものに限る。）

二　薬事法第四十四条第二項に規定する劇薬である製剤

平成26年６月12日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
社団法人広島県病院協会会長　様
広島県病院薬剤師会会長　様
社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

薬事法施行規則第15条の２の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の施行について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり平成26年６月４日付け薬食発0604第２号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員へ周知していただくとともに、適切な取扱い及び販売等をお願いします。

担当　薬事グループ
電話　082-513-322（ダイヤルイン）
（担当者　児玉）

薬食発0604第２号
平成26年６月４日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
（公印省略）

薬事法施行規則第15条の２の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の施行について

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第８号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成25年12月13日及び平成26年２月10日に公布され、平成26年６月12日から施行することとされたところです。

改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第15条の２の規定に基づき、「薬事法施行規則第15条の２の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）が本日公布され、平成26年６月12日から施行することとされたので、下記の事項について御了知の上、関係団体、関係機関等に周知するとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏無きよう、お願いいたします。

記

1　濫用等のおそれのある医薬品の指定について

（1）　従来の指導及び近年の動向を踏まえ、濫用等のおそれのある医薬品として別紙に掲げる成分、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤（以下「指定医薬品」という。）を指定した。

（2）　指定医薬品は、指定成分を有効成分として配合する製剤であり、生薬を主たる有効成分とする製剤は含まれない。

（3）　ジヒドロコデインセキサノール及びリン酸ヒドロコデインセキサノールは、ジヒドロコデインを含む混合物であるため、これらを有効成分として配合する製剤は、指定医薬品となる。

2　指定医薬品の販売等について

（1）　適正な使用のために必要と認められる数量とは、原則として、薬効分類ごとに1人1包装単位（1箱、1瓶等）である。よって、例えば解熱鎮痛薬と鼻炎薬など、使用目的が異なる医薬品を販売等する場合には、それぞれの用途ごとに1人1包装ずつを適正数量とする。

（2）（1）のほか、指定医薬品の取扱いについては、平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」第2の10（4）、第3の9（3）及び第4の6（3）によるものとする。

3　濫用等のおそれのある医薬品に関する通知の取扱いについて

平成22年6月1日付け薬食総発0601第6号・薬食安発0601第3号厚生労働省医薬食品局総務課長・安全対策課長連名通知「コデインリン酸塩水和物及びジヒドロコデインリン酸塩等を含有する一般用医薬品の鎮咳去痰薬（内用）の販売に係る留意事項について」は、今般、改正省令と関係通知により薬局等が遵守すべき事項が規定されたことから、平成26年6月12日付けで廃止する。

（別紙）

濫用等のおそれのある医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

1．エフェドリン
2．コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
3．ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
4．ブロムワレリル尿素
5．プソイドエフェドリン
6．メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

○厚生労働省告示第二百五十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の二の規定に基づき、薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から適用する。

平成二十六年六月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品

薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

一　エフェドリン

二　コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）

三　ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）

四　ブロムワレリル尿素

五　プソイドエフェドリン

六　メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

支部だより

大竹支部／安芸支部

＜大竹支部＞

大竹薬剤師会総会

会長　竹下　武伸

５月31日（土）17時20分から大竹薬剤師会総会が、開催されました。会員数40名、出席18名、委任状21名で総会は成立しました。

ふれあい薬局奥本先生の司会で始まり、議長に玖波駅前薬局中曽先生が選出され総会が始まりました。

広島県薬剤師会代議員会の報告から始まり、大竹支部の平成25年度の事業報告、会計報告、学校薬剤師会報告がされ、ついで、平成26年度の事業計画の報告と進行しました。

事業計画として、大竹支部では昨年度から他職種連携協議会が始まりましたので、そのことが主でした。研修会に参加してみても、他の職種の人たちは活発に自分の意見や考えを発言し動いているのに対し、薬剤師は大人しく、研修会への参加も少なく、まだまだ無関心な人が多いといった課題もあり、今後このようなことも考慮しつつ在宅を中心に薬剤師会としての研修会を続けていくこととなりました。

おおたけ健康福祉まつりも今までのような待ち受け型ではなく、２期の実習生もより参加できるように内容を考えることになりました。

当日、学校薬剤師会総会もあり、その時に、二酸化炭素、照度だけではなく、一酸化炭素や浮遊物も今期から検査するようにと言われたため支部でも対応することになりました。

最後に、大竹支部でも役員の改選がありましたが、支部長は引き続き竹下が受けることとなりました。支部の会員数は少なく､担当者も兼務することが多いのですが、今の若手はよく働いてくれます。とくに、大竹市の協議会が多く会議もよくありますが、出席できないときでも代わりがすぐに出て、機能を十分に果たしています。大変ありがたく思うと同時に、いつでも引継ぎができると安心もしています。

大竹支部の活性化のために、あと２年頑張っていきたいと思います。

追伸としまして、この度支部長を10年頑張ったということで、若手の人たちからご褒美をいただきました。10年いろいろなことがありました、一会員のままでは表に出てはいなかったと思いますが、支部長をしていることで会員を引っ張るためには、自分からと思い実務実習指導薬剤師など積極的に取り組みました。でもその後にしっかりとついて来てくれましたし、今では、自分たちから行動を起こしています。それで、そろそろ引っ込めコールとしていただきました。

＜安芸支部＞

安芸薬剤師会総会及び薬草講演会

会長　二川　勝

５月25日に第19回（社）安芸薬剤師会の総会が開催されました。議事（１）の広島県薬剤師会代議員会報告から議事（８）の役員改選まで了承されました。当日は来賓として安芸地区医師会の菅田会長、県議会から岩下・伊藤議員、公益社団法人広島県薬剤師会の前田会長、各氏から祝辞を頂戴しました。

菅田会長からは医師会と薬剤師会の連携を密にしていこうとのお話を、前田会長からは県薬の会長選挙と広島市東区二葉の里の土地購入に関してのお話がありました。面積2000㎡、ここに会館を建設して各支部薬剤師会の発展に寄与するように、前田会長に腕を揮っていただきましょう。安芸薬も前田会長を応援していきます。

来年は第20回の総会となります。記念事業を計画して結束を強めたいと思っています。

話は変わりますが、世界の旅行者が選んだ「満足度」の都市ランキングでは、１位東京～ 20位香港、その中

で「地元の人たちの親切さ」「タクシーのサービスの総合的な評価」「街中の清潔さ」「公共交通機関の評価」「都市に対する総合的な満足度」の５項目で東京が１位だったそうです。医療の満足度でも１位になれるよう、薬剤師も頑張っていきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

６月15日（日）13時から矢野福祉センターで薬草講演会が開催されました。海田地対協の後援事業で毎年実施しています。講師に広島漢方研究会副会長の吉本悟先生をお招きし、早朝採集された植物を見、触りながら、身近な薬草についてお話しをいただきました。

最初は、魚腥草、ドクダミ（十薬）です。白い花の咲いている今の時期がベストです。全草を使用。あの独得の臭気はラウリルアルデヒド、デカイルアルデヒドが含まれているから殺菌力があります。効きめは高血圧、動脈硬化、腫れ物、便秘。薬局方、ジュウヤクとしては利尿、緩下薬として利用されます。

ハトムギ（薏苡仁）：実を使用。効きめはイボ、関節炎、むくみ、神経痛、化膿疾患。

ヨモギ（艾葉）：効きめは止血、健胃。若葉は草もちに。もぐさは葉の裏面の白毛を集めたものです。

ネムノキ（合歓花）：花樹皮を使用。効きめは精神安定、不眠、動悸。

スイカズラ（金銀花、忍冬）：花、全草を使用。効きめは皮フ病、瘡、カサ。４月～５月に管状で二唇に分かれた白い花が咲く。のちに黄色に変わるので金銀花といい、花の管の細い方を吸うと甘いのでスイカズラの名がついたそうです。天津感冒片や銀翹散に使用。

ニッケイ（肉桂）：根皮を使用。生葉を揉んでもニッケイ独得の香りがします。祭のニッケイ水なども懐かしいものです。ベトナムや中国南部が原産地と考えられています。葛根湯の処方にも使用され、効きめは健胃、整腸、発汗、解熱、神経痛。

チョウセンアサガオ：全草有毒で薬用にはしませんが、華岡青洲が麻酔に使用しました。青洲が処方した十味敗毒湯の説明を受けました。

クロモジ：つま楊枝に使用。良い香りがします。

サンショウ（山椒）：実を使用。効きめは食欲不振、冷え腹、腹痛、回虫。大建中湯（蜀椒、乾姜、人参、膠飴）に使用され医療用の漢方処方でも繁用されています。

イタドリ（虎杖根）：根を使用。効きめは関節痛、黄疸、血行促進。若芽はカッポン、スカンポとよばれ食用になります。

サルトリイバラ（山帰来）：根、茎。効きめはできもの、淋病、梅毒性の病気の調整。トゲがありサルがひっかかることから、サルトリイバラの名がついたといわれます。葉はもちを包むのに使用されます。

吉本先生の薬草講演会の後に上原先生のドクダミ化粧水の作り方（実演）をして参加者にお持ち帰りいただきました。

ドクダミ化粧水の作り方

ドクダミの生葉30枚ぐらいを、ふた付きガラスびんに入れ、消毒エタノールをひたひたになるぐらいまで入れて一昼夜、冷暗所においておきます。
生葉を漉してエキスのみにしておきます。

全量1000ccの場合
- どくだみエキス130cc
- グリセリン50cc
- 水820cc

最後に当日お手伝いいただきました、すみれ薬局の重森先生、さゆり堂薬局の河野先生（母）、船越南どんぐり薬局の河野園子先生（娘）、お世話になりました。

参加感想文　（30名出席）

◎おもしろいお話で、ちょっとはまりそう～！です。

◎今の時期、家の庭にドクダミ草があるので毎年とっておいてお茶にして飲んでいます。今日のお話を聞いてまだまだ身近なところに薬草になるものがあることを知って役立てたいと思いました。

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

勉強会もイベントも交流を大切に

会長　辻　哲也

広島県青年薬剤師会は無事？ 2013年度を終えることができ、６月から新年度に入りました。本年度もよろしくお願いいたします。

さて、青薬の２つの柱の一つ、勉強会にはいつも多くのご参加をいただきありがとうございます。４月25日（金）は、小川弘太理事による「乳がんの薬物療法」を行いました。保険薬局勤務の方には難しい部分もあったかと思いますが、なかなか勉強する機会がない分野だけに新鮮だったと思います。そして５月14日（水）に行いました「なるほどわかった！医療材料　その１～経腸栄養と褥瘡ドレッシング剤～」（講師：松谷優司先生＝すずらん薬局）には、60名を超えるご参加をいただきました。会場内の設営や医療材料・資料の配付でご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。皆さんの在宅や、それにかかわる知識への関心度の高さをひしひしと感じる勉強会でした。機器や材料は、やはり実際に手を動かして触るのが一番！今後も開催のノウハウを蓄積して、皆さんとともに楽しく学んでいければと思っています。

そして柱のもう一つ、懇親イベントですが…最近なかなか開催できていなくて申し訳ないです（泣）。最近は勉強会や「子育て応援団すこやか2014」に薬学生も参加してくださるようになり、勉強会以外の分野でもこれまで以上にパワーアップしていると感じています。５月の勉強会で松谷先生もおっしゃっていましたが、これからは知識の面でも人材の面でも、交流がより大切になってくると思います。困った時に助け合える、支え合える関係は、きっと医療業界の中でも注目されて、温かい雰囲気を感じてもらえると思います。今年は11月に広島国際会議場で、「第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会」が行われます。知識も人も交流を深めて皆さんで薬剤師界をカープ同様「赤く、熱く、真直ぐに」盛り上げていきましょう！

子育て応援団 2014 の学生スタッフ
（薬学生は後ろの４名です）

青薬の次回勉強会は、７月27日（日）に行う定例勉強会です。３年ぶりに東京大学医学部附属病院臨床研究支援センターの青木敦先生をお招きして、糖尿病について皆さんと一緒に学んでいきます。その前には第28回広島県青年薬剤師会通常総会も行います。７月最後の日曜日は、青薬とともにお過ごしください。

○広島県青年薬剤師会定例勉強会
日　時：７月27日（日）13時より
会　場：広島県薬剤師會館４階ホール
講　師：東京大学医学部附属病院臨床研究支援センター
　　青木敦先生
参加費：青薬会員1,000円（クーポン利用可）
　　非会員　2,000円
　　※学生無料（社会人入学は除く）

広島県女性薬剤師会

救命救急実技講習会及び
第24回女性薬剤師会研修会

会長　**松村　智子**

５月18日（日）９時からエソール交流室で救命救急の実技講習会を開催しました。朝早くから熱心に取り組む会でした。心肺停止状態になると脳への酸素が行かなくなる為に、早期からの心肺蘇生が重要です。そうは言っても突然目の前で人が倒れたら、自分は冷静に対応できるでしょうか。女性薬剤師会は毎年、消防署のご協力で実務講習会を開催します。１年に１回ですが、経験を続けることが大切と思います。ひとりでも多くの人が体験していると、いざという時に心強く感じます。また、人が集まる場所にはAEDが設置されていますが、日頃からチェックしておくことも大切です。

６月21日（土）19時から第24回女性薬剤師会研修会を開催しました。ビスフォスフォネートと顎骨壊死について帝人ファーマ㈱学術の森脇忠弘先生にお話しいただきました。何らかの原因でカルシウムの吸収が十分できず、骨密度が低い高齢者が多い現状です。転倒により容易に大腿骨骨折、寝たきり、介護へとつながります。大腿骨近位部骨折後の生存率は顕著に低下しています。様々な骨粗鬆症の治療薬の作用機序や特徴・欠点を詳しく勉強しました。中でもビスフォスフォネートは骨密度を改善できる効果的な薬剤の一つです。整形外科領域だけでなく、ステロイドを長く服用しなければいけない免疫疾患、骨がん、また一般内科など様々な状況で多く処方されています。とくに顎骨骨髄感染についての注意は医療機関の共通認識と相互連携が大切です。最近では、医療機関から注射を記載しているお薬手帳を見ますが、このように生きたお薬手帳の使い方をすることにより安全に薬を使用することが大切と考えます。広島県薬剤師会ではお薬手帳に貼るシールを紹介しています。これらを利用したりしてこれからも医師―薬剤師―歯科医の連携のための工夫を考えましょう。講演ではさらに最近の流れについて興味深いお話でした。

これからの女性薬剤師会の予定です。詳細はおってお知らせします。

すずめ勉強会

日時：７月19日（土）　19時から

場所：エソール２階　活動交流室

演題：黄斑変性症

総会と講演会

日時：８月10日（日）　総　会　13時から

講演会　14時から

場所：薬剤師會館４階

広島漢方研究会

４月例会での薬局製剤実習及び慢性・難病フォーラムIN大阪の報告

理事長　**鉄村　努**

４月月例会４時限目に「桂枝加朮附湯の処方解説と製剤実習」と題して、木原敦司先生と佐々木伸忠先生を講師として“煎剤”を製剤しました。

木原敦司先生

最初に、桂枝加朮附湯について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。桂枝加朮附湯は『傷寒論』の桂枝加附子湯に“蒼朮”を加味した処方で、日本の漢方医家吉益東洞の創方です。頭痛、悪寒、発汗、小便が出にくい者の神経痛や関節痛に有効です。

実習では７種類の生薬を、計量後に煎剤用紙パックに詰めて薬局製剤「桂枝加朮附湯」の出来上がり。最後に参加者26名で煎じ薬を試飲しました。みな興味津々、楽しみながら実習を行いました。

広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年５回薬局製剤実習を実施しています。６月月例会では４時限目に“六味地黄丸・丸剤”の実習を行う予定です。

桂枝加朮附湯で乾杯！

広島漢方研究会の所属する日本漢方交流会が主催します「第12回慢性、難病フォーラム」が、平成26年５月25日（日）チサンホテル新大阪において「ストレス社会の漢方治療・ストレスからくる更年期障害」をテーマに開催されました。

当日は全国から医師・薬剤師・鍼灸師を中心に115名の参加がありました。

吉本悟先生

広島漢方研究会副会長であり、日本漢方交流会理事長の吉本悟先生の挨拶に続いて、基調講演として、『更年期障害の諸症の漢方治療』森之宮医療学園附属みどりの風クリニック（大阪市）漢方内科新谷卓弘先生、『更年期障害をめぐりて』日本漢方交流会相談役中井得之先生が、更年期障害の東洋医学的所見や日々の仕事に役立つ漢方薬の使い方や有効例を紹介されました。

新谷卓弘先生

午後からは、３名の話題提供者（薬剤師）が有効例を紹介しました。私も話題提供者の一人として“女性の更年期に女神散、男性更年期に柴胡加竜骨牡蠣湯や桂枝加竜骨牡蠣湯に八味地黄丸を併用した症例”を紹介しました。

出席者は最後まで熱心に傍聴され、漢方に対する期待の高さを痛感しました。

また、７月は第55回広島漢方研究会総会を開催します。午前中は会員発表と総会、午後からは特別講演「漢方50年の経験から苓桂剤（苓桂朮甘湯・苓桂味甘湯・苓桂甘棗湯など）の店頭応用」と題して太田薬局太田順康先生（岐阜市）にお話しいただきます。

慢性難病フォーラム会場

【漢方初級講座の講義予定】９：30～11：00

第15回　８月10日
原因不明の鼻血は危険のサイン？
～芩連剤（代表方剤黄連解毒湯）～

第16回　９月12日
肺熱証と口渇の関係
～石膏剤（代表方剤白虎加人参湯）～

第17回　11月９日
今後注目の名脇役の生薬～黄耆乾姜を含む方剤～

※７月は総会、９月は第20回吉益東洞顕彰会が開催されますので初級講座はありません。

“より深く漢方を学びたい！”とお考えの方はオープン参加も可能（１日参加費3,000円・漢方薬、生薬認定薬剤師シール３点・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局
TEL：082－285－3395

広島県学校薬剤師会

平成26年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 全国担当者会議及び 平成26年度広島県学校薬剤師会総会について

会長　**永野　孝夫**

日本薬剤師会会議室に於いて４月24日に開催された上記大会に参加しましたので報告致します。

この会議は、組織の一体化に伴う各県薬の担当役員、学薬役員、日薬学薬部会の連絡調整・連携強化を主として年二回開催されるものです。

「平成26年度　学校薬剤師部会事業計画について」
「学校薬剤師制度60周年事業について」
「学校薬剤師支援啓発資材等について」
が質疑応答の後了承されました。

特別講演として文部科学省・北垣邦彦・健康教育調査官より「学校保健の充実に向けて」―学校薬剤師への期待とその役割―と題して学校環境衛生検査の完全実施と学校給食衛生管理基準から見た学校薬剤師への期待を語られました。

この会議の詳細と今年度の研修、講習会については、日本薬剤師会学校薬剤師部会ホームページをご覧下さい。

平成26年度広島県学校薬剤師会総会について、今年度の総会が支部長及び代表者の出席のもとに５月31日に県薬會館に於いて開催されました。

「平成25年度事業報告」
「平成25年度決算報告」
「平成25年度監査報告」
が報告され原案通り承認されました。続いて、
「平成26年度事業計画案」
「平成26年度予算案」
が説明され質疑応答の後､原案通り議決されました。又、今年は役員改選の年でしたが会長に永野孝夫が監事には、大塚幸三・池田康彦両名の立候補が有り、いずれも定数内のため、この事で決定すると政岡醇選挙管理委員長より報告された。

協議事項

1．広島県薬剤師会と広島県学校薬剤師会の一体化について
2．薬学生実務実習と学校薬剤師活動について
3．県薬、県学薬合同研修会について
4．平成26年度全国学校保健調査について
5．各支部の学校環境衛生検査実施上の問題点について
6．その他

上記の事項について協議をした後、無事総会を終了しました。

第２回広島県特別支援学校保健研究会のご案内

障害児医療の進展に伴い、特別支援学校においても健診の充実、医療的ケアの施行が求められているところです。そのような問題に対応し、関係者間での情報の共有を強化するために、第１回に引き続き第２回研究会を企画しました。

皆様のご参加、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

場　所：広島市まちづくり市民交流プラザ　北棟５Ｆ　研修室Ａ
〒730-0036　広島市中区袋町６番36号　082-545-3838
日　時：７月26日（土曜日）
17時30分：講習会　（参加費1,000円）
1）「医療的ケアの新しい解釈」(30分)
広島県教育委員会特別支援教育課指導主事　下山　真弓　先生
2）「障害児とのコミュニケーション技術」(30分)
広島県歯科医師会理事　川本　博也
3）「食物アレルギーの診断と治療　－学校における除去食の対応について－」(60分)
広島県小児科医会：日本小児アレルギー学会専門医　有田　昌彦　先生

19時30分：総会　～懇親会（希望者：会費1,000円）

広島県特別支援学校保健研究会
世話人　広島県立広島北特別支援学校校医　桑原　正彦
連絡先：同学校歯科医　おりづる歯科医院　川本　博也
FAX：082-870-8102　E-mail：Oriduru@fm2.seikyou.ne.jp

広島県医薬品卸協同組合
＜日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部＞

株式会社　サンキ
豊島　雅子

私は調剤薬局に勤務した後、現在の医薬品卸に勤務しています。

調剤薬局に勤め始めた頃は医薬分業もこれからという時代でそのことについて患者さんによく質問され説明をしていました。また、薬局にレセコンが導入される前だったので、薬価を覚えていてすばやく計算される姿にはとても驚きました。その後、レセコンが導入され電子薬歴になって業務はどんどん効率化されていきますが、患者さんへの服薬指導は奥深い業務だと感じていました。

当時でも日々、研修会やメーカーからの案内文書や書籍等から最新の薬の情報を収集することに全力を傾けていました。最近はＩＴ化の進展により情報収集は行いやすくなりましたが、医療過誤を防ぐための包装変更の数が多いように思います。

卸には毎日メーカーからの情報が入ってきています。お得意さまの服薬指導の一助になるよう、タイムリーな情報提供をしていきたいと思います。

また、最近お得意さまが後発品に関する資料をご要望されることが多いように思います。同一成分で多メーカーの製剤が発売される中で比較するための情報や、患者さんに説明しやすい資料が求められていると感じます。

その他にも商品に対するご要望が多様化してきていて例えば、商品を選ばれる際に最小包装のあるものを希望されたり、患者さんの状態に合わせた剤形を希望されたりしています。

卸として商品の安定供給をするためにも適正な在庫管理をしていかなければならないと思います。

このように、環境は変化しています。お得意さまのニーズにいち早く気付き、柔軟に対応しお得意さまの多様化するご要望にお応えしていけるよう努力していかなければと思います。お得意さまに信頼され、ひいては患者さんに笑顔になっていただく為に少しでもお役に立てればと思います。

薬剤師国家試験問題（平成26年３月１日・２日実施）

問 185　腎機能が低下している患者において、腎機能を急激に悪化させる危険性が高い処置はどれか。2つ選べ。

1　生理食塩液の点滴静脈注射
2　アセトアミノフェン錠による鎮痛
3　イオパミドール注射液を用いた胸部 CT 検査
4　プラゾシン塩酸塩錠による降圧
5　ゲンタマイシン硫酸塩注射液による感染症治療

正答は 100 ページ

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間：2014年8月1日午後4時から2015年8月1日午後4時まで
中途加入の場合：申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級
（型：本人型．保険期間1年．てん補期間1年）

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月払保険料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1，160円	920円
	25歳～29歳	1，280円	1，030円
	30歳～34歳	1，480円	1，270円
	35歳～39歳	1，790円	1，570円
	40歳～44歳	2，160円	1，940円
	45歳～49歳	2，560円	2，290円
	50歳～54歳	2，990円	2，640円
	55歳～59歳	3，210円	2，820円
	60歳～64歳	3，380円	2，940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。
※年齢は被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（平成26年8月1日）の満年齢をいいます。

おすすめ！

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い（Aタイプのみ）

免責期間（保険金をお支払いしない期間）を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」（特約免責期間0日）をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（保険のご契約期間）開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1　24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間＊1を超えた場合に補償します。＊2

＊1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
＊2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

2　天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる休業も補償します。

3　ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

4　充実したサービスにより安心をお届けします！　（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

ご加入手続きについて

代理店　広医㈱までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

（TEL:082－232－8800　FAX:082－294－1868）

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。（医師による診査は不要）

●1か月の補償額とタイプ（※1）をお決めください。

（原則50万円（5口）補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」（Aタイプ）もお選びいただけます。）

※1　所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。（他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。）

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族（※2）も加入することができます。ただし、年齢（保険期間開始時の満年齢）が満15歳以上の方に限ります。

（個別に加入依頼書をご記入願います）

※2　ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

14-T-00968 平成26年5月作成

研 修 だ よ り

薬剤師を・対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー（http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi）をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成26年５月末日現在　1,220名（内更新899名）

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
７月１日（火）19:30～21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「血液腫瘍の薬物治療における最近の動向」（全３回） 血液腫瘍は未だ治療困難な疾患ですが、慢性骨髄性白血病などいくつかの疾患では治癒が期待できるほど治療成績は向上しています。最近の治療成績の向上は、新しい治療薬の開発とともに、これまでの形態学的分類ばかりでなく、分子遺伝学的解析により個別化医療ができるようになったことが挙げられます。今回のシリーズ研修会では、分子遺伝学的観点を取り入れた血液腫瘍の分類を概説し、それぞれに適用される最新の薬物治療を紹介します。 演　題:「リンパ系血液腫瘍の薬物治療における最近の動向」 要　旨:リンパ性血液腫瘍といえば、急性リンパ性白血病、多発性骨髄腫あるいは悪性リンパ腫などを連想すると思います。しかし、細胞起源に基づいた血液腫瘍の分類によれば、様々な染色体異常や遺伝子異常が見つかっており、これによって適用される治療法も異なります。今回は、リンパ系血液腫瘍における薬物治療法の選択の基本と最近の治療の方向性について概説致します。 講　師:福山大学薬学部薬剤情報解析学研究室　江藤精二教授 【JPALS研修会コード:34-2014-0066-101】	（一社） 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1000円
７月２日（水）19:00～20:30　尾道国際ホテル 尾道市医師会学術講演会 19:00～19:15　製品説明アデノシンA2A受容体拮抗薬「ノウリアスト」 座　長:尾道市立市民病院副院長山脇泰秀先生 19:15～19:30　一般演題『（仮）ノウリアストの使用経験』 脳神経センター大田記念病院副院長/脳神経内科 高松和弘先生 19:30～20:30　特別講演『パーキンソン病の最近の話題』 岡山旭東病院神経内科部長　柏原健一先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0053-101】	共催:尾道薬剤師会 尾道市医師会 協和発酵キリン㈱ 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:支部会員無料、 非会員500円
７月６日（日）14:00～17:00　広島県薬剤師會館４階 新薬剤師研修会2014 14:00～第一部「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらきについて」 講　師:広島県薬剤師研修協議会会長（広島県病院薬剤師会会長・広島県薬剤師会副会長）木平健治 14:30～第二部「みんなで描こう薬剤師の未来予想図」 講　師:広島市薬剤師会常任理事　吉田亜賀子 あなたがなりたい薬剤師って、どんな薬剤師？そのためには何が必要？一人で考えるより、仲間の考えを聞きながら楽しく未来を描いてみませんか？“マインドマップ”という手法を用いて、自分の頭の中や課題を整理→理解→発見しましょう！在宅・病棟・外来での服薬指導や企画の立案、自分磨きなど様々な分野で役立ちますよ。同世代の仲間を増やして、交流を深めていただける研修会を最後までお楽しみください。 17:00　閉会 【JPALS研修会コード:34-2014-0067-101】	広島県薬剤師 研修協議会・ 広島県薬剤師会・ 広島県病院薬剤師会 事務局　木下 082-246-4317	2	17:30　懇親会（場所未定） 対象:平成24年～26年の国家試験に合格された方

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
７月９日（水）19:00 ～ 20:45　尾道国際ホテル２階「慶安の間」 尾道　生活習慣病関連講演会 19:00 ～ 19:15　製品紹介「選択的SGLT2阻害剤スーグラ錠」 19:15 ～ 20:45　特別講演　座　長:村上記念病院副院長　山辺瑞穂先生 『糖尿病薬物治療の現状と将来～ SGLT2阻害薬への期待』 講　師:川崎医科大学内科学特任教授　加来浩平先生 【JPALS研修会コード:34－2014－0051－101】	共催:尾道薬剤師会 尾道市医師会 MSD（株） アステラス製薬（株） 0848－44－7760	1	事前申込不要 参加費:支部会員無料、 非会員　500円
７月９日（水）19:20 ～ 21:00　佐伯区民文化センター 第159回広島佐伯支部集合研修会 19:20 ～ 19:30　薬剤師会から報告事項　会長　樽谷嘉久 19:30 ～ 21:00　演　題:「非弁膜症性心房細動患者に対する抗凝固薬」 講　師:広島赤十字原爆病院循環器内科部長　岡田武規先生 【JPALS研修会コード:34－2014－0063－101】	広島佐伯薬剤師会 事務局 TEL・FAX 082－924－5957	1	
７月11日（金）19:30 ～ 21:00 福山大学宮地茂記念館９階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会―明日の治療に役立つ分かり易い漢方― 演　題:方剤グループの総括と乾姜剤・黄耆剤・竜骨牡蛎剤について 講　師:福山大学薬学部非常勤講師　小林宏先生 テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店） どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。 【JPALS研修会コード:34－2014－0057－101】	福山大学薬学部 漢方薬物解析学 研究室 084－936－2111 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩１分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
７月12日（土）　15:00 ～ 17:00　広島県薬剤師會館４階 第472回薬事情報センター定例研修会 １）薬事情報センターだより ２）特別講演「統合失調症を中心とした精神科領域における薬物治療について」 ヤンセンファーマ㈱メディカルアフェアーズ　大栗優一先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082－243－6660	1	参加費:1000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
７月12日（土）・13日（日）広島国際会議場 平成26年度病院診療所薬剤師研修会　広島会場 詳細、申し込みは以下のページをご確認ください。 http://www.hshp.jp/modules/member_i/details.php?bid=353 【JPALS研修会コード:34－2014－0069－101】	日本薬剤師会、 日本病院薬剤師会 広島大学病院薬剤部 木村	6	
７月13日（日）10:00 ～ 16:00　広島県薬剤師會館４階 第55回広島漢方研究会総会 10:00 ～ 11:30　会員発表　座　長:吉本悟 （１）「炙甘草湯について」下本順子 （２）「苓桂剤の症例報告」鉄村努 （３）「疎経活血湯加味について」　山崎正寿 11:30 ～ 12:30　総会 13:30 ～ 16:00　特別講演 座　長:山崎正寿『漢方５０年の経験から苓桂剤の店頭応用』 ―苓桂朮甘湯・苓桂味甘湯・苓桂甘棗湯など― 講　師:東海漢方協議会副会長　太田薬局　太田順康先生 太田先生は漢方専門薬局での経験が豊富でお話も大変分かりやすく、苓桂剤だけでなく漢方薬の選定に必要な”望証”についてもお話しいただきます。	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 082－232－7756	2	広島漢方研究会会員　無料 会員外の当日参加2000円（学生1000円） 事前の予約は不要です。
７月17日（木）19:00 ～ 21:00　サンピア・アキ 第133回生涯教育研修会 演　題:「胃炎除菌時代のピロリ菌診療（内視鏡診断、治療）」 講　師:マツダ病院消化器内科部長　黒田剛先生 製品説明:ヘリコバクター・ピロリ除菌治療剤 「ラベキュアパック400・800/ラベファインパック」エーザイ㈱	（社）安芸薬剤師会 山中 082－282－4440	1	会費:1000円

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
7月17日（木）18:45～20:15　シティプラザすぎや 県病薬呉支部研修会 18:45～19:00　製品紹介　高尿酸血症治療剤「フェブリク錠」について 帝人ファーマ株式会社 19:00～20:15　特別講演 座　長:社会福祉法人恩賜財団済生会呉病院薬剤室室長　河本宏志先生 「症例から学ぶ腎機能低下患者への薬物適正使用」 演　者:熊本大学薬学部臨床薬理学分野教授　平田純生先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0071-101】	共催: 広島県病院薬剤師会 呉支部 帝人ファーマ㈱	1	
8月3日（日）13:00～16:00　広島歯科医師会館6階講堂 ひろしま桔梗研修会 第3回糖尿病シリーズ研修会「薬剤師が知っておきたいCKD」 ～腎機能をチェックしよう～ 講　師:水島協同病院薬剤部主任糖尿病療養指導士薬学博士　大西順子先生	神戸薬科大学 広島生涯研修企画 委員会 090-7507-3902	2	参加費:1000円 申込み:グループ学習のため、氏名、連絡先、勤務先（調剤、病院など）職歴を下記メールアドレスに記載して下さい。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp
8月3日（日）13:00～16:00　広島県薬剤師會館4階 第142回生涯教育研修会　テーマ:「糖尿病」 1）製品紹介「HMG-CoA還元酵素阻害剤　リバロ錠・選択的 SGLT2阻害剤　スイニー錠　最近の話題」 興和創薬株式会社広島支店学術課　米山浩司 2）特別講演「糖尿病治療の最新の話題（仮）」 岡山大学病院新医療研究開発センター助教　小寺亮先生 3）質疑 【JPALS研修会コード:34-2014-0070-101】	広島市薬剤師会・ 興和創薬株式会社 082-244-4899	2	受講料:県薬会員￥1000、会員外￥2000 申込み:7月28日までに「氏名・勤務先・会員登録の有無」を広島市薬剤師会へご連絡ください。（FAX（082）244-4901）
8月8日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会―明日の治療に役立つ分かり易い漢方― 演　題:便秘症状に対する漢方薬の使い分け 講　師:小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店） どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 漢方薬物解析学 研究室 084-936-2111 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
8月9日（土）15:00～17:00　広島県薬剤師會館4階 第473回薬事情報センター定例研修会 1）薬事情報センターだより 2）情報提供「世界初経皮吸収型β1遮断剤　ビソノテープ」 トーアエイヨー株式会社 3）特別講演「不整脈の治療について」 広島大学病院循環器内科助教　中野由紀子先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
8月10日（日）9:30～16:00　広島県薬剤師會館2階 第588回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00『漢方入門以前～初歩から始める漢方講座⑮』原因不明の鼻血は危険のサイン？ ～ごん連剤（代表方剤黄連解毒湯）～小林宏 11:00～12:30『大塚敬節著・漢方診療30年』吉本悟 13:30～15:00『勿誤薬室方函口訣』山崎正寿 15:00～16:00『黄連解毒湯・煎剤』の処方解説と製剤実習 木原敦司　佐々木伸忠 漢方初心者から上級者まで深く学習できる内容になっています。薬局製剤実習では、実際の生薬に触れて製剤を参加者全員で行います。お気軽にご参加ください。	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	広島漢方研究会会員　無料 会員外の当日参加3000円（学生1500円） 事前の予約は不要です。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（更新部分抜粋）

11. 更新申請

（１）更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

①６年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が１例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア　現に実務に従事していること。

イ　６年間の認定期間中のいずれかの時点で３年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

ウ　更新申請の直近１年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

③更新講習を受講していること。

更新講習の内容は、モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質等とする。

（２）更新申請における提出書類等

①更新申請書（別紙認定実務様式１－２）

②更新講習の受講証明書（正本）

③履歴書（別紙認定実務様式１－３）

非常勤職員としての勤務については、1 週間当たりの従事日数及び従事時間数がわかるように記載すること。

④返信用通常はがき（認定通知書用）

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、宛先及び宛名を記載すること。

⑤更新申請料振込明細の写し

（３）書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師認定係

郵便番号107-0052　東京都港区赤坂１－９－13 三会堂ビル

（４）更新申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00130－５－119292

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：019（ゼロイチキユウ）店当座0119292

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

（５）更新に係る特例等

①11.（１）①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の６年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。

②認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後２年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。

12. 更新に関する準用

７.（登録、認定証及び公表）、８.（認定の有効期間）、９.（届出の義務）及び10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 手数料

（１）認定申請　5,143円（本体4,762 円＋税381円）

（２）認定証再発行（紛失、婚姻等による氏名変更等による再発行）
1,749円（本体1,619 円＋税130円）

（３）更新申請　5,143円（本体4,762 円＋税381円）

なお、いずれの場合も振込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

認定の取消しについては､公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に準じて取扱う。ただし、「認定制度委員会」とあるのは「認定実務実習指導薬剤師認定委員会」とする。

附則（平成26年５月20日）

（１）本要領は、平成26年５月20日より施行する。

（２）実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書（平成17年３月25日）に基づいて平成17年度より実施している認定実務実習指導薬剤師認定制度によって認定された認定実務実習指導薬剤師は、本要領によって認定されたものとみなす。

（３）５．①に規定する実務経験については、平成27年３月31日までの間に限り、４年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者のうち、次に掲げる場合等、実務経験を補う研鑽を積んでいる場合には３年以上とする。その際、厚生労働省薬剤師実務研修を修了している場合は、その研修期間を実務経験に算入する。

ア　公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師である場合

イ　一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定を取得している場合

ウ　大学院医療薬学系修士課程を修了している場合

（４）７．（３）の規定のうち勤務先施設名については、本要領の施行の際、現に認定を受け、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページに氏名、認定番号及び認定年月日が掲載されている者は、更新までの間掲載しない。また、新たな認定者への適用は、平成27年４月１日以降に申請したものからとする。

（５）更新申請受付期間は、認定の有効期間が終了する日の３か月前から前日（当日消印有効）までとする。ただし、平成28年３月31日に認定の有効期間が終了する者の更新申請受付期間は別に定め、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページで公表する。

（６）認定実務実習指導薬剤師の養成講習会等の開催手続き等に関しては、別に定める。

（参考：14.（認定の取消し）関係）

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

５－２　研修認定薬剤師の取消し

（１）以下のアからウに該当する者は、その認定を取消す。

ア　薬剤師の資格を失った者

イ　薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ　上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

（２）認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

（３）研修認定薬剤師の取消しは、認定制度委員会に諮った上で決定する。

新薬剤師研修会2014

共催：広島県薬剤師会　広島県病院薬剤師会　広島県薬剤師研修協議会

平成 24 年～26 年の国家試験に合格された皆さまに送る、職場を越えた新しい仲間との交流がグッと深まる研修会のご案内です。皆さまのご参加をお待ちしております。

日　時　7 月 6 日（日）14 時より

会　場　広島県薬剤師會館 4 階ホール
（中区富士見町 11-42）
（フジグラン広島近く
八丁堀から徒歩 10 分）

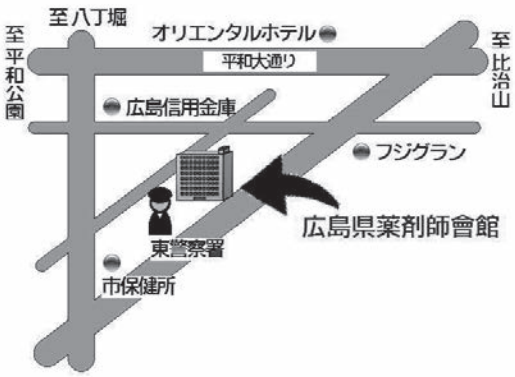

参加費　無料（懇親会費も含めて無料）

内　容

14:00　「みんなで描こう薬剤師の未来予想図」
あなたがなりたい薬剤師って、どんな薬剤師？そのためには何が必要？
一人で考えるより、仲間の考えを聞きながら楽しく未来を描いてみませんか？
“マインドマップ”という手法を用いて、自分の頭の中や課題を整理→理解→発見しましょう！在宅・病棟・外来での服薬指導や企画の立案、自分磨きなど様々な分野で役立ちますよ♪

17:30　懇親会（2 時間程度）

日本薬剤師研修センター研修認定制度による認定研修会です

参加希望の方は 7 月 3 日（金）15 時まで にお申し込みください。

申込先：（公社）広島県薬剤師会事務局　木下

TEL：082-246-4317　FAX：082-249-4589　Mail：kinoshita@hiroyaku.or.jp

---

新薬剤師研修会に参加を希望します。

お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　性別　男性　・　女性　（○をつけてください）

勤務先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☆広島県薬剤師会会員外の方でも OK ですので、お友達とお誘い合わせの上、ぜひご参加ください☆

平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会

広島県薬剤師研修協議会では、薬剤師としてご活躍の皆様の生涯研修として役立つ話題・情報の提供のため、下記の通り平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会を開催致します。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

記

主催：広島県薬剤師研修協議会
共催：広島大学薬学部、広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会
日時：平成26年7月27日（日）13：00～16：00
会場：廣仁会館 2階　大会議室（広島大学霞キャンパス内）
参加費：1,000円（学生：無料）

-----研修会プログラム-----

講演1　13:00～14:30

『歯周病治療最前線』

広島大学大学院医歯薬保健学研究院 歯周病態学 教授

栗原 英見　先生

講演2　14:30～16:00

『痛みの伝達機構を脳で考えてみましょう
-鎮痛作用を理解するために-』

広島大学大学院医歯薬保健学研究院　薬効解析科学　教授

仲田 義啓　先生

・日本薬剤師研修センターの生涯研修単位を申請中です。
・日本及び広島県病院薬剤師会の生涯学習2単位です。

なお、自家用車を御利用の場合は、霞構内の臨時駐車券（400円/当日のみ有効）をご利用いただけます。当日、受け付けでお受け取りいただき、出口でお支払いください。

問合先
木平健治：広島大学病院薬剤部
TEL：082-257-5570
松尾裕彰：広島大学薬学部
TEL：082-257-5295
E-mail：hmatsuo@hiroshima-u.ac.jp

ひろしま桔梗研修会のご案内

“糖尿病シリーズ研修会第３回のご案内”

好評をいただいている“大西先生の糖尿病シリーズ学習”第３回です。
今回は、薬物治療における腎機能関連の話です。
初めて参加される方も、続けて参加される方も、すぐに業務のお役に立ちますので、是非、ご参加下さい。
尚、職歴なしの方も歓迎します。今回、場所がまた変更になりました。

日　時：**第３回　平成26年８月３日（日）**13：00～16：00
受付12：30～（認定２単位）
第４回　平成26年11月９日（日）13：00～16：00
※尚、日程、会場変更の可能性もあります

場　所：**広島県歯科医師会館　6F講堂**
広島市中区富士見町１１－９　TEL(082)241－5525

テーマ：**糖尿病シリーズⅢ**
『薬剤師が知っておきたいCKD
～腎機能をチェックしよう』
講師：水島協同病院薬剤部　主任　糖尿病療養指導士　　大西　順子 先生

参加費：1,000円

申込み：今回はグループ学習のため、勤務先（調剤、病院など）職歴を記載してください。
d-hiro@kobepharma-u.ac.jp（第３回締切　７月22日）
※送受信不能の際はお問い合わせください。

主　催：神戸薬科大学　広島生涯研修企画委員会

問合せ：倉田　薫　090－7507－3902
森川薬局青葉台店　0829－30－6778

※公開講座のお知らせ

『「平穏死」10の条件』の著者　長尾和宏先生をお呼びしています。
２人に１人ががんになり、認知症になる時代もすぐそこに来ています。
住み慣れた地域で、穏やかに暮らすための、在宅医療、介護サービスについて
わかり易くお話しされます。

日時：平成26年10月19日（日）13：00～16：00
場所：国際会議場　ヒマワリ

ヒヤリ・ハット
エビデンス情報

（公社）日本薬剤師会「モバイルDI室」事業

広島県 モバイルDI室・事例報告 3

（公社）広島県薬剤師会　薬事情報センター　原田　修江
（公社）日本薬剤師会　DI委員会
東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）
澤田　康文

【事例】
前回ではなく前々回処方から過少量を入力してしまった医師
小児は年齢と共に体重の増加があるので用量チェックは確実に！

■処方内容は　4歳5カ月の男児。

〈処方〉　小児科クリニック、印字処方

アスベリン散10%	0.3g	1日3回	朝昼夕食後	7日分
ムコダインDS50%	0.6g	1日3回	朝昼夕食後	7日分
アレギサールドライシロップ0.5%	0.5g	1日3回	朝昼夕食後	7日分
オノンドライシロップ10%	1g	1日2回	朝夕食後	7日分
ホクナリンテープ1mg	7枚	1日1回1枚	夕方お風呂あがりにはる	

※現病歴（喘息、鼻炎）

■何が起こったか？

- 4歳5カ月の幼児への処方、処方せん受付時の体重確認で3種類の散剤（アスベリン散10%〈チペピジンヒベンズ酸塩〉、ムコダインDS50%〈L-カルボシステイン〉、アレギサールドライシロップ0.5%〈ペミロラストカリウム〉）の投与量が少ないことに気がついた。薬歴を確認したところ、前回、体重増加により増量されていたが、今回は増量前の投与量が記載されていた。処方医に疑義照会した結果、前回と同量に増量訂正された。

■どのような経緯で起こったか？

- 処方をレセコンに入力する時に、患者の母親に体重を確認したところ、前回と同じ16.6kgとのことであり、散剤の投薬量が少ないことに気がついた。
- 薬歴を確認すると、前回、体重が前々回の14.0kgから16.6kgに増加したため、投薬量が増量されていた。しかし、今回は、なぜか前々回の増量前の投与量が記載されていた。
- 母親は、医師から、投与量を増量前に戻すとは聞いていなかった。

■どうなったか？

- 患者の母親に、量の確認をするので少し待ってほしいと伝え、医師に疑義照会をした。
- 医師は、「オッ！そうだったね。じゃあ訂正しておいてね。」と、うっかりミスであることをすぐに認めた。また、疑義照会したことに対しては、とても感謝された。
- 患者の母親に経緯を報告し、正しい投与量で調剤をした。母親からも感謝された。

	訂正前	訂正後
アスベリン散 10%	0.3g	0.45g
ムコダイン DS50%	0.6g	1.0g
アレギサールドライシロップ 0.5%	0.5g	0.8g

■なぜ起こったか？

- 医師によると、単純に、カルテの記載を見落として処方したためであった。
- 医師は、なぜ前回処方ではなく、前々回処方を入力したか不明である。

■今後二度と起こさないためにどうするか？

- 医師に対して特に提案することはなく、今まで通り、調剤前の処方監査の際に、体重と投与量をしっかりと確認する。
- このクリニックでは、医師のこのような処方間違いは、たまにあった。しかし、当該薬局では事前に発見し、疑義照会にて処方変更となっている。
- 当該薬局では、医師の処方ミスがあれば確実に発見するために幾つかの取り組みを行っている（**「特記事項は?」**を参照）。

■特記事項は?

当該薬局において、小児への投薬について注意あるいは工夫している点

- 処方せん受付け時は、必ず体重をこまめに確認する。特に、0 ～ 2 才児までは、体重変化が激しいので月に 1 回は確認する。
- 処方頻度の多い散剤、顆粒剤、細粒剤、ドライシロップについては、薬効別に体重当たりの投与量の一覧表を作成している（表）。

表.　小児薬用量一覧表（例）

<その他の薬剤　1 日量>

薬品名 成分名	力価/成分量 % /秤量	新生児 3 kg	1 /2年 8 kg	1 年 10kg	3 年 14kg	71/2年 25kg	12年 45kg	成人
アクディーム リゾチーム塩酸塩	100mg /g 10%		15 ～ 30mg 0.15 ～ 0.3 g		30 ～ 40mg 0.3 ～ 0.4g	40 ～ 60mg 0.4 ～ 0.6g		60 ～ 270mg 0.6 ～ 2.7g
アスベリン チペピジンヒベンズ酸塩	100mg /g 10%	15mg 0.15g	20mg 0.2 g	30mg 0.3 g	40mg 0.4 g	50mg 0.5 g	60mg 0.6 g	60 ～ 120mg 0.6 ～ 1.2 g
カロナール細粒 アセトアミノフェン	200mg /g 20%		80mg 0.4g	100mg 0.5g	140mg 0.7g	250mg 1.25g	400mg 2 g	400mg 2 g

薬品名 成分名	力価/成分量 %/秤量	新生児 3kg	1/2年 8kg	1年 10kg	3年 14kg	71/2年 25kg	12年 45kg	成人
デカドロンエリキシル デキサメタゾン	0.1mg/mℓ 0.01%	0.5mg 5mℓ	1mg 10mℓ	1.5mg 15mℓ	2mg 20mℓ	3mg 30mℓ	4mg 40mℓ	0.5～80mg 5～80mℓ
ナウゼリンDS ドンペリドン	10mg/g 1%	3mg 0.3g	8mg 0.8g	10mg 1g	14mg 1.4g	25mg 2.5g	30mg 3g	30mg 3g
ビオフェルミンR 耐性乳酸菌	10mg/g 1%	2mg 0.2g	6mg 0.6g	7.5mg 0.75g	10mg 1g	15mg 1.5g	20mg 2g	30mg 3g
ビソルボン ブロムヘキシン塩酸塩	20mg/g 2%	1mg 0.05g	2mg 0.1g	3mg 0.15g	4mg 0.2g	6mg 0.3g	10mg 0.5g	12mg 0.6g
ペリアクチン シプロヘプタジン塩酸塩	10mg/g 1%		2.5mg 0.25g	3mg 0.3g	4mg 0.4g	6mg 0.6g	8mg 0.8g	12mg 1.2g
ホクナリンDS ツロブテロール塩酸塩	1mg/g 0.1%	0.12mg 0.12g	0.32mg 0.32g	0.4mg 0.4g	0.56mg 0.56g	1mg 1g	1.8mg 1.8g	2mg 2g
ムコサールDS アンブロキソール塩酸塩	15mg/g 1.5%	2.7mg 0.18g	7.2mg 0.48g	9mg 0.6g	12.6mg 0.84g	22.5mg 1.5g	40.5mg 2.7g	45mg 3g
ムコダインDS L-カルボシステイン	500mg/g 50%	90mg 0.18g	240mg 0.48g	300mg 0.6g	420mg 0.84g	750mg 1.5g	1350mg 2.7g	1500mg 3g
ロペミン ロペラミド塩酸塩	0.5mg/g 0.05%			0.2mg 0.4g	0.28mg 0.56g	0.5mg 1g	0.9mg 1.8g	1mg 2g
タンナルビン			0.6g	0.75g	1g	1.5g	2g	3g

メプチン顆粒 プロカテロール塩酸塩	100μg/g 0.01%	※6歳未満 1日2～3回 1回 1.25μg (0.0125g/kg)			6歳以上 1日1～2回 1回 25μg (0.25g)		成人 1日1～2回 1回 50μg (0.5g)	
※6歳未満 乳幼児 1回量		4kg	6kg	8kg	10kg	12kg	16kg	20kg
顆粒 (0.01%) ドライシロップ (0.005%)		0.05g	0.075g	0.1g	0.125g	0.15g	0.2g	0.25g
		0.1g	0.15g	0.2g	0.25g	0.3g	0.4g	0.5g

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、
薬事情報センター（原田）までご連絡をお願い致します。
〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス harada@hiroyaku.or.jp〉

薬事情報センターのページ

原田　修江

レストレスレッグス症候群（RLS）～治療方針と薬物療法について～

レストレスレッグス症候群（RLS）は、下肢の不快感と脚を動かしたくなる衝動が現れる疾患で、安静時に症状が悪化し、歩行や運動などで改善します。日本人での有病率は１～４％で、男性よりも女性に多い傾向が見られます。

◆RLSの治療方針

RLSは、他に原因が見つからない原発性（一次性）と、何らかの疾患に併発して起こる二次性（表１）に分けられ、治療は、原因により異なります。まず、原因に応じた対策、睡眠衛生の改善などを行い、それでも症状が改善しない場合は、薬物療法を考慮します（図１）。

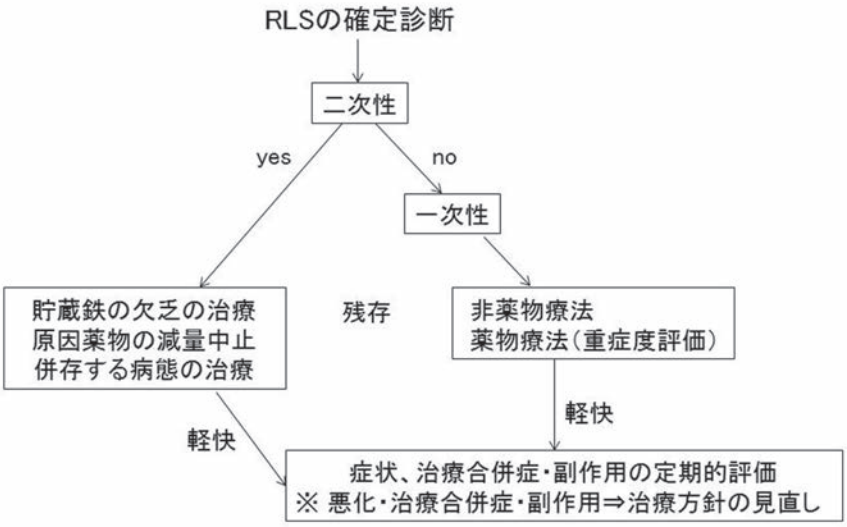

図１　RLSの治療の流れ[1)]

表１　二次性RLS[2)]

原因となる疾患	鉄欠乏、慢性腎不全、呼吸器疾患（サルコイドーシス・慢性閉塞性肺疾患など）、うっ血性心不全、うつ病、胃切除後、消化吸収不良を来す消化器疾患、膠原病（慢性関節リウマチなど）、脳腫瘍、脳血管障害（脳梗塞・脳出血など）、神経疾患（パーキンソン病・脊髄疾患・末梢神経障害など）、内分泌疾患（糖尿病・原発性副甲状腺機能亢進など）
原因となる薬物・嗜好品	神経遮断薬、抗うつ薬（SSRI・SNRI・三環系）、中枢作動性抗ヒスタミン薬、バルビタール系薬剤の離脱期、ドパミン遮断薬、カルシウム拮抗薬、脂質改善薬、NSAIDs 嗜好品（カフェイン・アルコール・ニコチン）

◆RLS薬物療法

RLSの薬物療法は、たとえ重症であっても単剤投与を原則とし、投与量は、最小用量から開始して症状が抑制あるいは自制しうる至適最低用量にとどめます。また、薬物療法は長期にわたることが多いため、副作用やRLS症状の進行の有無、症状の増強（augmentation）、耐性（tolerance）、早朝の反跳現象（early morning rebound）の発現などを定期的にチェックすることが大切です（表２）。

表２　RLS治療の薬物療法の基本[1)]

- 患者個人の病状に合わせる
- 多剤ではなく単剤で治療を開始する
- ごく少量で開始し、３～５日ごとに徐々に至適用量あるいは最大の耐用用量まで増量する
- 少量から中等量使用しても見かけ上、重症と思われる症例でも単剤を試みる
- 多剤で治療をうけている患者はできるだけ単剤に切替えを試みる
- 多剤療法により好ましくない副作用があったときは、いくつかの薬物の用量を減らすか、または中止することを試みる
- 副作用、RLS症状の進行、augmentation、toleranceとearly morning reboundをモニターするため、定期的なフォローアップをおこなう

RLSの治療の第一選択薬はドパミン作動薬です。現在、国内でRLSに対して保険診療が認められている薬物は、ビ・シフロール®錠（プラミペキソール）、ニュープロ®パッチ（ロチゴチン）、レグナイト®錠（ガバペンチンエナカルビル）の３種類です（表３）。また、RLSの重症度別の対応例は、表４のとおりです。

表３　RLS治療に用いられる薬物[1)]

●ドパミンアゴニスト			
	非麦角系	プラミペキソール	（0.125 ～ 0.75mg/日）※
		ロピニロール	（0.25 ～ 4 mg/日）
		タリペキソール	（0.4 ～ 0.8mg/日）
		ロチゴチン	（2.25 ～ 6.75mg/日）※
	麦角系	カベルゴリン	（0.5 ～ 2 mg/日）
●L-DOPA ／ DCI製剤			（100 ～ 200mg/日）
●ベンゾジアゼピン系薬物		クロナゼパム	（0.5 ～ 2 mg/日）
●抗けいれん薬		ガバペンチン	（800 ～ 1,800mg/日）※※
●オピオイド			
●鉄剤			

※：保険適応あり、　※※：ガバペンチンエナカルビルは600mg/日で承認されている。

表４　RLSの重症度別の対応例[1)]

軽症・間歇型	１）非薬物療法 ２）低フェリチン血症（血清フェリチン値<50ng/mL）→経口鉄剤 ３）薬物療法 少量のドパミンアゴニスト（プラミペキソール）※またはクロナゼパム
中等症・重症	１）非薬物療法 ２）低フェリチン血症（血清フェリチン値<50ng/mL）→経口鉄剤 ３）薬物療法 ① ドパミンアゴニスト（プラミペキソール）※ RLS症状と不眠の両者をターゲットにするときは、タリペキソール ② ①単独で効果がないとき、または残遺不眠例では、クロナゼパムを併用 ③ ②併用でも効果不十分あるいは疼痛の訴えがあるときは、ガバペンチンを併用

※腎機能低下のある例では、ロピニロール

◆欧州におけるRLSの治療アルゴリズムと薬物療法

欧州では、2011年にEuropean RLS Study Group（EURLSSG）がプライマリケア医のRLSに対する認知度を高めるために、“RLSの診断・治療のためのアルゴリズム”を作成しました。わが国のように特発性（原発性）か二次性だけでなく、痛みの有無も考慮した治療指針となっています（図２）。

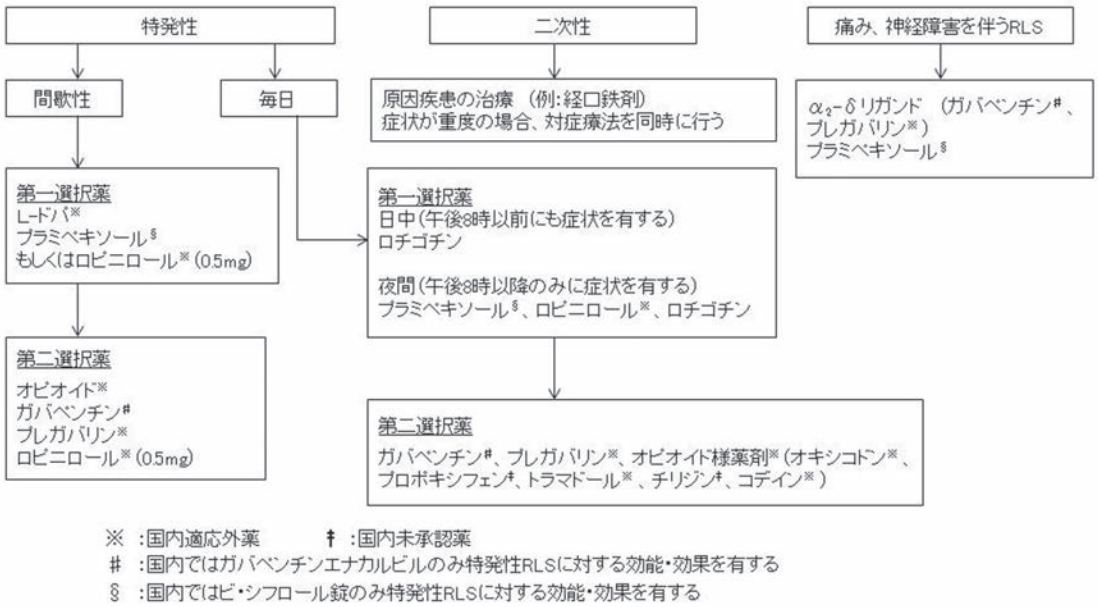

図２　European RLS Study Group（EURLSSG）のRLS治療アルゴリズム[5)]

さらに、2012年には、欧州神経学会、欧州神経連合、欧州睡眠学会の３学会が合同で各薬剤による治療について解析を行い、2005年に作成したRLS治療ガイドラインを改訂しました。短期間（６ヶ月未満）の治療では、ロチゴチン、ロピニロール、プラミペキソール、プレガバリン、ガバペンチン、ガバペンチンエナカルビルが有効であり、長期間（６ヶ月以上）の治療では、ロチゴチンのみが有効であるとしています。ロピニロール、プラミペキソール、ガバペンチンエナカビルの長期投与については、有効な可能性があるに留めています。

◆RLS治療における注意点（Augmentation）

RLS治療において重要な問題となるのがaugmentationです。Augmentationは、RLSに対してドパミン作動薬を長期に投与しているときに起こる合併症で、①RLS症状の重症度が増悪する、②RLS症状がより容易に出現する、③１日のうちでより早い時間帯または午後（いつもより早い時間帯）に出現する、④上肢にまで症状が広がることを特徴とします。日本神経治療学会が示すaugmentationの予防方法とaugmentationが発症した場合の対処方法は、表５のとおりです。

表５　Augmentationの予防と対策[1)]

Augmentationの予防方法	●Augmentationの危険因子を排除する ①高用量のドパミン作動薬の投与を避け、できる限り有効最小用量にする（プラミペキソール0.5～0.75mg/日以下、ロピニロール２mg/日以下、L-DOPA製剤200mg/日以下） ②ドパミン作動薬とaugmentationを増悪しうる薬物（SSRI、ドパミン拮抗薬、抗ヒスタミン薬）を同時投与しているときは処方を再考する ③血清フェリチン低値（<50ng/mℓ）の場合、鉄剤を補給する ④半減期の長い薬物を使用する（半減期の短い薬物はaugmentation発症のリスク因子となる） ●１日の投与量を分割する（有効性を示したcontrolled studyはない）
Augmentationが発症した場合の対策	●現在内服中のドパミン作動薬の内服時刻を早める （例：使用している薬物の用量を変えずに２分割投与する。半量を午後の早めの時刻に投与する） ●ドパミン作動薬を短時間作用型から長時間型に変更する ●ドパミン作動薬を長時間型に変更しても無効な場合は、ドパミン作動薬から抗てんかん薬、クロナゼパムまたはオピオイドに切り替える

〈参考資料〉
１）日本神経治療学会　標準的神経治療：Restless legs症候群（2012年）
２）月刊薬事、56（４）、57、2014
３）睡眠医療、７（１）、91、2013
４）Eur J Neurol, 19:1385,2012
５）BMC Neurol, 11:28,2011

医薬品・医療機器等安全性情報 No.312・313

Pharmaceuticals and Medical Devices Safety Information

厚生労働省医薬食品局

No.312 目次

1．ケトプロフェン（外皮用剤）の妊娠中における使用について…… 3

2．重要な副作用等に関する情報 …… 7

1 ケトプロフェン（テープ剤）…… 7
2 パクリタキセル（非アルブミン懸濁型製剤）…… 8
3 レベチラセタム …… 12

3．使用上の注意の改訂について（その255）

ケトプロフェン（注射剤，坐剤）他（７件）……15

4．市販直後調査の対象品目一覧 ……18

No.313 目次

1．ゼプリオン水懸筋注シリンジの使用中の死亡症例について…… 3

2．重要な副作用等に関する情報 …… 8

1 パリペリドンパルミチン酸エステル …… 8

3．使用上の注意の改訂について（その256）

ペンタミジンイセチオン酸塩 ……10

4．市販直後調査の対象品目一覧 ……11

この医薬品・医療機器等安全性情報は，厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に，医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために，医療関係者に対して情報提供されるものです。

医薬品・医療機器等安全性情報は，医薬品医療機器情報提供ホームページ（http://www.info.pmda.go.jp/）又は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）からも入手可能です。

平成26年（2014年）４月・５月　厚生労働省医薬食品局

◎連絡先
〒100−8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省医薬食品局安全対策課
☎ 03-3595-2435（直通）
03-5253-1111（内線）2755、2753、2751
（Fax）03-3508-4364

検査センターだより

～「亜硝酸態窒素」のお話～

城﨑　利裕

日差しも強くなり暑さも厳しくなって参りますが、ワールドカップブラジル大会も盛り上がりを見せ、選手の皆さん同様、我々も負けないようにがんばらないといけませんね。

さて、今回の検査センターだよりは、本年４月１日から水質基準項目に追加されました「亜硝酸態窒素」について述べて参りたいと思います。

【性　質】

亜硝酸塩は、アンモニアから硝酸に酸化される際の中間生成物として存在します。

汚水処理過程あるいは土壌中においては、通常、亜硝酸態窒素が蓄積することはありませんが、pH等の影響で硝酸菌の活性が抑制されると亜硝酸が集積することがあります。

窒素肥料の量が多いところでは、土壌中の亜硝酸が集積しやすくなります。

水中では亜硝酸イオンとして存在しています。きわめて不安定な物質で、好気的な環境では硝酸態に、嫌気的環境ではアンモニウム態に速やかに変化します。

【人体への影響】

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を大量に摂取すると、体内で腸内細菌により亜硝酸態窒素に還元され、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンを生成し、メトヘモグロビン血症などの酸素欠乏症を引き起こす可能性があります。

さらに、亜硝酸と２級アミンが結合して、発ガン性物質である「ニトロソアミン」を生成することが指摘されています。

【基準等】

上記の人体への影響などを踏まえ、平成26年１月14日の厚生労働省生活環境水道部会において、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の一部が改正され、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加することが決定し、平成26年４月１日から施行することとなりました。

水道法やビル管理法で規制されているお水に関しては、定期的な検査が義務づけられていますが、井戸水等を利用されている方は、水道法が適用されませんので、自主的な検査が必要となります。

これまで検査を実施したことのない井戸水利用者の方は、一度調べられてみても良いかもしれませんね。

当会検査センターにおいても、亜硝酸態窒素の分析を行っています。お気軽にお問い合わせください。

参考文献：上水試験方法2011（理化学編）
厚生労働省のＨＰ

ひろしま桔梗研修会
平成26年度 第１回研修会

神戸薬科大学同窓会広島支部　**坂本　美湖**

日　時：平成26年４月13日（日）
場　所：広島県薬剤師會館

今年度の研修会は、糖尿病について４回シリーズで予定されています。講師は､水島協同病院の薬剤師であり、糖尿病療養指導士でもある大西順子先生です。

スライドを用いた講義では、２型糖尿病発症の病態や治療の基本的な進め方、糖尿病の臨床診断のフローチャートを使っての診断方法などについて説明されました。

フローチャートを用いての診断に加えて、病態をより詳しく把握していくためには、様々な検査があります。血糖の変動を把握するための持続血糖モニターや血糖自己測定、中長期の血糖の状態を把握する糖化蛋白検査、糖尿病のタイプを推定するためのインスリン分泌能やインスリン抵抗性、膵β細胞機能、血中C－ペプチドの測定など、検査値の示す意味を詳しく教えていただきました。

２型糖尿病の治療では、食事療法や運動療法が重要です。エネルギー摂取量の求め方や糖質、タンパク質、脂質の摂取割合について説明されました。「腹､七分。ゆっくりよくかむ。まとめ食いや夜食を避ける。」これが大事です！自分の食生活を指摘された気がしました。運動時間について、１日30分間は続けて、週３回以上行うようにする。体調がよくない時は無理せず休み、継続することが大切と言われていました。インスリンや血糖降下剤で治療を行っている場合は、低血糖の危険性があるため、食前は避けなくてはいけません。

最近はインクレチン関連薬の種類も増えて、よく使われるようになりました。様々な糖尿病治療薬の特徴や使い分けを分かりやすく説明していただきました。頭ではわかっているつもりでも､実際に患者さんに説明する際、うまく伝わらないことがありました。いま一度整理して覚えなおし、業務に役立てたいです。

続いてのグループワークでは、症例中の検査結果をフローチャートに当てはめて診断し、インスリン分泌能の評価やインスリン抵抗性の指標の計算式によって、病態を把握しました。以前行われた研修会でも扱われた内容であったため、よく理解している人がすすんで発言して活発に話し合いができました。次の症例では、標準体重から摂取エネルギーを算出して、食事療法を考え、運動療法ではどうアドバイスしたらよいかなど考えました。その患者さんができそうな内容でないと意味がないので、個々に適した方法を提案するのが大切であることがわかりました。

私は病院に勤務していますが、日々の業務をこなすうえでは、なかなか患者背景まで把握して関わることは難しい状況です。しかし、治療を続けるのに何か問題があれば、すべてのひとが無理でも、ひとりでもちょっと立ち止まって一緒に解決できればいいと思います。

薬剤師として働いていると、治療＝薬だと思いがちですが、糖尿病の治療の基本はやはり生活習慣の改善（食事療法・運動療法）であることを再認識できました。薬のみの知識ではなく広い視野で患者さんの役に立てる薬剤師が必要とされているので、その期待に応えていきたいです。

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

45！

羅　焚　屋

暑くなってまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？
今回は、60～70年代の若者層御用達グッズのひとつ、日本で最も売れた舶来万年筆「PARKER45」を取り上げたいと思います。

当時、PARKERといえば、21・51・61・75そして中学生からサラリーマンに至るまで、幅広く支持されていたのが45であった。50代以上だと未だお持ちの方も少なくないはずである。そう、「PARKER45」は実に誰でも購入できるブランド品といっても差し支えなかったかと思う。

私の記憶だと14金ペン・ステンレスキャップで、3,500円位と記憶している。

当時、国産のプラチナポケッツ及びパイロット・セーラー等の同等品が3,000円位である。舶来モノとしては、とてもリーズナブルであった。

特筆すべきは、樹脂ボディとしてはまずヒビ等の破綻がない、ハードユース向けの万年筆ということである。当時、舶来モノのプラスチック系ボディは、自然とヒビが入ることが多く、国産品でも皆無ではなかった。

そしてペン先の分解が容易、洗浄しやすいということである。

ペン先には、ステンレス・オクタニウム・金ペンがあり、金ペンについては、８金・10金・12金・14金が選べた。因みに各ペン先は交換部品として独立パッケージで別売もされており、一般の文具屋でも販売していた。

ペン先は硬いが、ボールペンの様にグリグリ書ける。

以上の様なウリがあればこそ、ヒット商品になるのも納得がいく。というわけで、日本のどこでも国産品以上にお目にかかる頻度の高い万年筆。

言い換えれば特に珍しい物ではなかった。（実際、今でも未使用品を販売している文具店は存在する。）

今回ご紹介するのは、そんな45の中でも割と珍しい14金張りキャップにグレイのバレルの組合せの一品である。

さらにペン先は、14金でB（太字）。実は、他のParker普及モデルも同様だが、日本で販売されていた大部分がF（細字）若しくはXF（極細）でM（中字）やB（太字）は、希といっていい。（相変わらず、世間様から外れたがる傾向にあるらしい）

半世紀以上前のヴィンテージにもかかわらず現在でも比較的入手し易く（B・Mは別ね！）、機能性・耐久性において非常に秀逸なこの万年筆は、最初の１本としてもお薦めである。

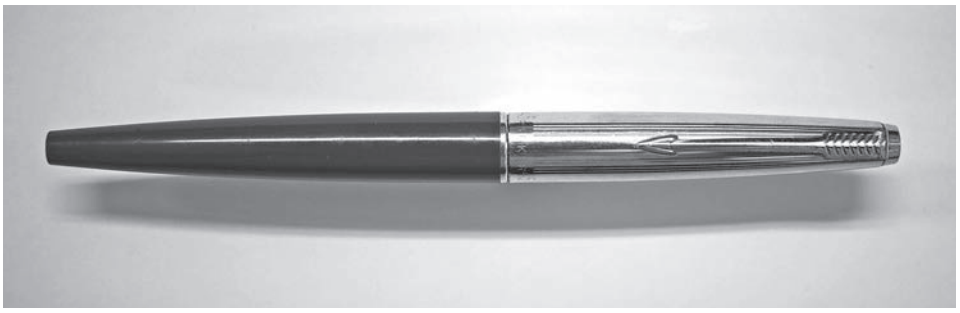

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

生きてる限り、チャレンジを忘れない。

因島支部　寺西　俊雄

I set foot in the industry of car racing which was my longtime dream last year. You may look at me with cold eyes wondering why a pharmacist is doing car racing. I'm actually doing it very seriously.

I started thinking about becoming a supervisor in the field of the car race after two years of full-scale circuit experiences joined in December, 2004. There was the race called super GT, but I found it difficult to supervise in this race considering the funding etc. Later I found that there was the race called super endurance race in a different category.

Ten years later, I finally made my debut as a supervisor at super endurance race, Okayama international circuit with FAIRLADY Z34 in September, 2013. Even though we started out from the ST-3 category qualifier seventh place and ranked the provisional second place in the pouring rain, the result was that we retired after 20th lap crashing into the wall at the last corner. When I take down the curtain of my life, it is the best if I have you say that that fellow was a car fool. With a certain limit of life, do you guys remember to challenge?

The words that there is in my heart, "Challenge your dream."

2013年12月　ニスモフェスティバル 富士スピードウエイ

2014年2月　鈴鹿ファン感謝デー 鈴鹿サーキット

2014年5月 岡山国際サーキット走行会

2014年5月　エキジビションレース 岡山国際サーキット走行会

＜和訳＞

昨年、私は長年の夢だった自動車レースの世界に足を踏み入れました。

どうして薬剤師である私が自動車レースなんかに？と思いになられるでしょう。だけど私は大まじめなのです。

2004年12月に"スーパー GT"というサーキットレースに参加した２年後に、私はチームの監督になりたいと思い始めました。それには資金面等もろもろの困難が伴うことが判明ました。（どうしてもあきらめきれず、いろいろ当たってみると、）スーパー耐久レースという種類のレースにたどり着きました。

10年後の2013年９月、ついに岡山国際サーキットにてフェアレディ Z34でスーパー耐久レースの監督として私はデビューを果たすことができました。

我々は、ST- ３クラスというカテゴリーの予選７位からスタートし、土砂降りの雨の中で２位まで順位を上げることができましたが、20周目の最終コーナーで壁に激突してしまい、リタイアとなってしまいました。私が人生の幕を下ろす時、もしまわりの人たちに私のことを"車バカ"と言わせることができたならば本望です。

限られた人生の中で、あなたは挑戦するということを忘れてはいないですか？

"Challenge your dream."　この言葉はいつも私の心の中にある。

シリーズ 薬局紹介㊲

ベスト薬局府中店

広島市東区矢賀新町３丁目１－３

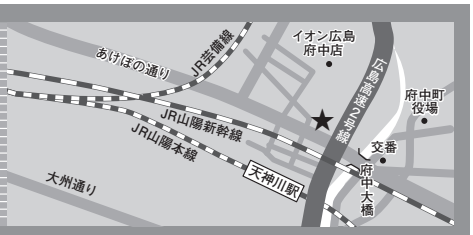

平成元年６月、東区温品のベスト薬局の支店として安芸郡府中町にベスト調剤薬局として開設しました。その後名称をベスト薬局府中店に改め、高速道路建設にともない平成14年１月東区矢賀新町の現在地に移転しました。

平成19年の２月から日曜日の午前中も開局し、定休日は祝日正月です。スタッフは薬剤師、事務を含め現在５名です。

広域処方箋を受け始めた当初は病院からの処方箋FAXが入るたびに薬の在庫があるかどうかを心配したものです。今ではジェネリック薬を含め1300種以上を在庫しており、足りない薬は卸会社に至急で配達してもらうなどの対応をすることで、あわてることも少なくなってきました。先月は鉄道病院、広大病院、マツダ病院等の広域病院をはじめ開業医等47軒から処方箋を受けました。件数が少ないとはいえ、地域の皆様のお役に立てているのではと自負しています。25年以上営業を続けさせていただいている成果だとも思っています。日曜日、救急ネットで開局情報を検索されたのか、他地区の病院の医師から電話で薬の在庫の問い合わせがあり、それから患者さんが処方箋を持ってこられたこともあります。いろいろな病院からの処方箋を受けているため在庫の無駄も非常に多く、毎年廃棄する薬の量も馬鹿になりません。

学生実習は今までに７名を受け入れました。今年度も１名を予定しています。学生を受け入れることにより、私たち薬剤師の勉強にもなり刺激にもなります。皆様の薬局も受け入れ薬局になられることで、役立つことが大いにあると思いますので、お勧めします。

私事ですが、現在、毎月１回小学校の同期会に行っています。開催案内を出すわけでもなく、第４木曜日にいつもの場所でということで出席者も確定していません。少ないときには10名、多いときには30名余りが集まり、昔の話や孫の話、持病、旅行、趣味の話などいろいろな話題で３時間程度楽しんでいます。還暦を過ぎた今も、皆まだ元気で飲めるぞということを確認するための会でもあります。何よりも気を使わずのんびりと命の洗濯をしています。

もう少しの間、薬局も飲み会も続けていければいいと願っています。

次回は、呉支部　フタバ薬局本通店さんです。

書籍等の紹介

「保険薬局業務指針2014年版」

企画編集：日本薬剤師会
発　　行：株式会社　薬事日報社
判　　型：Ｂ５判、約600頁（予定）
価　　格：定　　価　4,860円
　　会員価格　4,300円
送　　料：１部　460円

「居宅療養管理指導マニュアル第2版」

編　　集：神奈川県薬剤師会介護保険委員会／著
発　　行：株式会社じほう
判　　型：Ａ４判、100頁（予定）
価　　格：定　　価　2,592円
　　会員価格　2,260円
送　　料：１部　500円

「登録販売者研修テキスト第2版」

監　　修：日本薬剤師会
発　　行：株式会社ドーモ
発　　行：株式会社　薬事日報社
判　　型：Ｂ５判、約500頁（予定）
価　　格：定　　価　4,536円
　　会員価格　4,120円
送　　料：１部　460円

「POCTが変える医療と臨床検査」

監　　修：国際医療福祉大学教授　〆谷直人
編　　集：日本臨床検査自動化学会POC技術委員会
　　（旧POC推進委員会）
発　　行：株式会社じほう
判　　型：Ａ５判、146頁
価　　格：定　　価　3,780円
　　会員価格　3,400円
送　　料：１部　500円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、**書籍は受注後の発注となります**ので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
TEL (082) 246-4317　FAX (082) 249-4589
担　当：吉　田　　E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

訂正とお詫び

平成26年５月１日発行の本誌 2014 Vol.39 No.3 に以下のような誤りがありました。
ここに訂正してお詫び申し上げます。

◉P.3　（広島県薬剤師会監事選挙）
当　選　　水　戸　基　彦氏（広島佐伯）
　　児　玉　信　子氏（広島）　となっておりました。

正しくは、
当　選　　水　戸　基　彦氏（広島佐伯）
　　菊　一　瓔　子氏（広島）　です。

告　知　板

夏期休業のお知らせ

次のとおり夏期休業いたします。
よろしくお願いします。

8月13日（水）～ 15日（金）

第47回日本薬剤師会学術大会に参加希望の方
－ 事前登録費県薬で負担 －

大会に参加を希望される会員は、所属支部長へ参加希望の旨を申し出てください。

県薬では、支部割当数（県薬代議員数）の参加登録費（事前登録9,000円）を負担します。（８月25日（月）締切）

なお、支部長へ予約申込をされた方のみ該当者とします。

会員発表支援について

広島県薬剤師会では、例年、学術大会における本会会員の研修発表に対して旅費等の支援を行っています。発表される方は、次の要領でご応募下さい。

1．支援対象学術大会

1）第47回日本薬剤師会学術大会（山形市）

会　期：平成26年10月12日（日）・13日（祝・月）

会　場：山形市民会館（山形県山形市香澄町２丁目９-45）ほか

2）第53回日本薬学会日本薬剤師会日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会（広島市）

会　期：平成26年11月８日（土）・９日（日）

会　場：広島国際会議場（広島市中区中島町１- ５）

2．支援対象者数：各学術大会５名以内（但し、支援は発表者のみとし、二重支援はいたしません。）

3．応 募 方 法：応募者は、発表予定学術大会名、発表題名、発表者名、演題要旨を、県薬事務局（担当木下（ kinoshita@hiroyaku.or.jp）までメールにて送付して下さい。

4．応 募 締 切：平成26年７月31日（木）

5．採否について：採否は、学術・研修および保険薬局部会研修担当者から選任された選考委員により決定し、応募者にご連絡いたします。

6．附　　記：採択された方は、広島県薬剤師会県薬会誌に寄稿をお願いいたします。

問い合わせ先：広島県薬剤師会事務局
〒730－8601　広島市中区富士見町11－42　広島県薬剤師會舘内
TEL：(082) 246－4317（代）　E-mail：kinoshita@hiroyaku.or.jp

公益社団法人広島県薬剤師会
平成26・27年度 代議員選挙結果の告示について

平成26年６月２日
公益社団法人広島県薬剤師会
会長　**前田　泰則**

平成26年４月15日告示の公益社団法人広島県薬剤師会平成26・27年度代議員選挙につきまして、６月２日に公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会の山本和彦委員長より、選挙区ごとの当選者の報告を受けたことから、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第18条第２項により、当選者を告示いたします。

なお、任期は、平成26年４月１日から２年後の代議員選挙の終了の時まで（平成28年３月予定）です。

代 議 員 選 挙 当 選 者（80名）（各選挙区50音順・敬称略）

広島市薬剤師会（定数22名）
池田康彦、今田哲生、岩本義浩、岡田　甫、形部宏文、河内一仁、坂本　徹、新谷洋通、高橋　強、髙村豊至、武末玲子、長坂晋次、中野真豪、永野孝夫、野村伸昭、野村真由美、細田正紀、前田修一、宮本一彦、森川悦子、山内純子、吉川勇人

安佐薬剤師会（定数９名）
秋本浩志、荒田吉丸、大賀真樹子、木村昌彦、貞永昌夫、下田代幹太、峠　文子、土井郁郎、徳尾節子

安芸薬剤師会（定数５名）
皮間壽美子、長坂晃治、西原昌幸、畠山　厚、細田智子

広島佐伯薬剤師会（定数４名）
池田和彦、樽谷嘉久、呑田敬三、長谷川項一

大竹市薬剤師会（定数１名）
竹下武伸

廿日市市薬剤師会（定数３名）
新出　恵、藤山りさ、渡邊理恵子

東広島薬剤師会（定数５名）
出口正光、小埜真理子、島崎一郎、中石真紀、藤政智栄

呉市薬剤師会（定数６名）
明田丈之、佐々木一仁、佐々木拓也、中嶋都義、平本敦大、横田直典

竹原薬剤師会（定数２名）
神田信吾、阪田安雄

福山市薬剤師会（定数10名）
井上　真、大方十代治、甲メ愼二、作田利一、高橋富夫、田口直子、萩原謙二、松本久ニ子、山岡恵美子、山口恵徳

三原薬剤師会（定数３名）
常盤周作、中村勇樹、肥後克彦

尾道薬剤師会（定数４名）
麻生祐司、下田篤子、横田いつ子、横田　進

因島薬剤師会（定数１名）
津国美香

三次薬剤師会（定数３名）
清原厚子、杉田善信、中本明春

広島県行政薬剤師会（定数２名）
有馬明彦、松岡俊彦

高血圧治療薬バルサルタンの臨床研究データ操作問題。東京地検特捜部が薬事法違反（誇大広告）容疑で、製薬会社元社員を逮捕。この件を対岸の火事とは思わず薬剤師も襟を正す必要があるのかもしれない。

＜K－Z＞

最近、ネットニュースで「薬局で薬代を安くする裏ワザ！」なんて見出しで、おくすり手帳の有無で金額が変わる内容の記事を見かけるようになりました。テレビで取り上げられる日もそう遠くありません。薬剤師の職能を目に見えるかたちで伝えやすいツールでもあるので、患者さんに納得して使ってもらえるよう薬剤師側もいろいろ工夫をする努力が必要だと切実に思うこの頃です。　＜B級コレクター＞

梅雨の季節ですが、総会の季節でもあります。総会案内がやってきます。大会社の配当を見ると景気が上向いているようですが、末端には波及するでしょうか？

㊨

４月になり、Windows XPのサービスがなくなると言って大あわてでWindows 7になったと思いきや、インターネット・エクスプローラーが危険と言われ、ワ～どうすれば、とテンワヤンワでした。まず身近のパソコンがXPのため、場所を変えてのインターネットは、仕事の途中で入る調べ物の時、不便きわまりないです。IT化されるということは、便利なことか否か、考えさせられる年度始めになりました。　＜T²＞

今回で広報委員会もひと区切り。
委員の皆さま、事務局の皆さまお疲れ様でした。
「会誌を読んでますよ」と言ってくださるのを聞く時は、とてもうれしいです。　＜510＞

今回のダイエットは、今のところ順調で５kgほど痩せました。
でも思ったよりお腹がへこみません。腹筋のたるみのせいなんでしょうか？
とりあえず今の体重を維持しようと思ってます。　＜ターボ＞

最近読んだ本に「心の在り方が所作を表す」と、あった。確かに心に余裕がないとき雑な対応、行動をしていると思い当たる。そういえば最近ギリギリで対応している気がする…
日の出が早くなった今こそ！脱ギリギリを目指そう！　＜ ANK48 ＞

編　集　委　員

野村　祐仁　青野　拓郎　二川　勝　松村　智子
吉田亜賀子　奥本　啓　池田　和彦　藤山　りさ
村上　孝枝　原田　修江　後藤　佳恵

薬剤師国家試験　正答・解説

2頁　問6

解　説

窒素のある位置を1位として、ピリジン環の1,4位に2個(ジ)の水素(ヒドロ)が結合している。ニフェジピンなどに含まれる骨格である。

1　×　2-ピリドン
2　×　1,2-ジヒドロピリジン
3　○　1,4-ジヒドロピリジン
4　×　2,5-ジヒドロピリジン
5　×　2,3-ジヒドロピロール

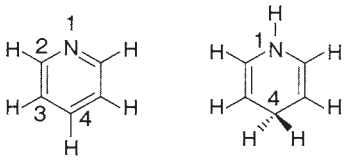

ピリジン

Ans.　3

9頁　問108

解　説

1　×　ハンゲはサトイモ科カラスビシャクの塊茎を用いる生薬で、**鎮嘔**、**鎮吐**、**去痰**を目的に用いられる。
2　×　バクモンドウはユリ科ジャノヒゲの**根**を用いる生薬で、鎮咳、去痰を目的に用いられる。
3　○　記述の通り。
4　×　ケイヒはクスノキ科 *Cinnamomum cassia* Blume の**樹皮**を用いる生薬で、健胃、解熱を目的に用いられる。
5　○　記述の通り。

Ans.　3、5

14頁　問160

解　説

1　○　チアマゾールは、抗甲状腺薬であり、甲状腺のペルオキシダーゼを阻害し、チロシンのヨウ素化を阻止することにより、甲状腺ホルモンの産生を抑制する。
2　×　トリロスタンは、副腎皮質ステロイドホルモン（アルドステロン及びコルチゾール）生合成過程の酵素の1つである3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素を特異的かつ競合的に阻害することにより、アルドステロン及びコルチゾールの産生を抑制する。
3　×　ゴナドレリンは、下垂体前葉を刺激してゴナドトロピン（黄体形成ホルモン、卵胞刺激ホルモン）の分泌を促進するため、性ホルモンの産生・分泌を促して性腺機能の低下を改善する。
4　×　テルグリドは、ドパミン D_2 受容体部分作動薬である。D_2 受容体刺激作用により、プロラクチン分泌を抑制する。
5　○　オキシトシンは、オキシトシン受容体を刺激して子宮平滑筋の律動的収縮を起こす。分娩誘発、微弱陣痛の治療などに用いられる。

Ans.　1、5

73頁　問185

解　説

1　×　腎機能の急激な悪化は考えられない。
2　×　腎機能の急激な悪化は考えられない。
3　○　腎排泄型薬物であり、腎機能低下患者では排泄遅延により急性腎不全など、症状が悪化する可能性がある。重篤な腎障害のある患者には原則禁忌である。
4　×　腎機能の急激な悪化は考えられない。
5　○　アミノグリコシド系抗生物質であり、急性腎不全などの重篤な腎障害や第8脳神経障害には要注意である。腎障害のある患者には慎重投与である。

Ans.　3、5

99回薬剤師国家試験問題
解答・解説　評言社薬学教育センターより引用

保険薬局ニュース

平成 26 年 7 月 1 日
広島県薬剤師会保険薬局部会
Vol.22　No. 4（No.122）

平成 26 年 5 月 7 日
広島県薬剤師会保険薬局部会

調剤報酬報酬明細書に記載する略号について

平成 26 年度調剤報酬改定により、調剤報酬明細書に記載する略号が追加されておりますので、お知らせいたします。

区分：薬学管理料

薬剤服用歴管理指導料	処方せんの受付 1 回につき、薬学的管理・指導、後発品の情報提供、残薬確認を行い、手帳に記入した場合	薬A
	処方せんの受付 1 回につき、上記の管理指導、情報提供、残薬確認を行い、手帳に記入していない場合	薬B

略号を記載した調剤報酬点数早見表を県薬ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp/ に掲載しておりますので、ご参照ください。

更新情報＞ 2014.5.7 平成 26 年度調剤報酬改定資料

平成26年 6 月19日

広 島 県 医 師 会 長　様
広島県歯科医師会長　様
広 島 県 薬 剤 師 会 長　様
広島県柔道接骨師会長　様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
医　療　保　険　課

福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（通知）

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成26年 8 月 1 日から、別紙のとおり福祉医療費公費負担事業に係る受給者証が更新されます。

ついては、貴会会員への周知について、御配慮くださいますようお願いします。

担　当　企画管理グループ
電　話　（082）513-3212（ダイヤルイン）
（担当者　山田）

別　紙

福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（お願い）

広 島 県 健 康 福 祉 局
（ 医 療 保 険 課 ）

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担事業の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度の福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について、次のとおりとしますので留意してください。

1　重度心身障害者医療費（91 重度）、ひとり親家庭等医療費（92 ひとり親）の受給者証について

平成25年８月１日から、県内一斉に重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の受給者証が更新され、次の地色の受給者証に変わります。従って、**従来の受給者証は７月31日で無効となりますので、８月１日からの診療にあたっては、必ず新しい受給者証によってください。**

現在受給者証を持っている方でも、８月１日からは医療費助成制度の対象とならない場合や受給者番号が変更となる場合がありますので、診療の際には受給者証の確認をお願いします。

項　　目	新しい受給者証の地色
重度心身障害者医療費受給者証	オレンジ色
ひとり親家庭等医療費受給者証	青　　色

2　乳幼児医療費（90 乳幼児）受給者証について

乳幼児医療費助成制度については、原則「うすい紫色」とします。市町によっては受給者証の色分けが異なる場合もありますが、これまで同様、受給者番号で区別してください。

【参考】 県費対象者（0~6歳児）…頭番号「２」、「４」～「９」
　　市町単独事業対象者　　…頭番号「３」

3　その他

被保険者が福祉医療費受給者証をお持ちの場合でも、高額療養費制度の該当の場合には、「限度額適用認定証」を提示をお願いするなど、お持ちになっている全ての証を医療機関等の窓口で提示するよう周知してください。

平成26年６月24日
日薬情発第21号

都道府県薬剤師会　御中

日本薬剤師会
広報担当副会長　生出　泉太郎

「お薬手帳携帯促進ポスター」のホームページ掲載について（ご案内）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて本会では、今年度広報活動の一環としまして、印刷して薬局店頭等に掲示するための「お薬手帳携帯促進ポスター」データを本会会員向けホームページにて公開しました。

ホームページでは定型ポスターの他、その薬局等で撮影された写真を利用して独自のポスターを制作する手順等も紹介しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

ホームページURL：
http://nichiyaku.info/member/minfo14/okusuri_techo.html

※会員向けホームページのため、ID/パスワードが必要です。
※薬剤師向けホームページの更新情報からもリンクしております。

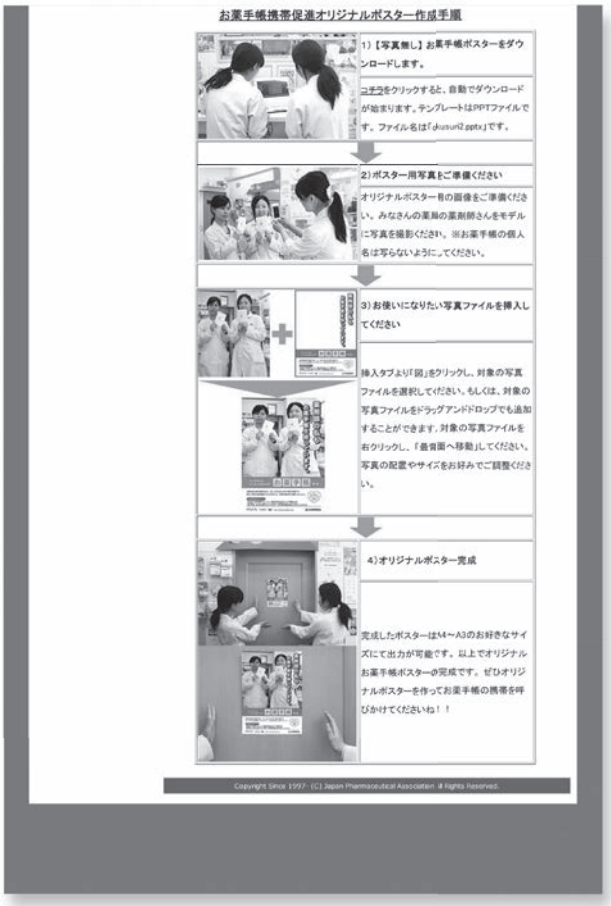

国会レポート
「アベノミクス第三の矢と医療制度」

参議院議員
薬学博士　　**藤井もとゆき**

安倍総理大臣はゴールデンウィークを利用して、ドイツをはじめ欧州各国を訪問しました。５月６日の経済協力開発機構（OECD）における講演において、アベノミクスについて触れ、その中で、混合診療の拡大や国家戦略特区等について強い意欲を示したと伝えられています。昨年６月に閣議決定された日本再興戦略を具体化し、新たな成長戦略に含める方向で、医療に関係するさまざまな施策が、さまざまな政府の会議で議論されています。会議毎に、検討状況を整理してみました。

（産業競争力会議の動き）

本年１月24日に閣議決定された「産業競争力の強化に関する実行計画」においては、重点施策の内容、その実施時期と担当大臣が示されています。戦略市場創造プラン関連の中の「健康寿命の延伸」の項目には「外国医師による外国人向け医療の充実」、「医療法人制度に関する規制の見直し」、「医療用医薬品から一般用医薬品への移行（スイッチOTC：検査薬を含む）の促進」、「先進的な医療へのアクセス向上（評価療養）」等が明記されています。

また、「適法性確認のための仕組みの創設」の項では、薬局等の店頭において自己採血による簡易な検査を実施できるようにすべく、平成25年度中にガイドラインを作成するとされており、具体的な手続きや留意点を示したガイドラインが厚労省から示され、本年４月から実施に移されています。本年度の厚労省予算に計上されている「健康情報拠点推進事業」の中で活用されることを期待しています。

更に、４月に開催された経済財政諮問会議との合同会議では、民間議員より医薬分業に伴うコスト構造（技術料の妥当性・適正性）を検証する必要性が指摘される一方、リフィル処方箋や薬剤師による処方量の変更についての検討等も指摘しています。

（規制改革会議の動き）

一方、規制改革会議においても、経済再生への突破口を開くという観点から検討が続けられており、本年３月以降、「医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見」をまとめ、厚生労働省は平成26年中に運用を開始すべきであるとされています。更に、評価療養、選定療養の仕組みに加えて「選択療養制度」を新設することも提案されています。いわゆる混合診療の拡大ということですが、医療団体のみならず、保険者団体や患者団体からも反対の声があがっています。

（国家戦略特区諮問会議の動き）

更に、国家戦略特区諮問会議においても、成長戦略に資するような措置を検討するとしており、特区の指定及び区域方針案が公表されています。特区は６箇所指定されており、東京圏、関西圏、福岡市において実施が見込まれる特定事業として、「病床規制の特例による病床の新設・増床」、「保険外併用療養の拡充」等が示されており、東京圏には更に「医学部の新設に関する検討」が含まれています。

成長戦略は重要ですが、国民皆保険制度が形骸化するようなことにならないよう、注視する必要があります。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

国会レポート
「調剤、薬剤費等に関する経済財政諮問会議の議論」

参議院議員
薬学博士　　**藤井もとゆき**

サッカーW杯ブラジル大会が目前に迫っています。サッカー会場の建設工事の遅れや、各地でのストライキの発生等、大変心配なニュースが聞こえてきていますが、そこはサッカー王国のブラジルのことですから、大いに盛り上がって開幕戦を迎えるものと期待しています。本文が皆様の目に届く頃にはグループリーグ戦の結果が出ており、日本が上位２チームに入っていることを、心より願っています。

さて、来年度予算案の策定方針を定めるいわゆる“骨太の方針”の策定に向けて議論が進められている経済財政諮問会議において、調剤や薬剤費等についての議論も行われています。具体的には、４月22日の経済財政諮問会議において民間議員の連名による提言文書が提出され、議論が行われています。

調剤に関しては、次のように指摘されました。

○調剤費は26％程度が技術料。医薬分業の下での当該技術料の妥当性・適正性について、そのコスト構造と併せて、精査・検証すべき。

○その際、診療報酬上の評価において、調剤重視から服薬管理・指導重視へのシフトを具体的に検討すべき。また、薬剤師の業務と責任の範囲の拡大の下、一定期間内の処方箋の繰り返し利用（リフィル制度）や一定条件下での処方量の変更等を検討すべき。

この提言を受けて、臨時議員である田村厚労大臣は、今回の改定では、いわゆる門前薬局の調剤報酬の適正化を行ったが、その徹底を図りつつ、調剤報酬等の適正化を進めてまいりたい旨の発言がなされています。また、田村大臣からは、医薬分業にしたのは薬価差益対策でもある旨の発言もされています。

また、薬剤費等に関しては、薬価の毎年調査と予算への反映、後発医薬品の利用率の上昇、医薬品の保険外併用の機動的活用、長期収載品の価格設定におけるルールの見直し、医薬品の保険適用の要否や自己負担率の調整についての検討、セルフメディケーションが進むよう、スイッチOTC推進の取り組みの推進とOTC化のルールの明示的な設定を提言しています。

特に調剤に関する提言の背景としては、「かかりつけ薬局」機能による重複投薬の防止等のチェック、患者への十分な説明を通じた有効性・安全性の向上、医薬品使用の適正化が期待されたが、いわゆる門前薬局が依然として多く存在しているとの文書による指摘がなされていることに留意しなければなりません。

骨太の方針は６月中・下旬に閣議決定されますが、上記の提案がどのように反映されるのか注目するとともに、医薬分業が適正に理解されるよう、今後とも努力する所存です。薬剤師会の皆様のご支援をよろしくお願いします。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

犯罪情報官 速報

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」の手続きを装った詐欺に注意！

消費税率の引き上げに際し，**「臨時福祉給付金」**や**「子育て世帯臨時特例給付金」**が支給されることとなり，多くの市町では，6月・7月ころから申請受付が開始されることが見込まれています。

これに伴い，**給付手続きを装った詐欺**が発生する可能性があります。

☆ご注意ください！！☆

○　市区町や厚生労働省などが，給付金の支給などの手続きのために，手数料の振り込みやATMの操作を依頼することは絶対にありません。

○　ATMを自分で操作して，他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

行政機関の職員などを名乗って，「臨時福祉給付金」などを口実とした不審な電話がかかってきた場合は，お住まいの市町や最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110）へご連絡ください。

平成23年−平成27年
「なくそう犯罪」
ひろしま 新 アクション・プラン
～犯罪の起こらない社会へ～

運動目標　日本一安全・安心な広島県の実現

行動目標　これまでで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。
携帯電話のバーコード読取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。
28警察署のうち,特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。
また，情報種別については，「子ども・女性対象の事件，不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから，受信するメールを自由に選択できます。

メールマガジン
会員登録

第47回 日本薬剤師会学術大会

The 47th JPA Congress of Pharmacy & Pharmaceutical Science in Yamagata

オール薬剤師の新たなあゆみ

–出羽の国 やまがたから発信–

会期 2014年10月12日(日)・13日(月・祝)

会場 山形市民会館、山形ビッグウイング、山形テルサ、山形市保健センター、山形国際ホテル、ホテルメトロポリタン山形

大会運営委員長 服部 智彦

主催

公益社団法人日本薬剤師会　一般社団法人山形県薬剤師会

事務局

一般社団法人山形県薬剤師会
〒990-2411 山形県山形市前田町17-15
Tel 023-622-3484　Fax 023-632-5196

事前参加登録事務局

トップツアー株式会社 山形支店
〒990-0031 山形市十日町1丁目1番34号
山形駅前通りビル2F
Tel 023-641-4141　Fax 023-641-1019
E-mail jpa47@toptour.co.jp

運営事務局

日本コンベンションサービス株式会社 東北支社
〒980-0824 仙台市青葉区支倉町4-34 丸金ビル6階
Tel 022-722-1311　Fax 022-722-1178
E-mail jpa47@convention.co.jp
URL http://www2.convention.co.jp/jpa47/

公益社団法人 広島県薬剤師会

〒730-8601　広島市中区富士見町11番42号
電話（082）246-4317（代）　FAX（082）249-4589
ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp

E-mailアドレス　yakujimu@hiroyaku.or.jp

E-mail QR

定価 300円